

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 **さいたま市社会福祉事業団**

シンボルマーク



3つの形は「人」を表しています。

3人の「人」が、寄り添い、暖かく包み込むようすをかたどり、協力と調和、互いに支え合うことを表現し、同時に、未来へのはばたきも表しています。

基調の緑は、やさしさと柔らかさ、自然の豊かさをイメージしています。

スローガン

『あなたの笑顔、みんなのしあわせ』

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念

私たちは、
だれもがその人らしい生活が送れ、
ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすと同時に、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

はじめに

本事業計画書（以下「本計画」と言う。）は、さいたま市社会福祉事業団が適正な運営と経営理念の実現のために、各施設を中心とした部門別（133施設180事業（指定管理施設数125））で構成した、令和6年度の計画である。

本年度は、障害関係施設を中心とした多くの施設が指定管理期間の最終年度にあたり、児童関係施設と一部高齢福祉施設では新たな指定管理期間の開始年度となっている。また、さいたま市の新規事業である放課後子ども居場所事業の運営受託も開始することから、本計画は、前年度までの計画を踏襲しつつも、新たな事業展開に対応すべく事業内容に考慮し作成した。

本計画においては、重点的に取り組む項目として、法人取組計画及び施設取組計画の令和6年度目標値を掲げ、達成に向けて計画的に取り組んでいくこととする。実施にあたっては、法人部分は、経営戦略会議、経営委員会、法人事務局を中心に取り組み、また、各施設においては、あり方検討会を中心として全職員が一体となって取り組み、令和6年度の事業を進めていく。

目 次

I	事業団全体としての取組	P 1
II	部門別	P 2
	さいたま市社会福祉事業団施設一覧表	P 2
[1]	事業団事務局	P 7
[2]	介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ	P10
[3]	老人福祉センター	P19
[4]	槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所	P28
[5]	老人憩いの家	P33
[6]	大崎むつみの里	P39
[7]	障害者福祉施設春光園	P49
[8]	槻の木	P56
[9]	槻の木第 1 やまぶき	P62
[10]	日進職業センター	P67
[11]	かやの木	P73
[12]	障害者福祉施設みのり園	P77
[13]	大砂土障害者デイサービスセンター	P82
[14]	みずき園	P87
[15]	さくら草学園	P91
[16]	杉の子園	P96
[17]	療育センターさくら草	P101
[18]	はるの園	P106
[19]	母子生活支援施設けやき荘	P112
[20]	児童センター	P117
[21]	放課後児童クラブ	P131
[22]	放課後子ども居場所事業	P135
[23]	大宮ふれあい福祉センター	P138

I 事業団全体としての取組

平成28年4月1日策定の「経営基本計画」（10か年）に基づき「後期経営実施計画」「後期法人取組計画」「後期施設取組計画」（各5か年）を令和3年度に策定し4年目となる。

法人取組計画に定める令和6年度の目標は、次のとおりである。

令和6年度法人取組計画（概要）

【経営基本方針1】 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

重点項目	法人目標	令和6年度目標
その人らしい主体的な生活の支援	利用者一人ひとりが望む主体的な生活が送れるよう、職員の人権意識を高める。	人権意識向上に向けた新しいシートの取組実施と次年度の取組について検討する。

【経営基本方針2】 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

重点項目	法人目標	令和6年度目標
地域福祉力の向上への貢献	法人（施設）が主催するイベント等を通じて、事業団が行っている事業や福祉について積極的に情報を発信し、福祉に関心を持ってもらうため、働きかけを行うとともに地域の福祉力向上に貢献する。	情報発信、情報発信ツールの活用について見直しをする。

【経営基本方針3】 期待されるサービスを追求します。

重点項目	法人目標	令和6年度目標
新たなサービスの創造	令和7年度新かやの木開設を前提に、現在利用している利用者のサービス向上と併せて、市民のニーズに応えられるような新たな事業展開を図る。	地域への説明の実施、工事契約、事業計画、利用者募集、職員配置を行う。

【経営基本方針4】 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

重点項目	法人目標	令和6年度目標
人材の確保・育成	サービス向上研修を行うことにより、職員同士がグループセッション等をおして施設種別ごとの課題や地域での課題を共有し、種別ごとや地域での課題の解決を図るとともに、人財力（職員能力）を向上させる。	各種別または各地域ごとのサービス向上研修会を実施する。

【経営基本方針5】 社会的責任を果たすとともに、自主経営基盤の確立を目指します。

重点項目	法人目標	令和6年度目標
経営基盤の強化	法人経営の健全化を目指し、介護保険事業及び障害福祉サービス等事業において利用者ニーズにあったサービス提供の充実に努め、自主財源を確保するための具体的対策を講じて、サービス活動増減差額の黒字転換を図る。	経営健全化指針に基づく具体的取組の検証。
	経費削減に向け、業務委託について現状の委託内容及び仕様の見直しを図るとともに、一部業務を委託から職員による業務処理への移行を図る。	経営健全化指針に基づく具体的取組の検証。
	ICTを活用し、業務の効率化を図る。	経営健全化指針に基づく具体的取組の検証。

II 部門別

さいたま市社会福祉事業団施設一覧表

施設名		種別	定員	事業開始年月日	
グリーンヒル うらわ	きんもくせい	介護老人保健施設	100人	平成5年5月10日	
		(予防)短期入所療養介護		平成18年4月1日	
		(予防)通所リハビリテーション	20人		
		(予防)訪問リハビリテーション	—	平成22年4月1日	
		医療型短期入所(障害福祉サービス)	—	平成26年8月1日	
	ぎんもくせい	軽費老人ホーム (ケアハウス)	100人	平成5年5月10日	
	デイサービスセンター	通所介護	20人	平成5年10月1日	
		介護予防通所介護サービス		平成29年4月1日	
		交流型通所サービス	3人	平成29年4月1日	
	在宅介護支援センター	老人介護支援センター	—	平成5年10月1日	
居宅介護支援		—			
春光園	けやき	生活介護	77人	平成18年10月1日	
		自立訓練(生活訓練)	10人		
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
		宅配食事	—	平成18年10月1日	
		生計困難者に対する相談支援事業	—	平成28年12月1日	
	うえみず	生活介護	20人	平成19年4月1日	
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
大崎むつみの 里	第1事業所	かがやき・ほほえみ	70人	平成18年10月1日	
		こもれび	20人	平成19年4月1日	
		きらめき			
		はばたき	15人		
		大崎実習センター	55人		
			特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日
	第2事業所	大崎児童学園(児童 発達支援センター)	児童発達支援	30人	平成18年10月1日
			保育所等訪問支援	—	平成25年4月1日
			障害児相談・特定相談支援	—	
	障害者生活支援センター	緑区障害者生活支援 センターむつみ	地域生活支援	—	平成18年10月1日
			特定相談・障害児相談支援	—	
			一般相談支援	—	
		浦和区障害者生活支 援センターむつみ	地域生活支援	—	平成20年12月1日
			特定相談・障害児相談支援	—	
			一般相談支援	—	
	むつみホーム大間木	共同生活援助	10人	平成28年12月1日	
		短期入所事業	—	平成30年5月1日	

施設名		種別	定員	事業開始年月日	
さくら草学園	児童発達支援センター	児童発達支援	30人	昭和58年4月1日	
		保育所等訪問支援	—	平成25年4月1日	
		障害児相談・特定相談支援	—		
槻の木	槻の木	生活介護	50人	平成19年4月1日	
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
	第2やまぶき	就労移行支援	6人	平成19年4月1日	
		就労継続支援B型	10人		
槻の木第1やまぶき		就労移行支援	6人	平成19年4月1日	
		就労継続支援B型	16人		
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
日進職業センター		就労移行支援	15人	平成19年4月1日	
		就労継続支援B型	25人		
		就労定着支援	—	令和5年4月1日	
かやの木		生活介護	18人	平成19年4月1日	
		就労継続支援B型	10人		
大砂土障害者デイサービスセンター		生活介護	14人	平成18年10月1日	
		自立訓練(機能訓練)	6人		
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
杉の子園		児童発達支援	30人	平成19年4月1日	
		保育所等訪問支援	—	平成26年4月1日	
		障害児相談・特定相談支援	—	平成26年9月1日	
はるの園	児童発達支援センター	児童発達支援	30人	平成23年4月1日	
		保育所等訪問支援	—	平成25年4月1日	
		障害児相談・特定相談支援	—		
みのり園	障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	—	昭和58年4月1日	
	放課後デイサービスみのり	放課後等デイサービス	10人	平成22年5月1日	
みずき園		生活介護	26人	平成22年4月1日	
		特定相談・障害児相談支援	—	平成27年4月1日	
療育センター さくら草	すみれ(児童発達支援センター)	児童発達支援	30人	平成19年4月1日	
	たんぽぽ(児童発達支援センター)		30人		
			保育所等訪問支援	—	平成26年4月1日
			障害児相談・特定相談支援	—	平成25年4月1日
和楽荘		老人福祉センター	—	平成11年4月1日	
いこい荘		老人福祉センター	—	平成14年4月1日	
寿楽荘		老人福祉センター	—	平成11年4月1日	
東楽園		老人福祉センター	—	昭和59年5月1日	

施設名		種別	定員	事業開始年月日
あずま荘		老人福祉センター	—	昭和58年4月1日
しもか荘		老人福祉センター	—	平成5年7月1日
馬宮荘		老人福祉センター	—	平成14年5月7日
仲本荘		老人福祉センター	—	平成23年5月1日
槻寿苑	老人福祉センター	老人福祉センター	—	平成17年4月1日
	デイサービスセンター	地域密着型通所介護	15人	平成29年4月1日
		介護予防通所介護サービス		
		交流型通所サービス	3人	
居宅介護支援事業所	居宅介護支援	—	平成17年4月1日	
けやき荘		母子生活支援施設	19世帯	平成15年4月1日
三橋	児童センター	児童センター	—	昭和56年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成4年7月1日
	老人憩いの家分館	老人憩いの家	—	平成14年12月1日
植竹	児童センター	児童センター	—	昭和57年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
天沼	児童センター	児童センター	—	昭和59年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
宮原	児童センター	児童センター	—	昭和60年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
植水	児童センター	児童センター	—	平成2年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
本郷	児童センター	児童センター	—	平成3年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成4年7月1日
片柳	児童センター	児童センター	—	平成4年7月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
海老沼	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	
春野	児童センター	児童センター	—	平成6年7月16日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成6年7月16日
馬宮	児童センター	児童センター	—	平成14年5月7日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成14年4月1日
文蔵	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日

施設名		種別	定員	事業開始年月日
浦和別所	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
与野本町	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
	老人憩いの家	老人憩いの家	—	
向原児童センター		児童センター	—	平成15年4月1日
大戸	児童センター	児童センター	—	平成15年4月1日
与野南	放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成16年4月1日
大久保東児童センター		児童センター	—	平成16年4月1日
岩槻児童センター		児童センター	—	平成17年4月1日
仲本児童センター		児童センター	—	平成23年5月1日
尾間木児童センター		児童センター	—	平成28年4月1日
宮前放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
七里放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
佐知川放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成4年4月1日
東大宮放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成7年4月1日
神田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成14年4月1日
大砂土放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成15年4月1日
谷田放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
常盤放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大谷場放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
西浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	65人	平成16年4月1日
大久保東放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
三室放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
上木崎放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
中尾放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
土合放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
仲町放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
南浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
沼影放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
栄和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
辻放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	55人	平成16年4月1日
北浦和放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
木崎放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
善前放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
田島放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
原山放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大牧放課後児童クラブ		放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日

施設名	種別	定員	事業開始年月日
本太放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大門放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
新開放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
針ヶ谷放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大谷口放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
道祖土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
高砂放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大谷場東放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
浦和大里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
与野八幡放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成16年4月1日
大戸放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
与野本町放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
与野西北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
下落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
上落合放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
大久保放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
中島放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	50人	平成16年4月1日
植水第二放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
城北放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	70人	平成17年4月1日
太田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
西原放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	70人	平成17年4月1日
城南放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
慈恩寺放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
東岩槻放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成17年4月1日
和土放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
徳力放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
柏崎放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	30人	平成17年4月1日
上里放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	40人	平成17年4月1日
東宮下放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	35人	平成22年4月1日
野田放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業	35人	平成24年4月1日
新和小学校放課後子ども居場所事業	放課後子ども居場所事業	—	令和6年4月1日
大宮ふれあい福祉センター		—	平成27年4月1日
合計	入所	210人	19世帯
	通所		3,880人

【1】事業団事務局

1 基本方針

事業団事務局は、評議員会及び理事会の運営を始め、事業団の法人業務を遂行するとともに、効率的な経営を図るため、適正な事務事業の執行にあたる。

各施設経営及び事業の実施にあたり、各担当課、各施設等との総合調整を図り、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行う。

2 業務内容

<総務課>

法人運営の総務全般及び職員の人事、服務に関する事務処理を統括し、法人業務を処理するとともに、各種制度の適正な運用に努める。

令和5年度から運用を開始した勤怠管理システムをさらに整備し、紙媒体の書類を必要最小限にして事務の効率化を図るとともに、人事管理システムの本格的な実施も目指していく。また、法改正にあわせた事業団の諸規定等の見直しを図り、事業団としての制度を整備していく。さらに、高齢者の雇用による人材活用及び若年層の雇用による将来を見据えた人材確保に努めていく。

- (1) 評議員、役員に関する庶務及び評議員会、理事会の開催
- (2) 事業団諸規定の見直し（定款、諸規程、細則、要綱の制定及び改廃）
- (3) 職員採用及び人事に関する庶務並びに人事管理システムの運用
- (4) 職員の服務に関する制度の整備及び職員の給与体系の見直し
- (5) 職員相談窓口及び苦情解決制度の庶務
- (6) 職員健康管理（健康診断、ストレスチェック等）の実施
- (7) 業務の適正及び効率性を確保するための内部監査の実施
- (8) 施設長会議、各種研修会（ハラスメント防止、メンタルヘルスケア等）及び事務説明会の実施
- (9) さいたま市、法務局、労働基準監督署等関係機関への各種届出及び報告

<財務課>

(1) 財務担当

経営基盤の強化、事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、管理会計の手法を用い、法人全体の経営状況を把握し各施設に必要な指導を行う。

また、円滑な事務処理のため、財務事務担当者会議を必要に応じて開催する。

さらに、前年度の会計監査人意見の「無限定適正」を維持するために、ガバナンス及び財務規律の更なる強化を徹底するとともに、社会福祉充実残額から社会福祉充実計画を策定する。

- ① 各施設・事業の経理データの統括（施設の月次報告の把握と事業毎の総括、必要なデータの作成・分析、予算、補正予算、決算）
- ② 財務事務担当者会議
- ③ 外部団体研修会の参加
- ④ 外部機関との連絡、調整（税務署、市役所、全事協、金融機関等）
- ⑤ 資金の管理と運用
- ⑥ 各施設の契約事務、修繕計画の統括
- ⑦ 事務局、児童センター、老人憩いの家、老人福祉センター等の経理事務
- ⑧ 経営状況ヒアリングの実施

(2) 給与担当

施設との連絡、調整を徹底し、給与システムを活用した適正な支給を行うとともに、必要な人件費データの作成を行い、給与改定や税制改正等に速やかに対応する。

- ① 職員の給与、賃金、退職金の計算及び支給
- ② 外部機関への届出、連絡（年金事務所、ハローワーク、全事協、福祉医療機構、税務署、労働基準監督署、市役所、金融機関等）
- ③ 人件費のデータ管理と給与関係資料の作成
- ④ 諸手当の適正な支給のための実態調査
- ⑤ 職員福利厚生事業と職員互助会の統括
- ⑥ 年金受給に関する説明会の開催

<事業課>

法人の経営等に関する庶務、経営基本計画等の推進、経営健全化指針の管理、指定管理者制度に関する手続き、大宮ふれあい福祉センターの管理・運営、各施設のサービス及び事業の実施に係る企画立案等を統括する。また、法人全体に係る研修、説明会、イベント等の企画運営及び会議の庶務を行う。

(1) 会議、委員会の庶務

経営戦略会議、経営委員会、研修委員会、危機管理委員会、サービス向上担当者会議等

(2) 経営基本計画等の推進

経営基本計画及び後期経営実施計画を推進するとともに、後期法人・施設取組計画の作成や評価、見直しに関する庶務を行う。

(3) 経営健全化指針の管理

経営健全化指針及び経営健全化指針に基づく行動計画について進行、管理する。

(4) 指定管理者制度に関する手続き

さいたま市所管課との調整や協定書に関する各種申請・報告等の事務を行うとともに、次期指定管理の応募に関する庶務、指定管理者制度に関連する調査・研究、職員を対象とした研修等を行う。

(5) 法人に係る統括、調整等（児童課所管の事務を除く。）

- ① 利用状況の把握・報告、事業計画、事業報告、行事、広報、利用者の事故対応、事業運営に係る保険等の取りまとめ
- ② 各種調査回答、情報公開、後援等

(6) 大宮ふれあい福祉センターの管理・運営

(7) 研修の推進及び実施

年間研修計画の推進、階層別研修の実施（新任管理職研修外 7 研修）、事業課主催研修の実施（感染症対策研修、職員交流研修等）、各種委員会主催研修の庶務（人権擁護・虐待防止研修、危機管理研修、サービス向上研修等）、職員実践・事例・研究発表会の実施

(8) イベントに関すること

法人主催のイベントであるアート作品展「スマイル・プラス」等の庶務を行う。

(9) 自主経営施設に関すること

既存施設の建替えや新たな社会福祉事業の実施等について、必要な庶務を行う。

<児童課>

事業団の児童福祉に係る施設及び事業（児童センター・放課後児童クラブ・放課後子ども居場所

事業)を統括し、効率的な経営を図るとともに事業活動の指導監督にあたる。

児童の健全育成と保護者の子育てを支援するため、職員の専門性の向上やサービスの向上等を図っていく。

(1) 児童福祉施設各施設の総括的管理

利用状況の把握・報告、各種調査回答、保険、広報、利用者事故報告等

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の事業運営

事業計画・報告、各種マニュアルの管理、利用者アンケート・自己評価の実施、苦情処理等

(3) 研修の実施

児童センター・放課後児童クラブ職員向け研修

(4) 各種会議等の開催

事業責任者会議、クラブ長及びクラブリーダー会議、放課後児童クラブブロック別連絡会議

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の人事管理

人事（職員採用、人事異動事務等）

(6) 単独型放課後児童クラブ及び放課後子ども居場所事業の庶務・財務管理

① 庶務（勤務報告、文書管理・ファイリング、建物設備の修繕等）

② 財務（予算・補正予算作成、決算報告、備品管理、業務委託事務、業者支払い、おやつ代監査等）

(7) 各施設の小破修繕について実施、又は施設で実施するための指示、助言

① 各施設からの修繕（修理）依頼書の受付

② 各施設の設備や備品の修理（修繕）の実施又は助言

【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 介護老人保健施設きんもくせい
- ① 介護保険事業（施設入所・短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション）
 - ② 障害福祉サービス事業（医療型短期入所）
- (2) ケアハウスぎんもくせい（軽費老人ホーム）
- (3) グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター（通所介護、介護予防通所介護サービス、交流型通所サービス）
- (4) グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 自主事業

- (1) 居宅介護支援事業（グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター）

3 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者とその家族、地域住民が家庭を中心に幸せな生活が営めるように支援します。
基本方針	利用者・家族の意思や人格を尊重したサービスの提供を行います。
	複合施設による総合的かつ多機能なケアサービスの提供を行います。
	地域に貢献できる施設サービスの提供を行います。

<介護老人保健施設きんもくせい>

基本理念	高齢者一人ひとりが個性豊かに生き生きと過ごせるよう自立を尊重し、家庭への復帰を支援します。
	明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した温かな出会いとふれあいの場とします。
	高齢者を支える連携のネットワークの核としての機能を備えます。
基本方針	施設サービス計画に基づき、ケアアセスメントや評価を実施し個別ケアを充実させます。
	利用者の生活機能向上のため、積極的にリハビリを行い体力や基本動作能力の維持向上に努めます。
	「利用者の声」や「苦情」を真摯に受け止め、多様なニーズに対応できる施設づくりを行います。
	利用者と職員の安全を守ります。
	研修生、実習生、ボランティアを受け入れ、指導を通して自己成長を図ります。
	在宅支援等を通し、地域社会へ貢献し地域活性化の一翼を担います。

<ケアハウスぎんもくせい>

基本理念	利用者様一人ひとりが個性豊かにいきいきと過ごせるよう、その自立を尊重し、介護予防に資することに努めます。
基本方針	利用者との関わりを大切にするなかで、心身の状況や生活環境の変化を的確に把握します。
	把握した利用者の変化を職員間で共有し、より良い「生活の場」について利用者、家族へ提案します。
	複合施設であるグリーンヒルうらわの各事業所と連携をとり、一体的・総合的な支援に努めます。
	地域の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、行政との連携を密接に図り、将来の生活に対する不安や悩みに真摯に対応します。

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

基本理念	利用者、家族の意思や人格を尊重したサービスの提供
	複合施設であることを生かした多機能面にわたる総合的サービス
基本方針	利用者がいつも安心して通所ができる施設づくりを行います。
	看護師による健康管理のもと、生活機能の向上及び維持に努めます。
	常に利用者の声を大事にし、苦情にも真摯に対応します。

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター>

基本理念	国やさいたま市が進める日常生活圏域における、介護・医療連携・生活支援・住まい・介護予防の視点を基礎として、支えあいネットワークづくりを進めます。
基本方針	介護に関する総合相談窓口として機能します。
	地域で暮らす高齢者の生活を支えるため、地域の関係機関等と多職種連携を図ります。
	地域の活動につなげられる相談支援を実施します。

4 今年度の施設取組計画

<介護老人保健施設きんもくせい>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
高齢者虐待、不適切ケアを防止し、利用者の尊厳を守るために、利用者の人格・人権を重んじる職員の育成を図る。	職員を講師とした地域住民等対象の啓発講座を年1回以上開催する。
サービスの質を維持・向上するために、多機能・多職種の専門職集団として、質の高い職員の育成に努める。	企業等講習を年2回定着させ、接遇勉強会を年3回以上実施する。
健全な経営と良質なサービス提供の両輪を施設運営の軸とし、専門的サービス提供のみならずコスト意識を持った職員を育成し、稼働率向上はもとよりスコア60点以上を維持し在宅強化型老健として収益を上げる。	介護報酬改定による新加算の算定に向け体制強化を図る。

<(予防)短期入所療養介護・(予防)通所リハビリテーション・(予防)訪問リハビリテーション・医療型短期入所(障害福祉サービス)>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
高齢者虐待、不適切ケアを防止し、利用者の尊厳を守るために、利用者の人格・人権を重んじる職員の育成を図る。	通所リハビリ事業と合同で通所系サービスの学習会を年2回以上実施し、うち1回は講師を務める。
各種マニュアルの整備・見直しを行い、緊急時においても安定したサービス提供を実現する。	通所・訪問サービス独自のマニュアルを基にした訓練を年1回以上実施する。マニュアルの見直しを行う。
健全な経営と良質なサービス提供の両輪を施設運営の軸とし、専門的サービス提供のみならずコスト意識を持った職員を育成し、稼働率向上を図る。	介護報酬改定による新加算の算定に向け体制強化を図る。

<ケアハウスぎんもくせい>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
研修や日常業務の中で、人権意識を向上させ、人権侵害防止へ取り組むとともに、主体的な生活を支援できるよう、利用者のニーズ把握・対応に努めていく。	2つ以上の研修参加、2回以上のケース検討会議、年1回新規事業
『三室地区第2次地域福祉行動計画』への参画をし、福祉や健康、ボランティアに関する講座や研修の開催や、地域住民への学習機会を作ります。	計画等への参画と実施をする。 年1回以上の講座開催
法人及び施設の経営等の状況を把握するとともに、令和3年度中に入退居の基準を整備し、稼働率の向上を図る取組を行う。	5か所以上の広報、3ケース以上の担当者会議、5回以上の施設内研修

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
高齢者虐待、不適切ケアを防止し、利用者の尊厳を守るために、利用者の人格・人権を重んじる職員の育成を図る。	家庭向け虐待防止啓発活動を行う。
地域性を活かしたプログラムの提案と質の良いケアサービスを提供する。	個別プログラムに対する満足度調査を実施する。

質の良いサービス提供が実践できる職員を育成する。	通所リハビリ事業と合同で通所系サービスの学習会を年 2 回以上実施し、うち 1 回は講師を務める。
--------------------------	---

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
地区社協、民生委員、地域包括支援センター等各関係機関と連携を図り、コロナ禍の中で感染対策を行いながら、地域の支えあいネットワークづくりを進める。	取組の継続。評価し、課題抽出する。
基本理念に沿った職場内カンファレンスを定期的実施し、外部研修にも参加することで、職員のスキルアップを目指す。	定期的カンファレンスを週 1 回実施。 主任ケアマネ研修に 1 名参加。 外部研修各自 2 回以上参加。
新規利用者を獲得しケアプラン件数を増やすとともに、事業所加算の取得を継続することで、収入増を図る。	特定事業所加算の継続、ケアプラン件数 1044 件（常勤職員 3.0 換算）

5 具体的計画

<共通>

地域の皆様が、家庭を中心とした幸せな生活が継続できるように、基本方針に基づき、4つの施設が持つ機能の有機的な連携を図り、複合施設の多様性を活用した総合的包括的なサービスを提供する。

- (1) 危機管理及びサービスの標準化を図るための各種マニュアルの見直しと活用
- (2) 食事提供サービスの充実（行事食及び嗜好調査の実施、給食会議の活性化）
- (3) 施設内連携の一層の強化に向け、施設全体に係る連携や調整を、事務所を中心に行う。さらに迅速な情報共有と適切な情報管理を図るため、施設内パソコンネットワークの活用、パスワードの管理を徹底する。
- (4) 区役所健康福祉部、地区民生委員協議会等への事業報告を行い、事業内容と利用状況、施設の取組などについて周知を図る。
- (5) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化等の検討を行う。

<介護老人保健施設きんもくせい>

看護・医学的管理のもと一定期間入所し、要介護高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、医療、介護、リハビリテーション、相談援助の適切な提供を通して、在宅復帰及び在宅生活を支援する。

- (1) 冠婚葬祭や家庭の都合、介護者の介護疲れ等による一時休養等の理由により、家庭で生活されている方々を短期入所で受け入れ、家庭での生活を継続できるよう支援する。また、困りごとや利用に対する相談に迅速に対応するため、支援相談員を週 6 日配置し、電話はもとよりメールでの相談も継続して受け付ける。
- (2) 家庭生活においてもリハビリテーションを充実させ心身の機能維持を図るため、通所及び訪問リハビリテーションを実施し、入所後 3 か月は短期集中リハビリテーション期間として週 6 回のリハビリテーションを提供する。
- (3) 障害福祉施策である医療型短期入所において、重度心身障害（児）者の短期入所受入れ体制を整え支援する。
- (4) 在宅復帰、在宅生活支援に向け、家族との結びつきを重視するとともに、さいたま市立病院をはじめとする近隣の医療機関および居宅介護支援事業所等との連携強化を図る。在宅復帰を目標に、入所後は 1 か月ごとに利用者、家族とカンファレンスを行い、在宅に向けた具体的な課題

の抽出と解決策を講じ、安心して自宅で暮らせるよう適切な介護環境整備する。家庭訪問による家屋調査、介護指導、居宅介護支援事業所との介護サービスの確認等、利用者と介護者が安心して在宅生活が営めるよう支援する。

- (5) 虐待および不適切ケアに対する意識を高め、その防止を実践するため、職員教育・研修の機会を持ち、専門性の高い質の良いサービスを提供する。年4回の職場内研修、不適切ケアの顕在化への取組、働きやすい環境・人間関係づくりに努め、自浄作用の強い組織風土を持続する。
- (6) 地域住民との交流事業への取組と広報活動に努め、当施設の周知及び地域に根差した施設を目指す。実習生の受入等も積極的に行い、専門職育成の裾野を広げる一翼を担うとともに実習指導を通じ職員の資質向上と風通しの良い施設運営を行う。
- (7) 医療機関からの速やかな受入れ、在宅復帰、在宅との往復利用等により、医療と介護の連携を踏まえた地域内循環型の介護老人保健施設を目指す。
- (8) 新型コロナウイルス等感染症対策を常態化し、感染を「持ち込まない・広げない」取組を継続する。万が一、陽性者が発生した場合も速やかに拡大防止に取り組み、集団感染化を抑止する。また、感染対策を講じつつ、可能な限り行事ならびに地域貢献事業を実施し、地域に根差す施設運営を目指す。

<ケアハウスぎんもくせい>

自分らしく暮らしたいという各利用者に寄り添い、ケアハウスとして、個々に合わせた生活への支援・サービスを提供する。

- (1) 「入浴」「食事」「生活相談」等のサービスを低額な料金で提供し、安全で安心な住まいとして生活ができるよう支援する。
- (2) 利用者の心身状況等を的確に把握しながら、利用者一人ひとりが個性豊かに生き生きと過ごせるように、その自立を尊重する。
- (3) 利用者の主体的な生活を支援できるよう利用者アンケート等を行い、利用者のニーズ把握や魅力ある施設づくりに努める。
- (4) 利用者が身体機能を維持し生きがいをもって生活するため、家族をはじめ、介護支援専門員等関係機関、地域との円滑な連携を図る。
- (5) 利用者の人権擁護への意識の向上を職員間で共有し、日常業務の中や施設内研修等で学習の機会を設ける。
- (6) 施設の老朽化に伴う計画的な環境整備、入所判定会議の随時実施等、受け入れ体制を整え稼働率の向上を図る。
- (7) 新型コロナウイルス等感染症対策については、日常観察に注視し異変に対する気づきをする等、感染を拡大させない取組を行う。万が一、陽性者が発生した場合も速やかに拡大防止に取り組み、集団感染化を抑止する。

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

介護予防通所介護サービス及び交流型通所サービスの総合事業を実施し、閉じこもり防止や他者との交流・活動支援を行う。また、機能訓練、入浴、食事等のサービスを提供するだけに留まらず、年間を通じて、季節に応じた各種行事を行う。また、家族の負担を軽減するため、随時、相談を受けながら利用者一人ひとりの実情に合わせた柔軟な対応を行う。

- (1) 利用者及び家族、居宅介護支援事業所等との綿密な情報交換・共有により、ニーズや在宅生活の状況を把握し、在宅生活が継続できるよう支援し、家族には利用状況のわかりやすい報告に努める。

- (2) グリーンヒルうらわ内の各施設との協働により、合同行事やレクリエーション等で季節感の味わいや他者との交流、賦（ふ）活化の機会を確保する。
- (3) 地域ボランティアを積極的に受け入れ、利用者が楽しめる機会を確保するとともに、風通しの良い施設運営を行う。
- (4) 利用者一人ひとりの個性や趣味、嗜（し）好に応じ、レクリエーションや制作等のプログラムを提供する。地域性を活かした園芸活動にも注力していく。

＜グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター＞

地域で暮らす高齢者の総合相談窓口として、在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所の機能を生かし、介護予防から介護になっても安心して地域で生活できるように各関係機関とともに地域共生社会づくりに貢献する。また、地域支援活動や介護予防教室については、関係機関と場所や方法など協議をし、感染症対策を講じて参加や開催を継続していく。

- (1) 各種福祉サービスの相談・申請代行
- (2) サービス未利用独居者の見守り支援や情報提供の強化
- (3) 介護予防体操教室の開催
- (4) 居宅介護支援事業所の運営
- (5) 他法人との事例検討会開催等、介護支援専門員としての資質向上のための取組

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症・食中毒等に関するリスク対応と防止策の検討・実施を行う。

- ① 感染対策会議を月1回開催しグリーンヒルうらわ全体の感染対策行動を協議・決定する。
- ② 食堂をはじめとして、職員の昼休憩場を男女休憩室、会議室、中事務室、療養棟休憩室に限定し、複数人が食事をする場所には全てパーティションで仕切りを設置する、パーティションは毎日清掃・消毒する。
- ③ きんもくせいで感染防止対策委員会を中心に職員へ季節報を発行して啓発を行う。特に新型コロナウイルス等感染症陽性に対しては、「常時の備えと差別偏見の撲滅」を施設全体のスローガンとして強く推し進める。
- ④ 来館者には、手指消毒の徹底と健康チェックなど、感染防止の協力を依頼する。感染拡大の状況を鑑み、直接面会等も柔軟に判断・対応する。
- ⑤ 利用者には、通所・入所ともに可能な限りマスク着用を依頼するとともに、職員による観察により、発熱等体調変化の早期発見に努める。
- ⑥ リハビリ室の器具をはじめ、全館の手すり・エレベーターボタン・洗面所・ドアノブなど触れる場所の清掃・消毒を確実に実施する。
- ⑦ 全職員の出勤前の検温、サージカルマスク並びにフェイスシールド及び、グローブの着用（必要に応じ）、外出時のマスク替え、自身のトイレ使用前後の手指消毒、平素の手洗い・うがい・手指消毒、食事場所の振り分けと食事時の会話の禁止、食事休憩人数の制限及び食事場所と時間の記録、出勤退勤時の衣服替え等の感染対策行動はもとより、高齢者介護施設従事者として私生活においても十分に感染防止に対する意識を持ち、取り組むことを継続する。
- ⑧ 策定済みの感染症BCPマニュアルの見直し、随時更新を行う。

(2) 事故防止対策

ヒヤリハット、インシデント、事故報告にレベル分けした仕組みの中で、再発防止に向けカン

ファレンスを行う。転倒転落・異食・誤嚥・入所者間トラブル等多岐に渡る介護施設での事故に対し、危険予知ならびに予防、再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 面会者、訪問者には訪問記録に記入いただき、業者には名札を着用させる。
- ② 夜間（17:00～翌8:30）は警備員を配置する。
- ③ 夜間（18:00～翌5:00）は施錠し、巡回等による警備を実施する。
- ④ 防犯カメラの適正な設置及び管理運用及び職員による1日2回の巡回を実施する。
- ⑤ 東浦和警察の協力を得て防犯訓練を年1回以上実施する。
- ⑥ 防災・防犯委員会にて年1回、施設内の防犯設備を職員と周り防犯意識を高める研修を実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策マニュアルに基づき、個人情報等の適正な取扱いの徹底を図る。

- ① サービスの提供にあたっては、個人情報の利用目的について説明し、契約時に同意を得る。
- ② やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、持出し及び返却を個人情報持出管理簿により確認するとともに、当該情報の安全確保に努める。
- ③ 個人情報の適正な取扱いの周知、徹底を図るため研修を実施する。

(5) 災害対策

① 体制の充実

- ア 地元自治会、自主防災会との「災害時相互援助協定」の継続
- イ 火気使用箇所、閉鎖障害箇所の日常点検
- ウ 食料・水などの災害時備蓄品の用意

② 訓練の実施

グリーンヒルうらわ全体での総合防災訓練を年2回（うち夜間想定1回）実施する。より実践的な訓練になるよう、日中想定の出発想定時間ならび火元想定場所等は事前告知せず実施する。実施後は反省点を自戒の訓練に活かすために、全職員対象の「防災講習会」を開催する。

- ③ 災害BCP委員会にて、グリーンヒル全体での災害対策会議を定期開催し、災害BCPの見直しを進めていく。

(6) 施設維持管理

各種日常点検のほか、建築設備点検（年1回）を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な施設管理に努める。また、修繕計画に基づき、給排水管の交換修繕を実施する。

(7) 高齢者虐待への危機管理

- ① 虐待防止委員会を開催し、研修及び虐待防止チェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発、また適正な職場環境の維持・改善に努め、虐待防止の徹底を図る。
- ② 関係機関との連携により、地域に対する虐待防止の意識啓発及び早期発見に努める。また、人権侵害の発生、又はそのおそれがある場合には地域包括支援センターへの通報義務を遵守するとともに緊急保護等迅速な対応を図る。
- ③ サービス提供を開始することで、虐待の未然防止につながる場合もあるため、利用相談に対し迅速な受入れに努める。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

① 利用相談

利用者の心身の状態及び置かれている環境並びに利用者、家族の施設利用に対するご意向等を的確に把握するよう努める。きんもくせいの支援相談員は週6日配置により、電話・窓口・メールにて随時相談を継続して受け付ける。

② 意見箱等の活用

日々利用者の声を聞き取るほか、意見箱「みなさまの声」の設置等により、利用者又はその家族から寄せられた苦情、意見、要望を職員間で共有するとともに、迅速な対応に努める。また、介護相談員定期訪問時の報告の中に改善要望があった場合にも同様に対応する。

③ 懇話会等

ケアハウスきんもくせいにおいては、定期的に利用者を対象とした懇話会を開催するほか、利用者の日々のさまざまな心配ごと等も随時相談を受け、適切な対応に努める。また、施設内で組織するきんもくせい自治会に意見や要望をいただき、利用者と施設が共に話し合い問題解決を図る。

④ 利用者アンケート

利用者の意識傾向を知り、事業内容に反映させることはもちろん、自由回答欄に記入いただいた意見や要望を真摯に受け止め、それに対する回答も併せて掲示するとともに、対応策を講じる。

(2) 地域、関係機関との連携

① 生きがいと社会参加の促進

ア 施設利用者や地域の高齢者に生涯学習、地域活動の機会を提供

イ ボランティア活動の積極的な受入れ

ウ 「ボランティア体験サロン」の実施等による生きがいと社会参加の促進

エ 認知症カフェ「オレンジカフェみむろ」の開催

オ 地域住民が主体となって運営するボランティア団体「こみに亭」にケアハウス食堂を開放し、地域住民の活動を後援する。

② 地域交流事業の実施

「グリーンヒルうらわ祭」「文化祭」等、利用者と地域の方々との交流事業を開催し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員等地域関係者との連携を深めるほか、施設事業のPRを行うとともに地域に信頼される高齢者支援の拠点施設を目指す。

③ 関係機関との連携

利用者一人ひとりに合ったサービスや地域活動を支援するため、行政機関、医療機関、サービス事業者、民生委員や地域の自治会との多職種連携及び地域の各種社会資源の連携に努める。また、地域内の居宅介護支援事業所、医療機関、福祉系大学学部生、地域住民市民向け見学・交流会を開催し、地域に根差した施設として「顔の見える関係」を構築し、各関係機関・関係者と連携・協働・貢献する。

(3) 専門性の向上

① 各種委員会活動の活性化

各施設の感染防止委員会、事故防止委員会、虐待防止委員会等の委員会活動を通じて、適正な運営につなげていくとともに、役割を通じてリーダーシップの養成を図る。

② 実習受入

実習生を受け入れ、専門職の養成に努めるほか、実習指導を通して職員の資質向上を図る。

③ 派遣研修

関係団体主催の専門研修に参加し、先進の知識・技術等を学び、サービスの向上に活用する。

④ 職場内研修

きんもくせいの「学習会」等職場内研修会を開催し、知識・技術の伝達や派遣研修の共有化に努める。専門性に係る内容はもとより、不適切ケア及び虐待防止に向け年に4回職場内研修を実施する。また、実習生を受け入れ、福祉人材の養成に努めるほか、実習指導を通して職員のスキルアップを図る。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業等に理学療法士及び作業療法士の講師派遣をする。

⑥ 関係団体の役員等も積極的に担い、地域の医療・保健・福祉の向上に貢献する。

8 年間行事等

<介護老人保健施設きんもくせい>

開催月	療養棟 (2階、3階)	デイケア (通所リハビリ)
4月	和風喫茶	喫茶①
5月	ピクニック	菖蒲湯、ピクニック
6月	おやつ作り	おやつ作り①
7月	七夕	夏まつり、七夕
8月	夏まつり	喫茶②、かき氷
9月	敬老祭	おやつ作り②、敬老会
10月	運動会	運動会
11月	文化祭	文化祭
12月	お楽しみ会、ゆず湯	お楽しみ会、ゆず湯、喫茶③
1月	新年会	新年会、お茶会
2月	節分	節分
3月	職員出し物	おやつ作り③

<ケアハウスぎんもくせい>

開催月	行事名
4月	利用者健康診断
5月	菖蒲湯、自治会総会
6月	懇話会①、バスハイク
7月	七夕祭、納涼祭
8月	ぎん涼み会
9月	花火大会、敬老祭
10月	文化祭①
11月	文化祭②、懇話会②
12月	ゆず湯、お楽しみ会
1月	新年会、鏡開き
2月	暮しに役立つ講座、節分
3月	ひな祭り、お花見
定期	体操(随時)、歌声広場(隔月1回) スローピング・ボランティア体験サロン(月1回)、植栽(年2回)、移動スーパーによる買物支援(月2回)、両替の日(月1回)

<グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター>

開催月	行事名
4月	お楽しみおやつ①
5月	菖蒲湯、ピクニック、お楽しみおやつ②
6月	おやつ作り①
7月	夏まつり、七夕、

8月	お楽しみおやつ③
9月	おやつ作り②、敬老会
10月	運動会、お楽しみおやつ④
11月	文化祭、お楽しみおやつ⑤
12月	お楽しみ会、ゆず湯、
1月	新年会、お楽しみおやつ⑥
2月	節分、お楽しみおやつ⑦
3月	おやつ作り③
定期	お誕生会(毎月)

<グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター>

開催月	行事名
5月	山崎自治会サロン①
7月	山崎自治会サロン②
8月	夏のボランティア体験サロン（学生参加）
9月	みむろ西敬老会、山崎自治会敬老会
10月	山崎自治会サロン③、緑区民祭
11月	みむろふれあい祭り、三室小学校放課後チャレンジスクール
1月	山崎自治会サロン④
3月	山崎自治会サロン⑤、みむろふれあい会食
定期	スローピング（月1回）、ボランティア体験サロン（月1回）、和楽荘体操教室（月1回）、オレンジカフェみむろ（月1回）、宿区自治会サロン（月1回）、こみゅに亭活動支援（月1回）

【3】老人福祉センター（シニアふれあいセンター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

※ 老人福祉センター仲本荘の指定管理期間は、令和6年度～令和10年度

(1) 老人福祉センターA型

- ① 老人福祉センター槻寿苑 ② 老人福祉センター和楽荘 ③ 老人福祉センターいこい荘
④ 老人福祉センター寿楽荘 ⑤ 老人福祉センター東楽園

(2) 老人福祉センターB型

- ① 老人福祉センターあずま荘 ② 老人福祉センターしもか荘 ③ 老人福祉センター馬宮荘
④ 老人福祉センター仲本荘

2 施設の基本理念

<槻寿苑・和楽荘・いこい荘・寿楽荘・東楽園・あずま荘・しもか荘・馬宮荘>

基本理念	『高齢者が地域の中で笑顔でつながり支え合う、ふれあい豊かな老人福祉センター』を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進
	生きがいがづくりの支援
	支え合う活力あるまちづくりの推進

<仲本荘>

基本理念	『シニア世代がいきいきと笑顔でつながる通いの場、ふれあい豊かな老人福祉センター』を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりを促進します。
	生きがいがづくりの支援します。
	支え合う活力あるまちづくりを推進します。

3 今年度の施設取組計画

<槻寿苑>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
安心・安全な施設運営に配慮しながら、利用者アンケートを基にニーズの把握に努め、高齢者の心身機能の維持・向上につながる行事のリニューアル等を行う。	利用者（新規利用者を含む）のニーズ把握（各年1回） 行事開催後のアンケートの実施（年3回）
職場内研修を計画的に実施するとともに、実習生を積極的に受け入れることによって、全職員の専門的な知識・スキルアップを図る。	外部研修・老福レベルアップ研修 受講と所属内研修を合わせて10回以上実施する。 地元大学の実習生を受け入れる。
老人福祉センターのサービスにとどまらず、指定避難所として地域の安全拠点や災害時支援体制等において役割を担い、社会貢献をしていく。	市・地元自治会と連携し、災害時支援体制の強化について検討を行う。 安心安全に実施可能な地域交流事業について検討する。

<和楽荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
健康寿命を延ばす意識付けをしていくために、健康体操や介護予防教室等を始め、各利用者のADLにあった多種多様な事業を展開し新規事業の検討を行う。	利用者の体力を維持するための機会を設ける。

地域包括ケアシステムの中で行政、教育、医療、自治会など、地域にある様々な機関・団体と連携を図り、施設の特徴にあったネットワークづくりを構築する。	関係機関と連絡・調整・会議を行う。
地域における高齢者の「拠り所」となるよう利用対象者への広報活動を行う。また地域の方が社会貢献の場として活躍できるよう受け入れをする。	SNS を活用した広報活動を検討する。

<いこい荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者が充実した毎日が送れるよう活力ある講座・事業を開催する。	関係機関の講座（年1回）
関連施設・団体と連携を図り、高齢者と地域住民相互のネットワークを強化し地域福祉の向上を目指す。	健康相談（月2回）・百歳体操（月4回）・すこやか運動教室（年20回）・おたより配付
利用者の意見を反映しつつ、新しいサービスを構築する。	利用者懇談会（年1回）・eスポーツ（月2回）・オンライン対戦の実施

<寿楽荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者のニーズの把握に努め、主体的な生活が送れるような事業を展開します。	事業について課題を抽出する。
自治会・地域包括支援センター等と連携を図りネットワークづくりを構築します。	連携・協働事業が充実するよう検討する。
職場内研修を計画的に実施し、職員の専門的知識・技術を高めます。	伝達研修を行う。

<東楽園>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
「みなさまの声」をサービスに活かした利用者主体の運営を展開する。	「みなさまの声」等で得たことを精査し、施設運営に反映させる。「みなさまの声」をサービスに活かした利用者主体の運営を行う。
利用者の意見を反映した事業の提供を行う。	利用者アンケートや日々の利用者との会話等から得た、事業改善点を施設内で共有し、利用者が楽しめる事業を提供する。利用者の意見を反映した事業を提供する。
接遇の研修を継続し、接遇マナーの習得を図る。	施設内で研修を行い、日頃の接遇に反映させる。接遇の研修を継続し、接遇マナーの習得を図る。

<あずま荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
さいたま市や地域団体とのネットワークを強め、市民との協働による事業展開を推進します。	地域団体と事業展開するための会議を年1回実施。
ニーズに沿ったサービスや質の高いサービスを提供するための新たな仕組みや行事のリニューアル等を推進します。	1つのリニューアル事業の起案と実施。
利用者支援の更なる充実を目指すため、専門性のある人材の育成に取り組み、研修参加の充実をはかります。	外部研修を年1回受講し、職場内研修を年2回以上実施。

<しもか荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者が健康に過ごせるような事業を実施していく。	運動能力維持事業の実施と新規事業の実施（単発の新規事業実施も含む）
利用者とともに魅力ある施設づくりに努める。	既存事業の見直しと発案

職員の資質向上を図る。	老人福祉センター内での研修の実施（年5回）
-------------	-----------------------

<馬宮荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者アンケートや行事アンケート、利用者懇談会等で広く意見を集約し、施設の改善と併せて事業等の見直しを行う。	新規事業の再検討を図る。 既存行事（4行事）において実施後アンケートを行い、事業の見通しに繋げる
期待される職員像を研修等で再確認するとともに、対人援助技術の向上を図る。令和7年度には利用者アンケートで職員対応の指摘がないようにする。	事例を通じた職場内研修5回 職場外研修1回 利用者アンケート（自由筆記）職員接遇の指摘ゼロを目指す。
施設で必要とされている各種マニュアルの整備を図り、全職員がマニュアルの内容を把握できるようにする。	必要なマニュアルの調査結果をふまえ、マニュアルの整備、見直しを行い、全職員に研修、周知を図る。

<仲本荘>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者からの困りごとに対応するため、関係機関とのネットワークを構築する。	機能低下予防に関する事業の実施
事業の見直しやリニューアルを推進し、ニーズに沿った質の高いサービスを提供する。	同一事業で、年2回以上アンケートを実施。要望を取り入れた事業を実施する。
仲本全体の職場内研修以外にも、仲本荘職員会議内で内部研修を実施し、知識・技術の共有と定着に努める。	研修の実施・成果物の作成と共有（1テーマ）、次年度の計画立案

4 具体的計画

(1) 介護予防と健康づくりの促進

さいたま市の地域包括ケアシステムの一端を担うために、高齢者の介護予防、認知症予防について様々な事業展開を行う。また、健康寿命を延伸するため、無理なく楽しく続けられる内容を検討、実施する。

① フレイル予防・介護予防の促進

- ア 転倒予防教室、いきいき百歳体操の開催
- イ 認知症予防のためのeスポーツの開催

② 健康づくりの促進

- ア 健康講座、健康体操の開催
- イ 健康器具の設置
- ウ 軽スポーツ（卓球、スカットボール、ユニカール、輪投げ、グラウンドゴルフ、ゲートボール、バンパーなど）の支援

③ 各種相談・啓発事業

- ア 健康相談、生活相談の実施

(2) 生きがいづくりの支援

利用者一人ひとりの多様な生き方、能力、価値観を尊重し、主体的に活動へ取り組めるように支援する。また、各種活動を通じての仲間づくりを支援し、利用者が尊厳を持って生活することができる地域づくりを目指す。

① 教養の向上、趣味の活動の支援

- ア 手芸教室、折り紙教室、太極拳教室等の開催
- イ 生活講座、防犯講座の開催
- ウ スマートフォン教室

② レクリエーション活動の支援

- ア 演芸大会、カラオケ大会の開催
- イ 豆まき、ゆず湯等、季節に沿った行事の開催
- ウ eスポーツの開催

③ 地域活動・同好会活動の支援

- ア 老人クラブの活動場所の提供
- イ クラブ発表会や、グラウンドゴルフ大会など、日頃の成果を発表できる場の提供

(3) 支え合う活力あるまちづくりの推進

地域包括支援センターや地区社会福祉協議会、自治会組織をはじめ、警察署や消防署、消費生活センター等との連携を通じ、高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を安心して送ることができるように取り組む。また、若い世代との交流を通じ、相互理解と高齢者への敬愛の気持ちを育む環境を整える。

① 地域住民・地域資源との連携

- ア 老人クラブ活動への支援
- イ ボランティア活動への支援
- ウ 地域自治会活動への参加・協力（クリーン活動、防災訓練等）
- エ 地域懇談会の開催
- オ シルバー人材センターの活用
- カ 障害者施設の授産製品販売への協力

② 世代間交流の推進

- ア 大学等の実習や中学生職場体験「未来（みら）くるワーク」の受入れ
- イ 地域の学校、保育所、放課後児童クラブ、児童センター共催事業、コンサート、ゲーム大会、折り紙教室、eスポーツ等の開催

③ 安心・安全のための体制づくり

- ア 相談事業の実施
高齢者及び介護を必要とする家族に対して、健康相談及び生活相談の実施
- イ 安心、安全に生活するための知識の普及、啓発、応急手当講習の開催
- ウ 地域包括支援センターとの連携、地域支援会議への参加
- エ 市役所、区役所、消防署、警察署、消費生活センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、保健センター、民生委員等とのネットワークづくり
- オ 老人福祉センター利用の際、緊急時に家族への連絡がとれる体制をつくるため、シルバーカード登録の推進
- カ 交通安全アドバイスや徘徊見守りSOSネットワークへの協力
- キ 安心・安全にデジタルコンテンツが利用できるように支援するためのスマートフォン教室等の開催

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 害虫駆除用品を設置し、年2回、業者による館内消毒の実施
- ② レジオネラ属菌対策として、浴槽、循環ろ過装置及び配管等の設備の清掃、消毒の実施
- ③ 利用者への手洗い、咳エチケットの励行
- ④ 各種感染対策として、検温、手指消毒、換気、設備消毒等必要に応じて実施。老人福祉センター危機管理マニュアルに基づき行動する。また、掲示等による情報提供を行う。
- ⑤ 感染症対策に関する研修への参加

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハットの作成及び職員間での共有化
- ② 施設内及び施設周辺に破損箇所や段差の有無等の日常点検の実施
- ③ 利用者が使用する遊具等の定期点検の実施

(3) 防犯対策

- ① 不審者対策に関する研修の開催（年1回）
- ② 定期的に施設内及び施設周辺の巡回の実施
- ③ 見学者への名札着用又は、職員が付き添い館内の説明を行う。

(4) 個人情報管理

- ① 職員への個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育の実施
- ② 情報セキュリティに関するチェックリストを使用した自主点検の実施
- ③ 利用者台帳等、保有している個人情報管理の徹底

(5) 災害対策

- ① 避難訓練の実施（年2回）
- ② 「老人福祉センター危機管理マニュアル」の活用
- ③ 災害時備蓄品の整備

(6) 施設維持管理

- ① 日常的・定期的に安全管理点検を実施し、破損等の予防、早期発見に努める。
- ② 「年間維持管理計画表」を作成し、年間で予定した点検及び修繕項目の実施状況を記録する等、継続的な維持管理を行う。
- ③ さいたま市の維持改修計画を踏まえ「施設・設備修繕計画」を作成し、施設・設備の適正な維持管理に努める。

(7) あり方検討会の設置

あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者懇談会の実施
- ② 実習生やボランティアの活用
- ③ 地域支援会議等への参加
- ④ 迅速な苦情対応
 - ア 利用者アンケートの実施（年1回）
 - イ 投書箱「みなさまの声」の設置

ウ 苦情解決体制（第三者委員の設置）

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域包括支援センター等との連携強化に努め、地域社会の中で高齢者が安心して生活を送ることができるよう生活相談・健康相談など各種相談業務の充実を図る。
- ② 地域を対象とした事業を実施し、住民の方々との相互の交流・連携・協働を図り、信頼が築けるよう交流を行う。
- ③ 福祉関係機関のみならず地域の学校・公民館等の地域人材・社会資源を積極的に活用・連携を図る。
- ④ 地域懇談会の開催
- ⑤ 地域の催事や地域福祉活動（クリーン活動等）に参加・協力して市民の方々との交流をもちながら施設の存在、役割、機能を啓発する。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会等で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

- ① 関係団体研修への参加
認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修、応急手当講習、レジオネラ症防止対策講習会等
- ② 伝達研修をはじめとする職場内研修の実施
- ③ 老人福祉センター職員レベルアップ研修の実施

7 年間行事等

<槻寿苑>

開催月	行事名
4月	親睦グラウンドゴルフ大会、
5月	利用者懇談会、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ①
6月	演芸大会、文化教室①、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ② 人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ①
7月	七夕飾り、消防避難訓練①
8月	地域交流盆踊り大会
9月	うた自慢大会、文化教室②
10月	区民まつり出展、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ②
11月	バス旅行、未来くるワーク職場体験実習受入れ、避難所運営委員会
12月	クラブ発表会、文化教室③、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ③、目白大学看護学部看護学科実習受入れ①
2月	消防避難訓練②、交通安全教室、目白大学看護学部看護学科実習受入れ②
3月	雛壇飾り、文化教室④
定期	健康相談（月2回）、介護相談（月1回）、転倒予防教室（月2回）、卓球（月1回）、レク・ストレッチ体操（月1回）、eスポーツ（月1回）、健康体操（毎日）、カラオケ（毎日）

<和楽荘>

開催月	行事名
5月	菖蒲湯、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ①
6月	第1回防災訓練、埼玉県立大学老年看護学実習Ⅰ受入れ②、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ①②、未来くるワーク職場体験実習受入れ
7月	七夕まつり、教養講座①、国際医療専門学校暮らしを知る実習受入れ
8月	交通安全教室
9月	敬老の日事業、教養講座②
10月	ますます元気教室①、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ③

11月	みんなで歩こう、ますます元気教室②、映写会
12月	ゆず湯、第2回防災訓練、教養講座③、人間総合科学大学老年看護学実習Ⅱ受入れ④
1月	ますます元気教室③
2月	利用者懇談会、健康講座、ますます元気教室④
3月	地域懇談会、ますます元気教室⑤
定期	朝の健康体操（毎日）、介護予防教室（毎月第2、4木曜日）、健康相談（月3回）、生活相談（随時）、カラオケ（毎日）、eスポーツ（月1回）

<いこい荘>

開催月	行事名
5月	埼玉県立大学老年看護学科実習受入れ①
6月	埼玉県立大学老年看護学科実習受入れ②
7月	七夕飾り、国際医療専門学校実習受入れ
8月	健康講座
9月	避難訓練①
10月	人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ① 防犯教室
11月	中央区民まつり
12月	人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ② 団体利用者懇談会
1月	お楽しみ抽選会、手作り教室、地域懇談会
2月	いこいカフェ
3月	避難訓練②
定期	健康相談（月2回）、百歳体操（月2回）、すこやか体操（年20回）、脳トレ（隔月）・ぬり絵（隔月）、eスポーツ（月2回）、カラオケ（随時）

<寿楽荘>

開催月	行事名
4月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②
6月	管理栄養士・歯科衛生士講話
7月	避難訓練①
10月	寿楽荘見学会
11月	スマホ教室
12月	利用者懇談会
1月	新春！寿楽みくじ
2月	節分、未来くるワーク職場体験受入れ
3月	避難訓練②
定期	健康相談（月3回）、頭の体操（月3回）、カラオケ（毎日）、介護予防運動（隔月）、寿楽荘サロン（毎月第3木曜日）、eスポーツの日（月1回）、やさしい筋トレ体操（月1回）、おめざ体操（毎日午前・午後）、児童センター交流事業（不定期）

<東楽園>

開催月	行事名
4月	水害時避難訓練①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①、鍼灸奉仕、交通安全教室、菖蒲湯
6月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、人間総合科学大学実習受入れ①、健康講座①、花作り会①、利用者懇談会、グラウンド利用者懇談会、防災訓練①、未来くるワーク職場体験実習受入れ①
7月	七夕週間、納涼会
8月	児童クラブ交流会①
9月	水害時避難訓練②、人間総合科学大学実習受入れ②、未来くるワーク職場体験実習受入れ②、健康講座②
10月	防災訓練②、スマホ教室
11月	人間総合科学大学実習受入れ③、花作り会②、文化祭（クラブ発表会）、地域懇談会
12月	ゆず湯、健康講座③、児童クラブ交流会②、未来くるワーク職場体験実習受入れ③
1月	人間総合科学大学実習受入れ④、交通安全啓発週間、消費生活講座
2月	演芸大会
3月	健康講座④

定期	健康相談（月3回）、生活相談（随時）、ふれあい相談（月1回）、文化教室（月1回）、脳の体操（月1回）、癒しの湯（月1回）、いきいき百歳体操（月3～4回）、わなげ会（年4回）、バグゴ会（年4回）、スカットボール（年4回）、カラオケ（毎日）、健康体操（毎日）、随時（バンパー、グラウンドゴルフ）、eスポーツ（月1回）
----	--

<あずま荘>

開催月	行事名
5月	菖蒲湯
6月	避難訓練①、手作りひろば①、人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受け入れ①
7月	七夕週間
8月	健康講話
9月	演芸大会①、敬老の日事業、手作り教室、人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受け入れ②
10月	講話事業
11月	避難訓練②、人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受け入れ③
12月	ゆず湯、世代間交流事業、手作りひろば②
1月	レクリエーション大会、交通安全教室
2月	豆まき、地域懇談会
3月	演芸大会②、利用者懇談会、手作りひろば③
定期	サロン（毎週水曜日）、いこいの場（随時）、健康相談（月3回）、楽しく卓球（毎週金）、いきいき体操（月1回）、レクリエーション会（わなげ、ダーツ、ラダーゲッター、各年4回）、みんなで歌おう（年4回）、ふれあい運動教室（月1回）、白菊苑との共催事業（随時）、カラオケ（毎日）、eスポーツ（月2回）、誕生会（年6回）、スマホ相談（随時、新規）

<しもか荘>

開催月	行事名
4月	輪投げ大会①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①、菖蒲湯、防犯講話
6月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ①、花植え会①、避難訓練①
7月	七夕飾り作り（兼：折り紙教室）、七夕演芸大会
9月	未来くるワーク職場体験実習受入れ
10月	人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ②、町たんけん受入れ、手芸教室③
11月	花植え会②
12月	人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ③、しもか荘フェスタ、ゆず湯、年忘れ演芸大会
1月	人間総合科学大学老年看護実習Ⅱ受入れ④、輪投げ大会②
2月	交通安全教室、避難訓練②
3月	利用者懇談会、地域懇談会
定期	カラオケ（木曜以外）、健康体操（毎日）、健康相談（月3回）、体操教室（月1回）、eスポーツ（月1回）、しもか木曜ロードショー（月1回）、脳トレ（月1回）、折り紙教室（年5回）、手芸教室（年5回）、健康講話（年3回）、スマホ教室（年5回）

<馬宮荘>

開催月	行事名
4月	演芸大会運営委員会①、埼玉県立大学老年看護学実習受入れ①
5月	埼玉県立大学老年看護学実習受入れ②、スマホ教室①
6月	夏の演芸大会抽選会、夏の演芸大会、演芸大会運営委員会②、人間総合科学大学老年看護学Ⅱ実習①
7月	地域懇談会、七夕飾り
8月	世代間交流①
9月	交通安全教室、人間総合科学大学老年看護学Ⅱ実習②
10月	防災訓練（馬宮コミセン全体）、スマホ教室②
11月	演芸大会運営委員会③、コミセンまつり馬宮荘演芸の部、コミセンまつり馬宮荘演芸の部抽選会、人間総合科学大学老年看護学Ⅱ実習③
12月	世代間交流ドレミの会、利用者懇談会
1月	世代間交流②、人間総合科学大学老年看護学Ⅱ実習④

2月	節分、未来くるワーク職場体験実習受入れ
3月	防災訓練（馬宮コミセン全体）
定期	健康相談（月3回）、体重・体脂肪測定（月1回）、のど自慢の日（月1回）、お茶の日（月1回）、ドレミの会（月2回）、eスポーツ（月2回）、映画会（年5回）、手作りサロン（月1回）、アロマセラピー（月1回）、アフタヌーンコンサート（年2回）、卓球（随時）、ラジオ体操（毎日）、いきいき体操（月1回）、いきいき百歳体操（月1回）、カラオケ（水曜日を除く毎日）、健康講座（年4回）、エンジョイぬりえタイム（随時）

<仲本荘>

開催月	行事名
5月	仲本児童センター合同ぬりえ展示会
6月	東仲町保育園との交流おりがみ①
7月	地区社協出前講座
8月	仲本児童センター交流おりがみ講座、民話のかたり
9月	東仲町保育園との交流おりがみ②、仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練①
10月	東仲町保育園との交流おりがみ③、地域懇談会
11月	東仲町保育園との交流おりがみ④、仲本公民館文化祭参加
12月	東仲町保育園との交流おりがみ⑤、防犯・交通安全講座、ボランティアプロジェクト①
1月	未来くるワーク職場体験実習受入れ、機能低下予防講座
2月	ボランティアプロジェクト②、職場体験（埼大付属中学校）、あんしん講座
3月	利用者懇談会、仲本荘・仲本児童センター合同消防避難訓練②
定期	元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、生活相談（月1回）、介護者サロン（月1回）、岸町公民館元気アップ体力測定・健康相談（月1回）、健康体操（月2回）、わくわく健康体操（月2回）、手づくり講座（月1～2回）、おりがみ講座（月1～2回）、ぬり絵サロン（月1回）、うたごえ広場（月1回）、リズム体操（座・立）（各月2～3回）、ディスコンゲーム（月1回）、映写会（月2回）、ヨガ（月1回）、おとなゲーム（月2回）、卓球の日（月1～3回）、将棋（月6回）、囲碁（月6回）、オレンジカフェ（月1回）、チャレンジeスポーツ（月1回）、eスポーツサロン（月1回）、スマホ講座（2～3か月に1回程度）

【4】 槻寿苑デイサービスセンター・槻寿苑居宅介護支援事業所

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

槻寿苑デイサービスセンター

- (1) 地域密着型通所介護
- (2) 介護予防通所介護サービス
- (3) 交流型通所サービス

2 自主事業

槻寿苑居宅介護支援事業所

3 施設の基本理念

基本理念	要支援・要介護者、及び介護者に対して、在宅生活を安心して継続できるよう援助します。
基本方針	社会的孤立感の解消
	心身機能の維持・向上
	介護者の身体的、精神的負担の軽減

4 今年度の施設取組計画

<槻寿苑デイサービスセンター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
ご利用者・ご家族等が安心して在宅生活が送れるよう、個々のニーズの把握に努め、適切なサービスの提供を行う。	担当者会議の参加 ご利用者宅訪問 令和5年度で実施した内容について継続する（合計120回）
ご利用者・ご家族等が安心して在宅生活が送れるよう、職員の専門的知識・技術の向上を図り、質の高いサービスの提供を目指す。	次の研修に参加する ① サービス提供に関する外部研修 および法人主催研修 介護保険の改正に伴う研修 （12回以上） ② 同事業所内の共同研修 （1回以上）
広報活動を中心に当センターの事業を積極的に宣伝し、定期的なサービスの見直しと職員の経営意識を高めることで稼働率の向上を目指す。	宣伝・パンフレット配布 新たに配付地域・場所を拡大する （2,200枚以上） 令和5年度で実施した内容について継続する

<槻寿苑居宅介護支援事業所>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
老人福祉センター、地域医療機関、地域包括支援センター等と連携するとともに、社会資源の開拓、情報収集を行う。	地域包括支援センターや地域医療機関などとの連携（年10回）老人福祉センターでの介護相談（年12回）
介護保険、その他関係サービスなどの専門的知識・技術の習得や情報収集を行い、高齢者の心身機能の維持・向上に取り組んでいく。	ケアマネ支援会議への参加（年7回） 介護保険に関する研修（年12回） 同事業所内の共同研修（年1回）

老人福祉センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携を図り、利用者アンケートを実施するとともに、地域高齢者のニーズを適切に介護保険サービスにつなげていく。

職員2名でのケアプラン作成件数73件

5 具体的計画

- (1) 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護サービス・交流型通所サービス事業においてバイタルチェック、入浴、食事、レクリエーションを基本とし、利用者及び介護者の精神的・身体的不安を感じることなく在宅生活が継続できるようサービスを提供する。
- (2) 介護保険事業所として契約、計画書等の作成、本人・家族への説明、担当介護支援専門員への報告等を定期的に行うことで連携を図り、在宅での課題を解決する。
- (3) 施設運営においては、感染症の予防及び感染拡大防止に努めながら、併設である老人福祉センターでの機能を生かし、行事、クラブへの参加や老人福祉センター利用者との交流、運動器具・カラオケ等の共有で充実したサービスを提供する。また、新規利用者獲得においても、敬老会・新年会等の老人福祉センターでの行事において事業の説明等を行い、地域包括支援センターや地区社協、岩槻区民まつりにおいてパンフレットの配布を行うことで、積極的にPRしていく。
- (4) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 管理運営体制

<槻寿苑デイサービスセンター>

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症や食中毒に関する知識・対策・対応について、外部研修などを通じ情報を得るとともに施設内研修等により、職員間の情報共有を行う。
- ② 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組を徹底するとともに、厚生労働省業務継続ガイドラインを用いて業務継続計画のもと、委員会の開催、指針の整備、職員の情報共有、実践研修を行う。

(2) 事故防止対策

- ① デイルーム・機器の点検・修理（車いす、入浴リフト等）、利用者が移動する廊下の整理整頓、棚・ロッカー等のレイアウトや落下物の確認等を行う。
- ② サービス提供時においては、ヒヤリ・ハットの活用により日常において起こりうるリスクを未然に防止するとともに、同じ事故を繰り返さないよう情報を共有する。

(3) 防犯対策

入館時の受付確認、開所時の入室に関する掲示、及び不審者に対する研修を行い、共有する。

(4) 個人情報管理

- ① 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。
- ② 個人情報を扱う旨の表示を行い、利用者等の事務室への入室は原則禁止とする。ただし、相談などでやむを得ず入室する場合は、情報の流出がないように配慮する。
- ③ 業務上やむを得ず個人情報の持ち出しを行う場合は、個人情報持ち出し管理簿にて管理を行う。

(5) 災害対策

- ① 地域自治会との避難訓練の実施や水防法における想定訓練の実施や災害時の食料、水などを備蓄する。

- ② 災害が発生した場合であっても、事業継続計画（BCP）のもと、法人内事業所との業務連携を行い、事業の継続に努め、介護を必要とする利用者への影響を最小限にしていく。研修、シミュレーションを行う。

(6) 施設維持管理

入浴設備の定期的な清掃・点検、塩素濃度確認や福祉機器の故障を未然に防ぐための日常点検、送迎車の法定点検及び日常点検を実施するとともに、修繕が必要となる場合は利用者への影響を踏まえ、早急に対応する。

(7) 高齢者虐待への危機管理

- ① 高齢者虐待防止委員会を設置し、正しい知識をもとに早期発見、虐待防止に関する措置を適切に実施する。
- ② 高齢者虐待についての職員の理解を深めるため、外部研修及びチェックリストを活用して認識を高め、日常での対応を振り返るとともに虐待防止を徹底する。

<槻寿苑居宅介護支援事業所>

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 訪問前後の手洗い・消毒の励行及び訪問時は常時マスクを着用する。
- ② 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組を徹底するとともに、事業継続計画（BCP）に基づき、法人内事業所との業務連携を行い、業務停止時のサービス提供の遅滞を防止する。委員会の開催、指針の整備、研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(2) 事故防止対策

利用者のサービス担当者会議を行い、疾患や身体的・精神的症状を介護保険事業者へ情報、リスクを共有し、介護サービス利用中の事故防止を図る。また、事故発生時は状況確認を行い、家族や関係機関に連絡し対応する。

(3) 防犯対策

個人情報を扱う旨の表示を行い、利用者等の事務室への入室は原則禁止とする。ただし、相談などでやむを得ず入室する場合は、利用者等に注意を促す。

(4) 個人情報管理

- ① 情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底し、介護サービス事業者との個人情報のやり取りにあたっては、重要事項説明書、居宅介護支援契約書にて利用者の同意を得る。
- ② 業務上やむを得ず個人情報の持出を行う場合は、個人情報持出管理簿にて管理を行う。

(5) 災害対策

- ① 防災マニュアルに沿って独居の利用者、高齢者世帯などに対して、職員間で連携し介護サービス調整を行う。
- ② 災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）に基づき、法人内事業所との業務連携を行い、業務停止時のサービス提供の遅滞を防止する。研修、訓練（シミュレーション）を行う。

(6) 高齢者虐待への危機管理

- ① 訪問時の利用者、家族の観察を行う。虐待事例と思われる場合は速やかに関係機関と連携し、迅速に対応する。
- ② 高齢者虐待防止委員会を設置し、研修及び虐待防止チェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発、また適正な職場環境の維持・改善に努め、虐待防止の徹底を図る。

7 サービス向上計画

<槻寿苑デイサービスセンター>

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者及びご家族のニーズに沿ったサービスの提供、利用者アンケートの実施
- ② 事業所内連携の強化
ケースミーティング（毎朝）、個別ケアミーティング（年6回）、槻寿苑デイサービスセンター全体会議（年3回）
- ③ 居宅介護支援事業所との共同研修
テーマ別研修、ケース検討会、情報交換

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターとの連携
ア 利用者に対して老人福祉センターにて実施している「転倒予防教室」の情報提供を実施
イ 生活保護の方や閉じこもりの方への柔軟かつ継続的なアプローチ
- ② 事業団としての連携
ア 高齢・障害・児童の各施設が提供しているサービスについて情報を交換する。
イ 老人福祉センター、他施設での介護相談対応
ウ 学校等への福祉事業についての講習の実施検討
- ③ 運営推進会議の開催（年1回）

(3) 専門性の向上

- ① 埼玉県社会福祉協議会、さいたま市介護保険事業所連絡協議会、埼玉県老人福祉施設協議会等主催の研修への参加
- ② 外部研修後の情報共有（実践・回覧・伝達研修等）

<槻寿苑居宅介護支援事業所>

(1) 利用者の意見を反映する取組み

- ① 事業所内連携
月間ミーティング（事例検討など）（月1回）、利用者アンケートの実施
- ② 地域との連携
南部圏域ケアマネ支援会議（年7回）
- ③ 外部研修参加
認知症ケアネットワーク研修（年2回）、岩槻医師会学術研究会（年2回）、近隣の病院が主催する研修（年1回）、ケアマネレベルアップ研修（年1回）、主任ケアマネ研修（年1回）
- ④ 内部研修（事例検討、伝達研修）
- ⑤ 研修の受入れ
介護支援専門員実務研修に協力し「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」希望者の受入れを行う。
- ⑥ デイサービスセンターとの共同研修
テーマ別研修、ケース検討会、情報交換
- ⑦ 地域包括支援センターが実施する事例検討会、岩槻区主催の個別支援会議に参加、事例提供
- ⑧ 事業団内他施設へ講師派遣

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地元医療機関、医師会、シニアサポートセンター、民生委員、区役所関係部署との連携

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

- ① 外部派遣研修
 - ア 関係団体主催研修
 - イ 他施設の見学
 - ウ 福祉機器展等における情報収集
- ② 職場内研修（伝達研修や事例研究）

8 年間行事等

<槻寿苑デイサービスセンター>

開催月	行事名
4月	苑外散歩（お花見）
5月	緑のカーテン準備、おやつ作り①
6月	苑外活動（買い物）①、演芸大会見学（老福事業）
7月	七夕飾り
8月	地域交流・世代間交流盆踊り（老福事業）、夏祭り
9月	敬老会、うた自慢大会（老福事業）、創作品展見学
10月	運動会
11月	苑外活動（買い物）②・おやつ作り②
12月	クラブ発表会（老福事業）、クリスマス会、お正月フラワーアレンジメント
1月	初詣、カルタ大会、お正月遊び、書き初め
2月	節分
3月	ひな祭り
定期	ボランティア団体の慰問（月1回以上）、お誕生日会（月1回）、工作活動（月1回）、水分摂取週間（6～9月）

【5】老人憩いの家（シニア憩いの家）

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | | |
|--------------|----------------|----------------|
| (1) 三橋老人憩いの家 | (2) 三橋老人憩いの家分館 | (3) 天沼老人憩いの家 |
| (4) 宮原老人憩いの家 | (5) 植水老人憩いの家 | (6) 本郷老人憩いの家 |
| (7) 片柳老人憩いの家 | (8) 春野老人憩いの家 | (9) 与野本町老人憩いの家 |

2 施設の基本理念

<全憩いの家共通>

基本理念	「シニア世代の生きがいやりがいを応援し、地域の中で笑顔でつながり活躍できる老人憩いの家」を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進します。
	生きがいづくりの支援します。
	支え合う活力あるまちづくりの推進します。
	児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供します。

3 今年度の施設取組計画

<三橋老人憩いの家・分館>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域の中で安心して過ごせる居場所を目指し、生きがいや、やりがいを支援します。	個人利用者に向け、事業を1つ実施する。個人利用を継続する。
地域に根差した施設を目指し、広報活動を充実させ、地域とのネットワーク強化を図ります。	新たな団体・組織との事業を1つ以上実施する。
時代背景や利用者ニーズに沿ったサービスを創造し、新たな事業を展開します。	令和4・5年度の活動を振り返り、見直した上で、新規事業を1つ実施する。

<天沼老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
ラジオ体操を通じて健康増進を図り、児童センターの利用者とも交流していく中で、やりがいをみつける。	アンケート結果を分析し、次回の交流事業を検討する。
参加しやすい趣味活動から、生きがいづくりに繋げる。	共催事業を実施し、終了後アンケートを行う。 アンケートの集計結果を分析し、次回の事業内容を検討する。
利用者のニーズに合った新しい事業を展開する。	アンケートの結果を分析し、情報交換会などでニーズを検討し、次回の企画を検討する。

<宮原老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域の社会資源である施設と連携をとる。	今年度は休館で連携事業ができないが、令和7年度に実施できるよう計画する。
今後新しいサービスの形態を考える。	隣の公民館を借りて月1回の活動を継続できるようにする。
地域における高齢者関連施設について学ぶ。	令和7年度に何を課題とするか計画、準備する。

<植水老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
高齢者が自ら参加したくなるような新しい健康増進事業の構築とアウトリーチ支援の実施。	地域の健康増進事業へのアウトリーチ実施。(1回以上)
高齢者相互の交流の促進を図る。更に高齢者が知識や技術を生かして異世代と交流する取組を支援する。	利用者と連携した異世代交流の取組を立案。(1回以上)
PRの充実により地域の高齢者へ運営内容の周知を図り、利用者の意見を取り入れた利用者本位のサービス提供体制を構築する。	利用者との意見交換を通してニーズ把握を行う。(1回以上)

<本郷老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者の生きがいや健康づくりにつながる事業を実施するために、利用者のニーズ調査を行う。	ニーズ調査を2回実施し、リニューアル事業を実施する。
利用者の趣味・特技を生かして世代交流とともに活動できる新たな事業実施に向けて取り組む。	交流の場、高齢者主体の事業についてニーズ把握と見直しを行う。
本郷憩いの家マニュアルの読み合わせを行い、運営全般を振り返り改善する内部研修を実施する。	本郷憩いの家マニュアルについて内部研修を実施し(1回)、業務の効率化を検証する。

<片柳老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
新しい生活様式に沿った施設利用を展開し、地域の中で安心した暮らしを継続するための支援を行う。	利用者が地域の中で安心した暮らしを継続することを重視した環境の整備を行う。(事業含む)
地域団体・機関を活用した事業を展開する。	新しい生活様式に沿った地域関係機関との連携事業の実施。児童センターとの交流事業の実施
利用者の要望を伺い、ニーズに沿ったサービスの提供を行う。	利用者の意見を聞き、要望の実現を目指す。

<春野老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用方法について考察し、利用者のニーズに応じた施設を目指す。	利用方法についてニーズに応じた工夫をしていく。
既存の事業の継続を目指すとともに、新しい事業への可能性を探る。	地域包括支援センターと連携をすると共に新しい社会資源との連携を探る。
地域や利用者のニーズの把握に努め、社会資源との連携を図る。	地域や利用者のニーズの把握に努め、地域の行事に参加する。

<与野本町老人憩いの家>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域の高齢者が生き生きと地域の中で安心して暮らせるように、介護予防と健康づくりを促進します。	介護予防と健康づくりに関する事業の実施(年1回)
児童と高齢者の世代を超えた交流をとおして、高齢者が活躍できる場の設定となるように事業を実施する。	児童との交流事業の実施(年2回)
高齢者の特性、高齢者の取り巻く状況について理解を深め、事業実施に関する知識、技術の向上を図る。	外部研修(年1回) 内部研修(年2回)

4 具体的計画

(1) 介護予防と健康づくりの促進

- ① 「健康体操」「脳トレ」等の運動指導やレクリエーションを実施し、介護予防と健康づくりを促進する。

- ② 健康相談、介護相談等、高齢者や家族が抱える「悩み」や「困りごと」に対する各種相談事業を実施するとともに各事業の広報活動を行う。

(2) 生きがいづくりの支援

- ① 手芸・工作教室、囲碁・将棋教室等の教養講座を開催し、高齢者が趣味活動を深め、仲間づくりができるよう事業を実施する。
- ② 高齢者が団体活動や地域活動等への参加をとおして円滑に仲間づくりができるよう、場の設定及び活動の支援を行う。

(3) 支え合う活力あるまちづくりの推進

- ① 利用者懇談会を実施し使いやすい居心地のよい憩いの家を目指し、社会活動や地域活動の支援をする。
- ② さいたま市担当課、警察署、消防署、地域包括支援センター等の地域の関係機関との連携、共催により、高齢者が安心・安全な生活ができるよう、暮らしに関する各種の講話、防犯講座、交通安全教室、防災講話等を開催する。

(4) 児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供

- ① 児童センター併設という特性を生かし、児童、保護者等世代を超えた交流の場を設定し、相互理解を深めていけるよう支援する。
- ② 児童センター、憩いの家共催事業として囲碁、将棋、eスポーツ等を企画し世代間交流を促進、様々な活動、日常の関わりやふれあいを通して、高齢者が活躍できる場の設定及び活動の支援を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 日常的な清掃及び施設内外の環境整備を徹底する。
- ② 館内にポスターを掲示し、感染症に対する注意喚起を行う。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、統計を取るとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生もしくは確認されたことを業務日誌等に記録として残し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し、速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不特定多数の方が利用する施設であることから、不審者が侵入しやすい環境でもあるため、不審な来館者には職員から声掛けを行い、明確な来館目的等がなければ利用できないことを伝え、侵入を防止する。
- ② 「危機管理マニュアル」に基づき、警察署の指導による不審者侵入を想定した対応訓練を行い、非常時に備える。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」及び「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報に関する基本方針」に基づいて適切に対応する。

- ② 「個人情報保護規程」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう誓約書を法人へ提出することとする。
- ④ 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 法人の「危機管理計画」に基づき、火災対策や地震、豪雨、大雪といった天災対策の基本として定められた「災害対策計画」及び「危機管理マニュアル」、各施設で作成した「災害対応BCP」のもと、あらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災知識の普及、啓発、防災備品の整備等、被害の発生予防、軽減や二次災害の防止となる取組を行う。
- ② 「さいたま市地域防災計画」に位置付けられた洪水浸水想定区域内の施設(植水、春野)においては、「避難確保計画」に基づき防災教育及び避難訓練を行う。
- ③ 災害が起きた場合は利用者等の生命及び身体を守り、被害を最小限にできるように、迅速な応急復旧対策を行う。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。
- ② 施設・設備の適正な管理と計画的な修繕のために、「施設・設備修繕計画書」を作成し、計画的に各所修繕や部品交換等を行う。
- ③ 備品の管理にあたっては「備品台帳」に掲載するとともに、新たな事業や計画的な備品整備のため「備品等整備計画書」を作成する。

(7) あり方検討会の設置

あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 利用者意識の傾向を探り、意見や要望を事業にできるように、利用者アンケートを年1回、全施設一斉に実施する。また、意見や要望に対して具体策や回答を作成する。
- ② 新たなニーズの発見につなげられるよう、行事参加者を対象にアンケートを実施する。
- ③ 苦情や要望を、常設してある「みなさまの声」で聴取し、迅速に対応する。
- ④ 高齢者が見やすい広報誌づくりや、地域掲示板に掲示、ホームページの活用等を積極的に行う。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域自治会、民生委員、老人クラブ等から意見や要望を聞き、事業に反映させる。
- ② ボランティアや実習生から、活動を通しての意見や要望を聞き、今後の事業に生かす。
- ③ 老人福祉センターとの連携を図ることにより、高齢者向け事業の更なる充実を図る。

(3) 専門性の向上

- ① 事業団主催研修、さいたま市老人憩いの家研修、外部派遣研修、職場内研修を実施・受講する。
- ② 老人憩いの家（サービス業務）マニュアル、老人憩いの家危機管理マニュアルを活用する。

(4) 施設間の連携

8館の館長が集まり情報共有会議を開催し、情報や課題の共有を行う。

7 年間行事等

<三橋老人憩いの家・分館>

開催月	行事名
5月	利用団体代表者会議
6月	運動支援員による運動教室①
8月	夏休み世代間交流事業
9月	介護予防講話（地域包括支援センター）
10月	救急法講座、制作タイム①
11月	運動支援員による運動教室②
12月	交通安全教室
1月	制作タイム②
2月	演芸大会
定期	いきいきタイム、ラジオ体操、避難訓練

<天沼老人憩いの家>

開催月	行事名
4月	利用者懇談会
6月	交流ふれあい花だん①
10月	健康講話（地域包括支援センター）
11月	交流ふれあい花だん②
12月	交流事業（乳幼児親子）
1月	近隣施設との共催事業
定期	ラジオ体操、避難訓練

<宮原老人憩いの家>

開催月	行事名
4月	利用者懇談会
定期	ゆうゆうサークル、シルバーサークル、カラオケサークル、避難訓練（すべて5月末まで実施） （6月より月1回の体操を中心とする活動）

<植水老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会 除草作業①
8月	夏休み交流事業（囲碁教室/将棋教室/手話ダンス）
11月	除草作業②、植水交流まつり/あそびの教室（植水地区社協共催）
定期	健康体操、避難訓練、※高齢者向けサロン ●※は職員派遣

<本郷老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会、環境ボランティア活動①
6月	世代交流じゃがいも掘り
7月	夏のイベント（児童との交流会）
9月	スマホ教室
11月	環境ボランティア活動②、防火講話
1月	伝承あそび（児童との交流会）

2月	介護予防教室
定期	健康体操、運動支援員による運動教室、避難訓練
その他	手芸・工作

<片柳老人憩いの家>

開催月	行事名
6月	児童センター憩いの家交流ふれあい花壇①、講演会（地域包括支援センター）
10月	救急法講話
11月	児童センター憩いの家交流ふれあい花壇②、防火講話
2月	利用者懇談会
定期	ラジオ体操、運動教室（運動支援員）、囲碁の日、避難訓練

<春野老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	利用者懇談会
6月	いちにち健康教室①
7月	カラオケ大会
9月	子どもシニア交流イベント①
2月	いちにち健康教室②
3月	はるのまつり
定期	カラオケの日、おはなし会、運動支援員によるふれあい運動サロン、囲碁将棋の日、避難訓練

<与野本町老人憩いの家>

開催月	行事名
5月	児童センターde花づくり①
10月	健康づくりのための講話 利用者懇談会
11月	児童センターde花づくり②
1月	子どもシニア交流イベント①
2月	子どもシニア交流イベント②
定期	避難訓練

【6】大崎むつみの里

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

＜第1事業所＞

- (1) 生活介護事業[かがやき][ほほえみ]
- (2) 自立訓練（機能訓練）事業[こもれび]
- (3) 自立訓練（生活訓練）事業[きらめき]
- (4) 就労移行支援事業[はばたき]
- (5) 就労継続支援事業B型[大崎実習センター]
- (6) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

＜第2事業所＞

児童発達支援センター[大崎児童学園]

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 受託事業

＜障害者生活支援センター＞

相談支援事業（地域生活支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業）[浦和区障害者生活支援センターむつみ、緑区障害者生活支援センターむつみ]

3 自主運営

＜むつみホーム大間木＞

- (1) 共同生活援助事業
- (2) 短期入所事業（空床利用型）

4 施設の基本理念

＜共通＞

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、想いに寄り添った支援に努めます。
基本方針	その人らしい主体的な生活ができるよう支援に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

＜生活介護事業＞

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にされた支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

＜自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業＞

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

＜就労移行支援事業・就労継続支援事業B型＞

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援
	働き続けることでできる環境の提供

＜児童発達支援事業＞

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切に支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

＜保育所等訪問支援事業＞

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

＜相談支援事業（第1事業所・第2事業所共通）＞

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

＜障害者生活支援センター＞

基本理念	地域で暮らす障害のある方が安心して暮らすことができ、ライフステージで途切れることのないよう地域のネットワークを広げ、支えあう体制づくりをめざします。
基本方針	地域協議会を意識したネットワークの構築、相談支援体制の強化に努めます。
	地域で暮らす障害のある方、家族のニーズを的確に把握し必要に応じた支援を行います。
	障害児者の人権擁護に取り組み、虐待防止の対応、啓発に努めます。

＜むつみホーム大間木＞

基本理念	一人の人間としての尊厳や誇りをもちながら、地域の中で安心して生き生きと生活していくことができるような支援を提供します。
基本方針	地域において共同して日常生活を営むことができるよう支援します。
	相談その他の援助を適切に行います。
	関係機関と連携して利用者の支援に努めます。

5 今年度の施設取組計画

(1) 第1事業所

＜生活介護事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
虐待防止委員会を中心に虐待防止と人権擁護の取組を行い、職員の意識改革を行う。	人権擁護に関する目標（年間目標・月間目標）を立て、学習会又は個人ワークを年2回実施。虐待防止チェックシートを全職員で実施。職員の意識の変化等検証する。
利用者のニーズを的確に捉え、より良いサービスを提供することで、ご本人またご家族に満足していただける施設を目指す。	年1回、個別支援計画及びサービスに対する満足度アンケートを実施し、5年度の平均点以上の得点を目標とする。
現状の稼働率を下げない為の取組と稼働率向上に向けて新規利用者の獲得の為の取組を継続して行う。	前年度の平均稼働率より 1%以上上昇する。

＜自立訓練（生活訓練）事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者がなりたい自分を表現できるよう支援し、そのためにプログラムの充実を図る。	年1回活動アンケートを実施。結果に基づいて支援内容の見直しを行う。
常に質の高いサービスを提供できるよう外部研修に参加し、専門的な知識・技術・理論の向上に励む。	1人につき年1回以上、職務階層に対応した必要とされる能力等基準表に則った外部研修に参加する。

むつみの里の生活訓練の特徴（高次脳機能障害者の自立訓練）を確立し継続的な稼働率向上を目指す。	平均稼働率の前年比110%
--	---------------

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
すでに構築した関係機関との連携や、複合施設である強みを活かします。ライフステージに応じたサービス提供の仕組みをつくる。	地域の関係機関と連携3件、むつみの里内他事業への移行や受け入れを2件以上行う。
利用者ニーズである送迎サービスの効果を測定します。送迎サービスの実施と稼働率の費用対効果を検討し、運用体制を整備する。	週14件の送迎を実施する。
施設収入増額に向けて稼働率を向上する。	平均稼働率の前年比110%

＜就労移行支援事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
就労の機会の選択肢を広げるために、希望に沿った就労先の見学や実習等を行う。	就労先を2か所以上、見学または実習を行う。
施設外の研修に参加し、職員間で伝達、情報を共有していく。	職務階層に対応した必要とされる能力等基準表に則った施設外の研修に年3回以上参加する。
稼働率の向上	稼働率24%を目指す。

＜就労継続支援事業B型＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
毎年度、前年の平均工賃の2%向上を目指す。	平均工賃額6,122円
実習生や職場体験等を積極的に受け入れ、福祉人材の育成に努めます。	前年度より実習生の受入れ人数を2名増やす。
関係機関との連携を密にし、新規契約者増と長期欠席者への支援を行う。	前年度より2%(78%)上回る。

＜相談支援事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	地域の事業所と顔の見える関係を作る。（年5事業所以上）
利用者が希望するサービスの利用に向けて必要な情報を迅速に提供し、ニーズに沿った支援ができるように、職員間で情報共有ができる仕組みを構築する。	情報共有のシステムの見直しを行う。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していく。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

(2) 第2事業所

＜児童発達支援事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
感覚遊びやスノーブレンなどを継続的に実施し、個々の発達状態に合った支援を行う。	スノーブレン（大崎流）の実施・充実
事例検討会により多くの職員が参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援6施設中2施設から事例を出し、検討会を行う。
稼働率の向上に努める。	契約者数53名

＜保育所等訪問支援事業＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
一人一人に応じた訪問支援を行うために、具体的な支援内容を検討する。	訪問支援対象児童1名のケースカンファレンスを行う
訪問支援員育成のために、経験値の高い職員が研修を行うと共に、未経験の職員が保育所等訪問へ同行する機会を作る。	訪問支援員による研修会を年2回、訪問への同行を年2回以上実施する。
保育所等訪問支援の実施件数を増やしていく。	保育所等訪問支援を年間37件実施する。

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	地域の教育機関への見学や連絡会議に参加して、担任や担当職員との顔の見える関係を作る。年2回
利用者が希望するサービスの利用に向けて必要な情報を迅速に提供し、ニーズに沿った支援ができるように、職員間で情報共有ができる仕組みを構築する。	情報共有のシステムの見直しを行う。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していきます。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

(3) 障害者生活支援センター

<浦和区障害者生活支援センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域においてライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築する。	浦和区地域協議会を年2回以上開催し、地域協議会主催の研修会を1回開催する。
計画的な研修参加と、職場内研修の実施で職員の知識と技術の向上を目指す。埼玉県主催の相談支援従事者コース別研修についても順次受講していく。	全職員が年1回は相談支援業務に関する外部研修に参加する。(専門別研修受講終了3名)
相談支援業務の質の向上と同時に事業収入を増やすため、加算対象となる専門コース別研修等を、順次全職員が受講できるようにしていく。	基本報酬部分の機能強化型(Ⅲ)、体制加算2つ以上の算定を維持する。(新たな研修修了者3名以上)

<緑区障害者生活支援センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域で暮らす障害のある方が安心して暮らすことができ、ライフステージで途切れることのないよう地域のネットワークを広げ、支え合う体制づくりを目指す。	緑区地域協議会の設置に向けて、関係機関と協議の場を持つ。
計画的に研修に参加し、高い専門性と技術の向上を目指す。	全職員が年1回は、相談支援業務に関する外部研修に参加する。
様々な相談に対して、専門的かつ質の高い相談支援を行うために、必要な研修を順次全職員が受講し、体制加算を確保し、経営の基盤を強化する。	基本報酬部分の機能強化型(Ⅲ)、体制加算に関する研修へ1名以上参加し、体制加算3つ以上の算定を維持する。(新たな研修修了者3名以上)

(4) むつみホーム大間木

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との連携事業を実施する。	地域との連携事業を実施(1回以上)
入居者のニーズ充足度を向上する。	① 入居者のニーズ充足状況の確認 ② 入居者のニーズに即した新たな連携先を検討
光熱水費を5年間で5%削減する。	光熱水費4%削減(令和2年度実績比)

6 具体的計画

(1) 共通

- ① 利用者のあらゆる意思表示や選択を尊重し、その人らしい生き方を支援する。
- ② 利用者地域や社会との関係を大切にする。
- ③ 利用者およびご家族のニーズの変化に対応する。
- ④ あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

(2) 第1事業所

<生活介護事業>

利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活を送ることができるよう、障害特性を理解し利用者の意向や状況の変化に応じた支援を行う。また、地域と共に生きる取組として、広報活動や地域行事への参加を継続する。地域で利用者が必要なサービスをスムーズに利用できるよう関係機関との連携を強化する。

- ① 利用者一人ひとりが思いを伝える過程で意思形成や意思表示を促すため、利用者にとって理解しやすい提示方法を工夫し支援を行う。
- ② 利用者自身が可能な限り選択できるよう個別の支援プログラムやグループ活動を設定し、支援の充実を図る。
- ③ 健康維持活動、能トレ、リラクゼーション、生産活動、e スポーツなどを実施し活動の充実を図る。
- ④ 地域資源を生かした支援活動として外出活動やプール活動等を積極的に取り入れる。地域交流を行う中で施設に対する理解の促進や利用者が充実した時間を過ごせるような支援を提供する。
- ⑤ 近隣の支援学校や関係機関との連携を強化し、新規利用者の獲得と共に利用者及び家族が安定したサービスの利用を継続していけるよう努める。

<自立訓練（生活訓練）事業>

機能訓練と連携して活動内容の充実を図り、自分らしく生活する力を高める。

- ① 利用時間、訓練内容及び給食サービスの有無について、選択肢の幅を広げる。
- ② 地域での活動（公共施設や公共交通機関の利用等）を積極的に行う。
- ③ 利用者の意向を支援に生かし、主体的に活動できる環境を整える。

<自立訓練（機能訓練）事業>

専門職によるチーム体制で効果的な訓練や支援を行い、一人ひとりの障害を共に受け止める。

- ① 利用時間や訓練内容及び給食サービスの有無について、選択肢の幅を広げる。
- ② 専門職を中心とした健康管理や家族支援、自主訓練指導の充実を図る。
- ③ 訓練終了後の生活を見据えた、地域移行や他事業連携を強化する。

<就労移行支援事業>

一般企業への就労を希望する方に対し、作業訓練、職場実習のほか、社会活動、求職活動に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。また、求職活動の支援や特性に合った職場開拓、就労後においては相談、職場との調整等、職場定着に必要な初期支援を行う。

- ① 近隣の公共施設での清掃業務のほか、企業からの受注作業での訓練を行うことにより、作業の適性や特性に応じた支援方法の確認を行う。
- ② 利用者の状況や希望を踏まえ、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、職場実習や求職活動の支援、職場定着の支援を行う。
- ③ 職場実習、職場定着の支援では、職場に対し利用者の特性や支援方法を説明し、働き方の理解を図る。

<就労継続支援事業B型>

年齢や心身の状況等で現状では一般企業に就労が困難な方に対し、生産活動の機会を提供するとともに、就労や社会活動に必要な体験及び訓練の機会を提供し、知識及び能力の維持向上のための支援を行う。

- ① 生産活動を通じ、社会人としての自覚や自信が得られるよう支援する。また、個別の特性や状況に応じた生産活動の機会を提供し、就労の可能性が高まるよう支援する。
- ② クラブ活動や社会体験活動、自治会活動を通じ、社会性や生活力が高められるよう支援する。
- ③ 障害者関係機関との連携強化及び他分野、他機関との連携を図り、地域のネットワークの構築に努める。

(3) 第2事業所

<児童発達支援事業>

- ① 児童の発達状況に応じたグループを設置し、適切な支援を提供する。
 - ア 親子グループ（いちご組：未歩行児・みかん組：歩行可能児）

早期療育の必要な児童や子育てに不安を持っている親子に遊びを通し、遊び方やかかわり方の指導・支援を行う。
 - イ 通園グループ（りんご組・ぶどう組）

発達段階に応じた個別的・集団的指導を行い、基本的動作の習得や人との関わりの楽しさの中から豊かな日常生活を過ごすことができるよう全体的な発達を促す支援をする。また、必要に応じ1回あたり30分程度の個別指導を実施し、個々の持っている力を引き出す支援を行う。
 - ウ フォログループ
幼稚園・保育園に通園している療育の必要な児童に対して、小集団での活動を通し、集団に適応する力や発達を促す指導・支援を行う。
- ② 家族支援
 - ア 保護者との共通理解のもとに支援を行うために、個別面談、家庭訪問、懇談会、ティータ임을実施する。
 - イ 専門職（言語聴覚士、臨床心理士等）による保護者勉強会を実施する。
- ③ 活動の中でスヌーズレン（大崎流）を年に4回以上取り入れていき、子ども達の遊びの幅を広げ発達を促す支援を行い、保護者にも目的や効果を伝えながら進めていく。

<保育所等訪問支援事業>

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う。障害児への保育にかかわる保育士等へ支援上の手立てを伝え、抱える悩みに応えることで、障害児への理解を促す。

(4) 第1事業所・第2事業所共通

<相談支援事業>

地域の中で安心して暮らし続けられるために、相談者のニーズに沿うとともに、相談者が希望する支援の提供に努める。

- ① 心身の状況や環境等に応じて、必要なサービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供する。
- ② サービス等について理解しやすいよう説明を行うとともに、必要に応じた支援等を適切に提供する。
- ③ 提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(5) 障害者生活支援センター

① 地域協議会を意識した体制整備への取組

支援課と協働し、地域の相談支援体制、各福祉サービス提供事業所等との連携を強化し、区の特徴を活かした地域で支え合うネットワーク体制を構築する。（実態把握、ネットワークづくり、資源の活用、区の仕組みづくり、課題の抽出、研修等による人材育成）

② 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組

地域で生活している障害のある方、その家族、関係機関が困ったときに相談できるように支援センターの周知に努め、市内イベント、区民祭り等へ参加、地域主催の研修講師の依頼等は積極的に受ける。

③ 人権擁護の取組

ア 虐待が起きる可能性が高い事案に対し通報義務があることに加え、虐待が発生した際には行政機関とともに案件の対応にあたる機関として日頃から虐待防止の視点をもって支援にあたる。

イ 虐待防止研修への参加、伝達研修等を積極的に行い、法人内の他の事業所職員とも虐待防止の視点の共有を図る。

④ ニーズに沿った相談支援の提供

利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉就労支援、教育等のサービスが総合的、効果的に提供されるよう適切な支援を行う。

(6) むつみホーム大間木

共同生活援助事業では、利用者が安心して生活を送ることができるようアセスメントを的確に行い、ニーズに基づいた支援を提供する。また、身辺自立の確立と、共同生活の一員としての協調性及び自発性の確立に努める。

短期入所事業では、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な支援を行う。

① 利用者の健康管理を行うとともに、家庭的な食事を提供する。また、入浴、排せつ、着替え、整容等その方に必要な支援を行う。

② 利用者の利便性が高まるとともに生活の質が向上するよう、関係機関との連携に努める。また、地域行事等に容易に参加できる地域と良好な関係を築き、環境づくりに努める。

③ 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談及び援助を行う。

7 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、「感染対策マニュアル」「感染症業務継続計画（BCP）」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、日々の支援業務において活用する。感染症対策研修を実施し、新しい情報の共有を図る。

(2) 事故防止対策

「安全管理」「虐待防止」等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、防止策の構築を継続する。また、ヒヤリ・ハットの検証を職員間で行い、事故防止に努める。

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

「不審者侵入対策」等のマニュアルを定期的に見直し、職員に周知するとともに、年2回、管轄の警察署と「実地訓練」を繰り返し実施することで有事に備える。

(5) 個人情報管理

職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(6) 災害対策

「防災」「消防計画に基づく行動計画」「事業継続計画（BCP）」等のマニュアル等を職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、火災や各種の天災に備える。

(7) 施設維持管理

施設設備については、定期点検保守業務及び清掃業務を専門業者に依頼し、安全で清潔な状態を保つ。

8 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

利用者及びご家族の意向に沿った支援の徹底を図るため、日常活動における意向の聴取、面談の実施、家族(保護者)懇談会の開催、利用者アンケートの実施、行事参加者へのアンケートの実施、投書箱「みなさまの声」の設置、苦情受付窓口の設置等を行う。

(2) 地域、関係機関との連携

むつみ祭の開催、地域行事（緑区民まつり）や関係団体主催行事（グリーンフェスティバル）への参加、地区社協と連携した行事の実施（花いっぱい交流事業）、広報誌の発行、行政機関・保健医療機関・障害福祉サービス事業所・教育機関等との連携、災害時相互援助協定書の締結、実習生・「未来（みら）くるワーク」・ボランティアの受入れ、見学会の開催、地域貢献事業の開催、地域のセーフティネットとしての機能の強化等を行う。

(3) 専門性の向上

事業団の「職員研修要綱」に基づく研修体系及び研修計画により研修を実施することで、専門知識等の習得を目指すとともに専門職としての意識を喚起し、資質の向上を図る。

① 職場内研修

各委員会研修、訓練及び講習会等に加え、各種勉強会を実施する。また、事業ごとに事業内研修を随時実施する。

② 外部派遣研修

関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。

③ 応急手当普及員の研修

複数名の職員が応急手当普及員の研修を受けて、資格を取得する。資格を取得した職員により、施設内でAEDの普通救命講習Ⅰ・Ⅲの研修を開催する。今後も緊急時対応の備えとして研修を継続する。

9 年間行事等

(1) 第1事業所

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	入所式
5月	前期利用者・家族懇談会、市街地外出活動①（5月～8月）
7月	定期健康診断①
8月	市街地外出活動②（8月～11月）
10月	定期健康診断②
11月	お菓子作り活動（11月～1月）、市街地外出活動③（11月～2月）
12月	歯科検診・ブラッシング指導
1月	後期利用者・家族懇談会
2月	定期健康診断③、ボランティア交流会（2月～3月）
定期	能トレ（随時）、eスポーツ（随時）、ボランティアコンサート（随時）、書道（月1回）、七宝焼き（月1回）、ヘアカット（月1回）、自主避難訓練（年4回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）

<自立訓練（生活訓練）事業>

開催月	行事名
4月	お花見散歩
6月	社会体験活動（自立訓練合同）①
9月	社会体験活動②
11月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）
12月	忘年会（自立訓練合同）
2月	お菓子作り活動
3月	社会体験活動③
定期	自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）ポッチャ、カラオケ、eスポーツ（随時）地域清掃活動（月1回）

<自立訓練（機能訓練）事業>

開催月	行事名
6月	社会体験活動（自立訓練合同）
11月	スポーツ体験活動（自立訓練合同）
12月	忘年会（自立訓練合同）
定期	自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）

<就労移行支援事業>

開催月	行事名
5月	家族懇談会
10月	就職面接会
11月	社会体験活動、定期健康診断、歯科検診・ブラッシング指導
定期	パソコン講習会（年5回）、自主避難訓練（年6回）、総合防災訓練（年2回）、むつみ祭（年1回）、事業所見学・事業所実習・企業見学会（適時）

<就労継続支援事業B型>

開催月	行事名
4月	お花見散歩
5月	家族懇談会
6月	健康診断①
8月	お盆レクリエーション
11月	定期健康診断、歯科検診・ブラッシング指導
12月	忘年会
1月	新年レクリエーション
2月	健康診断②

定期	自治会活動(月1回)、クラブ活動(年6回)、自主避難訓練(年6回)、総合防災訓練(年2回)、むつみ祭(年1回)、家族懇談会(適時)、社会体験活動(年1回)
----	---

(2) 第2事業所

<児童発達支援センター>

開催月	行事名
4月	始業式、保護者説明会(グループ別)
5月	クラス懇談会、春の遠足、お楽しみ会(子どもの日)
6月	クラス別ティータイム(単独)、言語学習会
7月	先輩保護者のお話、参観日(単独・みかん組)
9月	フォローグループ合同親子通園日、歯科検診
10月	運動会、いもほり
11月	秋の遠足、心理学習会
12月	お楽しみ会(クリスマス)
1月	参観日(単独・いちご組)
2月	園外保育(単独)、言語学習会
3月	クラス懇談会、卒園式、お別れ会、終業日
定期	自主避難訓練(月1回)、誕生日会(月1回)、身体測定(月1回)、交流保育(年10回)、絵本読み聞かせ会(年10回)、音楽療法(年4回)、保護者向け勉強会(年3~4回)、総合防災訓練(年2回)、むつみ祭(年1回)

(3) むつみホーム大間木

<共同生活援助>

開催月	行事名
8月	地域花火大会見物及び余暇支援活動
12月	地区防災訓練
定期	防災訓練(年2回)、個別面談(年2回)

【7】 障害者福祉施設春光園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

<春光園けやき>

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（生活訓練）事業
- (3) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

<春光園うみず>

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援、障害児相談支援)

2 自主事業

<春光園けやき>

- (1) 高齢者宅配食事サービス事業
- (2) 生計困難者に対する相談支援事業

3 施設の基本理念

<共通>

基本理念	地域で暮らす利用者の人権を擁護し、個々の状況に応じた質の高い効果的かつ総合的な支援を行います。
基本方針	利用者個人を尊重した支援を行います。
	利用者のQOLを高める支援を行います。
	利用者の社会参加の機会を増やします。
	地域や関係機関と連携し豊かな支援を行います。

<生活介護事業>

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（生活訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活をともに見つけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

4 今年度の施設取組計画

(1) 春光園けやき

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
意思決定や意思表示が難しい方が、施設で主体的な生活が送れるよう、環境を整えていく。	意思決定支援に係る委員会の開催 (委員会3回)
利用者アンケートから、利用者やご家族から施設が求められていること(ニーズ)を確認する。その内容を施設の運営に活かしていく。	園外活動以外の行事についてのニーズを把握し、見直しを図る。
支援学校への積極的な訪問、施設見学会、施設説明会の開催など宣伝活動に努め、継続して新規利用者の獲得を目指す。	施設見学会の実施 (年1回)

<自立訓練(生活訓練)事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
個人の意向を尊重しその人らしい支援計画の策定・実施を行います。	意思決定を尊重し、都度支援計画に反映・見直しを行う。
効果的な支援が行えるような人材を確保・維持していきます。	外部研修に参加する。(1人以上) 伝達研修の実施。
支援学校への積極的な訪問、施設見学会、施設説明会の開催など宣伝活動に努め、継続して新規利用者の獲得を目指す。	施設見学会の実施 (年1回)

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	地域の課題に各部会で取組み、年度の活動を報告する。
必要な時にすぐ対応できるよう、情報を蓄え活用していく。	月毎に、障害福祉サービス事業所の情報を収集し、行政や各相談支援事業所と情報を交換、共有する。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会等を実施していく。	事例検討会と勉強会等を各1回以上実施する。

(2) 春光園うえみず

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
送迎サービスを拡充して新規利用者を獲得する。	送迎バスの運行ダイヤを調整し、新規利用者1名以上に送迎サービスを提供する。 送迎バスの運行範囲を広げられるように検討する。
専門性・技術向上に加え、利用者一人ひとりの思いを尊重できる深い人間観、倫理観を備えられるよう内部研修を行う。	年4回職員が業務改善、職員の資質向上のための内部研修を行う。
施設紹介を通じて、新規入所者を獲得し、収入を安定させる。	特別支援学校・ご家族に向けて、うえみず単体で施設紹介を実施する。(年2回以上) 施設紹介の効果を検証する。

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域社会資源の発掘・開拓をする。	訪問したことのない福祉サービス事業所や関係機関への訪問5か所以上
利用者の現状を知り、早急な対応を行うために適切なモニタリングを行う。	相談員一人当たりのモニタリング件数を80件
専門知識を高めるために、合同相談支援実務会議で事例検討や勉強会を実施します。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施

5 具体的計画

(1) 共通

利用者が地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の権利を擁護し、個々の特性や個性、資質に応じた支援に取り組む。

- ① 危機管理及び運営管理マニュアルによるサービスの標準化
- ② サービス向上を目的とした各種委員会の実施(虐待防止委員会、給食委員会など)
- ③ 利用者の健康管理のため月1回の嘱託医の健康相談、年1回の健康診断、歯科健診、歯科ブラッシング指導の実施
- ④ 家族懇談会、個別面談の実施や日々の連絡ノート、電話連絡などにより家族と連携し、利用者の状況を踏まえた支援を実施するとともに、聴取したご意見をサービスの向上につなげる。
- ⑤ あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

(2) 春光園けやき

<生活介護事業>

利用者への意思決定支援の充実をはかり、施設で主体的な生活が送れるよう、日常生活支援及び日中活動支援を実施する。

- ① 食事、排泄、更衣、整容、入浴など利用者の要望や障害状況に応じて必要な支援を行う。
- ② 日中活動を通して生きがいや楽しみを見出すために利用者に対し以下のことを実施する。
 - ア 創作的活動(絵画、貼り絵、クラフト、書道、季節の装飾づくり、マーブリング等)
 - イ 文化的活動(季節の行事、ボランティアコンサート、地域交流等)
 - ウ 生産活動(陶芸、染め物、受注作業等)
 - エ 社会体験活動(園外体験活動、買い物体験、外食体験等)
 - オ レクリエーション(室内レクリエーション、軽スポーツ、散策等)
 - カ 各活動グループの枠を越えたクラブ活動(創作、運動、音楽等)
- ③ 身体機能維持のため、理学療法士の助言に基づき、歩行訓練やマッサージなどを行う。
- ④ 入浴サービス(自宅での入浴が困難な利用者を対象とする。)
- ⑤ 医療的ケアの提供(必要に応じた吸引や経管栄養等)

<自立訓練(生活訓練)事業>

利用者自身の意思を尊重しながら、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等を目指し、生活に必要な基礎的な暮らしの力(体力、マナー、生活習慣)を獲得するための支援を行う。

- ① 生活訓練(洗濯、掃除、金銭理解と管理、整容等)
- ② 健康管理(入浴指導、運動指導等)
- ③ 利用者の意思決定を尊重した支援計画の作成

<高齢者宅配食事サービス事業>

関係機関と調整を図るとともに、献立にも配慮し宅配先の満足度を高める。

- ① 安心安全な食事の提供に努める。
- ② 旬の食材を使い季節感が感じられる食事の提供を行う。
- ③ 食べやすさに配慮した食事の提供を行う。

<生計困難者に対する相談支援事業>

社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」の会員となり、「彩の国あんし

んセーフティネット事業」として事業を実施する。

事業を実施するにあたり、生計困難者に対する担当相談員を配置する。

- ① 地域の中で生活課題を抱え生活に困窮している方の相談に応じ、必要な支援につなげていく。
- ② 生活保護などの既存にある制度による対応では困難であり、生活がひっ迫している方に対し食費や医療費、家賃などの費用の全額又は一部の経済的援助を行う。
- ③ 活動にあっては、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会彩の国あんしんセーフティネット事業社会貢献支援員と連携して支援にあたることとする。

(3) 春光園うえみず

<生活介護事業>

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、個別支援計画を作成する。チームアプローチに重点を置き、ケース会議、専門職（嘱託医、看護師、理学療法士や作業療法士、栄養士等）を交えたケースカンファレンス、利用者並びに家族とのモニタリング（面談）、関係機関との調整等を行う。

また、年4回以上、理学療法士又は作業療法士の指導により機能訓練を実施し、利用者の機能維持に努める。

① 日常生活介護

利用者の状況に応じた適切な対応（介助等）により、食事、更衣、排泄、整容（歯磨き、洗面を含む）等の生活全般にわたる援助を行う。

② 日中活動

ア 創作的活動

絵画、貼り絵、塗り絵、書道、行事の小道具・飾り等

イ 文化的活動

季節行事、地域交流等

ウ 生産活動

受注作業、自主製品（布巾等ステンシルを使った製品、ビーズ製品、編み物等）

エ 園外活動

工場見学、買い物、外食、音楽鑑賞、フルーツ狩り、芋ほり等

オ レクリエーション活動

散歩、室内ウォーキング、体操・ストレッチ、カラオケ、ゲーム、リラクゼーション等

カ おやつ作り

(4) 相談支援事業

相談者に必要な障害福祉サービスが提供されるように地域ごとの課題を把握し、安心して暮らせるように支援する役割を担う。

- ① 地域の課題を整理する。また、基幹相談支援センター及び地域協議会の設置に協力する。
- ② 各区の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携し、サービス提供状況について情報共有する。

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 来所及び帰宅時の検温を実施し、手指消毒、うがいの励行等利用者の健康管理に努める。
また、感染症マニュアルに基づき、毎日の施設内のアルコール消毒、職員の咳エチケット等、

感染症対策の徹底に努め、送迎する家族にも啓発するための通知やポスターを掲示して周知徹底を行う。

- ② 感染症発生時には、個別対応や消毒処理等により感染拡大に努める。
- ③ 感染症 BCP（事業継続計画）を活用し、年 1 回以上研修と訓練を実施することで、感染症発生時における事業継続対応が滞りなく図れるように努める。

(2) 事故防止対策

ヒヤリ・ハットメモを検証し、事故防止に努める。また、日頃から、作業室等の整理整頓に努めるとともに、危険がないよう棚やロッカー等のレイアウトに配慮する。

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

不審者の侵入に備え、建物及び時間外における門扉等の施錠の確認を徹底する。

(5) 個人情報管理

職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(6) 災害対策

- ① 消防計画に基づき、防火管理者を中心とした緊急時対策に取り組む。
- ② 食料・水などの災害備蓄品の整備
- ③ 消防署立会いによる総合防災訓練の実施、自主防災訓練の実施（年 2 回）
- ④ 地震・水害 BCP の見直し（年 1 回）、計画書を活用した研修と訓練の実施（年 1 回）

(7) 施設維持管理

特定建築物点検（3年に1回）、設備点検（年1回）を実施し、施設の不具合等を事前に把握し、適切な施設管理に努める。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 家族を含む個別面談の実施
個別面談を通し、事業所での様子を家族に伝え、利用者一人ひとりの心身の状況、家庭の様子を聞き取ることで、支援に生かす。
- ② 利用者アンケートの実施
利用者及び家族の要望、意見を伺い、事業内容に反映させるとともに、利用者側の視点に立った支援を改めて認識する機会とする。自由記述欄に記載があった要望、意見については、速やかな対応に努める。アンケート結果及び意見への回答は掲示をする。
- ③ 家庭との相互理解、迅速な苦情対応
日々の連絡帳でのやり取りや電話連絡により、利用者の状態について家族との共有を図る。また、苦情については、職員全体が共有し再発防止に努める。
- ④ 「意見箱」及び「みなさまの声」への対応
利用者並びに家族からの意見は、職員全体で共有し改善に努める。
- ⑤ 利用日の拡大
利用者の余暇支援及び家族の休息支援の要望に応じるため、土曜日開業を各施設で回数を設

定して実施する。

(2) 地域、関係機関との連携

<共通>

- ① さいたま市の担当部署、障害者生活支援センター等と連携を図り、利用者を総合的に支援する。
- ② 地域行事等に積極的に参加し、地域との関係強化を図る。

<春光園けやき>

- ① 各関係機関との連携を図りながら、長期欠席者に対して家庭訪問や電話相談などの働きかけを行う。
- ② 当施設に隣接する埼玉県南卸売団地及び大宮北東ロータリークラブとの協力関係を深め、共催による新緑会を実施する。
- ③ 地区社会福祉協議会と連携を図り、民生・児童委員や中学生のボランティアの受入れを行う。また、民生委員や地域のボランティア等を施設行事に招いて親交を深める。
- ④ 地域の行事に積極的に参加し、広く地域の方々に施設の周知と啓発に努める。
- ⑤ 介護体験、保育士・社会福祉士の養成学校の実習生を積極的に受け入れ、福祉人材の養成に努めるとともに施設のPRを行う。
- ⑥ 特別支援学校からの見学者、実習生の受入れと、学校への訪問を通して連携を深める。また、施設見学会の実施による広報活動を行い新規利用者の獲得を目指す。

<春光園うえみず>

- ① 特別支援学校と連携し、学校訪問を行うとともに、施設見学会を開催して施設の広報・PRを行う。
- ② 地域生活支援拠点ネットワークづくり会議に参加し、西区内の障害者支援に関わる行政及び各事業所とのつながりを深める。

(3) 専門性の向上

<共通>

- ① 各事業相互の連携を図り、効果的、一体的なサービスの提供体制を強化する。
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。
 - ア 関係機関、団体の主催する研修
 - イ 資格習得研修（業務の遂行に必要な資格者の養成）
 - ウ 他施設との交流・視察研修

<春光園けやき生計困難者に対する相談支援事業>

担当相談員は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会に参加する。

- ① ブロック別事例検討会議
- ② 相談員養成研修

(4) 利用者への健康支援

- ① 嘱託医、看護師、理学療法士等の専門職により、利用者の健康に関する相談支援を行う。また、必要に応じて支援員等と連携し、日常健康管理を行う。
- ② 健康診断の実施により健康状態を把握し、家族との連携を密に図る（健康診断、歯科健診、ブラッシング指導）。また、関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上に努める。

8 年間行事等

(1) 春光園けやき

<生活介護事業・自立訓練（生活訓練）事業>

開催月	行事名
4月	入所式、園外体験活動①(各活動グループ)、家族懇談会①
5月	新緑会(土曜日開業)、園外体験活動②(各活動グループ)
6月	園外体験活動③(各活動グループ)、除草活動、防災訓練①、活動見学週間
7月	歯科健診、園外体験活動④(各活動グループ)、七夕飾り付け、土曜日開業①
8月	健康診断、園外体験活動⑤(各活動グループ)、施設見学会
9月	園外体験活動⑥(各活動グループ)、モニタリング①(前期面談)
10月	家族懇談会②、園外体験活動①(選択グループ)、モニタリング②(前期面談)
11月	けやき祭(土曜日開業)、園外体験活動②(選択グループ)、歯科ブラッシング指導
12月	園外体験活動③(選択グループ)、内科健診、土曜日開業②
1月	園外体験活動④(選択グループ)、アート作品展、新年会
2月	園外体験活動⑤(選択グループ)、モニタリング③(後期面談)、防災訓練②、土曜日開業③
3月	モニタリング④(後期面談)
定期	嘱託医による診察(月1回)、クラブ活動(月1回)
随時	ボランティアコンサート、活動見学会(利用者ご家族向け)、施設見学会(施設利用希望者向け)

(2) 春光園うえみず

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	入所式
5月	家族懇談会①(2回に分けて開催)、土曜日開業①②
6月	防災訓練①、園外活動①(人数に応じて複数回実施。以下同じ)
7月	歯科健診・フッ素洗口指導、土曜日開業③、園外活動②
8月	防災訓練①、利用者健康診断、モニタリング①(前期面談)
9月	内科健診、土曜日開業④
10月	園外活動③、秋祭り、土曜日開業⑤
11月	園外活動④、歯科ブラッシング指導・フッ素洗口指導、土曜日開業⑥
12月	お楽しみ会、土曜日開業(予備)
1月	アート作品展
2月	モニタリング②(後期面談)、防犯訓練
3月	家族懇談会②(2回に分けて開催)、防災訓練②
定期	嘱託医による健康相談(月1回)、理学療法士又は作業療法士による指導(月1回)

【8】 槻の木

1 指定管理（令和5年度～令和7年度）

<槻の木>

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)

<槻の木第2やまぶき>

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる施設運営を行います。
基本方針	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	利用者の今ある力を発揮できる本人主体の支援を最優先します。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して自己決定を大切にしたい支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できる支援を提供します。
	自分の仕事に喜びを感じることでできる支援を提供します。
	働き続けることでできる環境を提供します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
意思決定支援を尊重した支援をより進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援の研修の受講と伝達研修を年1回以上。 ・ケース会議で、個々の利用者の支援計画に反映できるか検討する。
業務に関わる研修を受講し、専門的な知識を広げていく。 人権擁護・虐待防止については、研修の受講とともに、虐待防止チェックリストを1回以上実施する。第2やまぶきと連携し、内部研修等に職員の受け入れを行う（年1回以上）。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止についての研修受講1回以上伝達研修の実施1回以上。 ・チェックリストの実施1回以上。 ・第2やまぶきと連携し、内部研修等に職員の受け入れを行う（年1回以上）。

新規利用者獲得を各年1名を目指す。新規利用者獲得の方策を検討する。現在の利用者の満足度を上げるための方策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者獲得1名を目指す。 ・新しい送迎方法を行いながら不都合な点があれば見直しを行う。 ・特別支援学校や相談事業所へ広報活動としてできることを検討する。
--	---

<就労移行支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
作業場面の一部に、利用者の自己決定する機会を設定する。	作業を選択して取り組める機会を月1回以上設定する。
槻の木と連携して、職員研修を実施し職員の資質向上を目指す。	年間研修計画に沿って受講する。 槻の木との合同研修を年1回以上実施する。
就労アセスメントを含む利用実績を確保して、稼働率を向上させる。	利用実績を2名以上とする。

<就労継続支援事業B型>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者の会（自治会）と連携して、利用者のニーズを抽出し、ニーズに沿ったサービスを活動の中に取り込む。	利用者の会を主体とした活動（全体会議年2回、レクリエーション活動年1回、工賃支給日の午後の活動月1回）を継続する。
工賃を向上させる。	平均工賃月額を8,050円とする。
稼働率を向上させる。	稼働率を99.0%とする。

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携して協力体制を整えていく。	福祉サービス事業所や関係機関を年10か所以上訪問する。 岩槻区顔の見えるネットワーク会議に年3回参加する。 はたらく部会に年3回参加する。
利用者本位のサービスを提供するため、サービス提供の実際を知る機会やニーズに沿うための知識を増やす。	発達障害児等に関する研修等に年1回以上参加する。 同行支援を年8回以上実施する。
専門知識を高めるため、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会等を実施する。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

(1) マニュアルによるサービスの標準化のため、1回以上の業務マニュアルの見直しを行う。

(2) 関係機関との連携強化

さいたま市各区支援課、さいたま市各区障害者生活支援センターとの連携強化及び「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」への複数回参加する。

(3) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<生活介護事業>

利用者の意向を尊重しつつ、家族との連携を大切にし、日常生活支援及び日中活動支援を中心にサービスを提供する。また、重度障害者及び援助困難者の支援に積極的に取り組む。

(1) 利用者の健康状況を考慮し、健康管理や体力維持の支援を行う。嘱託医による月1回の内科診察の実施、身体機能の維持向上のために理学療法士の指導による週1回のリハビリの実施及び週2回の生活リハビリを行う。

(2) ワゴン車による送迎サービスを実施する。

(3) 利用者の摂食嚥下状況に応じた形態で給食を提供し、給食サービスの充実を図る。

- (4) 土曜日の営業を年間4日(槻の木まつりを含む。)とし、利用者が1日有意義に過ごせる活動を提供する。
- (5) 日中活動支援として、個々の能力、適性、状況、関心、必要性に応じ、創作活動支援(絵画、造形、染色等)、生産活動支援(農園芸、空き缶つぶし、自主製品制作、下請け作業等)、文化的活動支援(季節の行事、ボランティアコンサート等)、健康活動支援(プール、リラクゼーション、ウォーキング等)を実施する。
- (6) 事業所の特性を生かした活動
 - ① 利用者の障害特性に合わせてグループを編成し、利用者のニーズに合わせたサービスを提供する。
 - ② 市民との交流を通して、施設及び障害者のことを知っていただく機会として地域の行事(岩槻やまぶきまつり、和土小ふれあいフェスティバル)へ積極的に参加する。
 - ③ 地域企業の社会貢献への取組に協力し、行事への参加を通して社員ボランティアとの交流を図る。

<就労移行支援事業>

就労支援として、基礎体力、集中力等の向上を図り、協調性を身につけ、職場や社会の規律を遵守できるよう支援する。また、心身の状況及び希望に応じた適切な実習・就労の受入れ先を確保し、就労後の円滑な職場定着のために、就労支援関係機関等と連携を図りながら、適切な支援を行う。

- (1) 地域の中で「働く」ことを前提とし、個々の適性にあった職場への就労ができるよう支援を行う。事業所内での作業等においては、利用者の意向を尊重しつつ、個々の作業能力、課題に応じて実施し、作業内容、方法を常に工夫し、支援を行う。
- (2) 生活力向上のため、公共交通機関利用の訓練、社会生活における基本的マナー、ルールの習得、健康管理、体力の維持・向上、身だしなみ等への気づきの支援を行う。
- (3) 就労、職場定着支援
 - ① ハローワークへの求職者登録及び求職活動、埼玉障害者職業センターでの職業評価等関係機関と連携を図る。
 - ② 企業見学、職場体験実習、就労を前提とした職場実習、トライアル雇用等の実施
 - ③ 就職後の職場訪問、相談等のフォローアップを図る。

<就労継続支援事業B型>

利用者の意向を尊重しつつ、個々の能力、課題に応じて活動内容を決定する。利用者が活動を通じて、活動意欲が向上するように内容、方法を工夫し、個別支援の充実を図る。

- (1) 日常生活に必要な心身の健康管理や体力の維持・向上を図るため、毎日の体操及び体を動かす機会を提供する。
- (2) レクリエーション活動等を通じて地域社会・団体との交流や連携及び利用者相互の交流の機会を提供する。
 - ① 生活力向上のための支援
 - ア 社会人としてのマナーやルールの習得を図るための社会体験
 - イ 余暇の充実を図るためのレクリエーション活動
 - ② 利用者が適切に意見を述べ合える場として「利用者の会」を実施
 - ③ 利用者が主体的に計画を立て実施する活動行事の実施

(3) 生産活動支援

- ① 多種多様な作業種目確保のための地域企業と連携
- ② 利用者の適性に合った作業の提供
- ③ 年齢、体力、状況にあった生産活動の実施

<相談支援事業>

- (1) 障害者等からの相談を受け、居宅を訪問する等で要望や主訴を聴取し、利用者の希望する生活を実現するために福祉サービスの希望や生活上のニーズを把握する。関係機関との連携を図り、適切な障害者福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス等利用計画の作成を行う。
- (2) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、保護者等のニーズに基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように障害児支援利用計画の作成を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症・食中毒等に関するリスク対応とまん延防止策について、感染予防マニュアル等を活用し、検討・実施する。
- ② 感染症については、感染防止対策（咳エチケット、手洗い、手指消毒、施設内消毒、定期的な換気等）を特に徹底する。
- ③ 感染症 BCP の見直しや訓練を実施する。

(2) 事故防止対策

発作、誤飲、けが等に関するリスク対応と防止策の検討・実施を行う。

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

- ① 夜間施設後は、機械警備による監視を行う。
- ② 関係者以外の外来者対応を強化する。

(5) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行い、研修参加、伝達共有により職員意識向上を目指す。

(6) 災害対策

- ① 体制の充実
 - ア 地元自治会との「災害時相互援助協定」の継続
 - イ 火気使用個所の日常点検
 - ウ 食料・水等の災害時備蓄品の用意
- ② 訓練の実施
 - 槻の木・第2やまぶき各々で総合防災訓練を実施（年2回）
- ③ 災害・水害 BCP の見直しや訓練を実施する。

(7) 施設維持管理

特定建築物点検（3年に1回）を実施し、施設の不具合を事前に把握し適切な施設管理に努める。また、修繕計画に基づき改修を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 各種アンケート（利用者、給食、みなさまの声、行事についてのアンケート等）の実施
- ② 利用者の状況把握や意向を汲み取るために、面談等を年2回行う。
- ③ 日々の連絡帳のやり取り、施設通信の発行及び家族懇談会の開催等により、利用者のご家族と連携を図る。
- ④ サービスに関する苦情に対して、解決に向け迅速かつ誠実に対応する。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域行事へ積極的に参加する。
- ② 挨拶を励行する。
- ③ 関係機関と情報共有し、必要に応じ合同ケース会議を開催する。
- ④ 岩槻区顔の見えるネットワーク会議に参加する。
- ⑤ 地域からの苦情に対し、解決に向け迅速かつ誠実に対応する。
- ⑥ 地域の自治会や小学校に対し、障害者福祉の啓発事業を実施する。
- ⑦ 「槻の木まつり」を実施し、地域住民を招待する。

(3) 専門性の向上

事業団の「職員研修要綱」に基づく研修体系及び研修計画により研修を実施することで、専門知識等を習得するとともに専門職としての意識を喚起し、資質の向上を図る。

- ① 職場内研修
外部研修、事業団主催研修等の伝達研修を開催する。
- ② 外部派遣研修
関係機関主催の研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。

7 年間行事等

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	入所式・事業説明会・家族懇談会①
5月	土曜開所①、総合防災訓練①、外出活動①、ふれあいの日①
6月	外出活動②、イエローシートキャンペーン①
7月	イエローシートキャンペーン②、外出活動③、ふれあいの日②
9月	イエローシートキャンペーン③、ふれあいの日③、
10月	槻の木まつり、岩槻やまぶきまつり、地域交流事業（和土小ふれあいフェスティバル）、外出活動④、イエローシートキャンペーン④
11月	鷹狩り行列、健康診断、総合防災訓練②、外出活動⑤、活動見学会、イエローシートキャンペーン⑤
12月	歯科健診、外出活動⑥、土曜開所②、忘年会、ふれあいの日④、イエローシートキャンペーン⑥
1月	20歳を祝う会、外出活動⑦、家族懇談会②
2月	ふれあいの日⑤、外出活動⑧、土曜開所③
定期	身体測定（月1回）、嘱託医による内科診察（月1回）、機能訓練（月4回）

< 槻の木第2やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、共通） >

開催月	行事名
4月	事業説明会
5月	総合防災訓練①
6月	スポーツレクリエーション
10月	槻の木まつり、地域交流事業（和土小ふれあいフェスティバル）、岩槻やまぶきまつり
11月	社会体験、鷹狩り行列、健康診断、総合防災訓練②、施設見学会
12月	歯科健診、利用者の会主催行事（忘年会）
定期	ラジオ体操・ウォーキング（随時）、身体測定（月1回）

【9】 槻の木第1やまぶき

1 指定管理（令和5年度～令和7年度）

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型
- (3) 相談支援事業（特定相談支援・障害児相談支援）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる事業所を目指します。
基本方針	利用者に対するサービスは、適切なプロセスを踏んで提供します。
	職員の人権意識、利用者支援の知識及び技術の向上に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住まいの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<就労移行支援及び就労継続支援B型>

基本理念	利用者一人ひとりが、自ら働くことの大切さを実感できる支援を目指し、安心して働ける環境を提供します。
基本方針	就労を意識できるように支援します。
	自分の仕事に喜びを感じることができるよう支援します。
	働き続けることのできる環境を提供します。

<相談支援>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

3 今年度の重点取組項目

<就労移行支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者が地域で安心して充実した生活が送れるように、各関係機関と連携し協力体制を整え、地域との関わりを深めていく。	岩槻区会議に4回以上参加する。 企業訪問を2件行う。
就労支援に関する研修に参加し、スキルアップを目指す。	就労支援に関する研修に2回参加する。
令和7年度までに稼働率40%を目指し、魅力ある事業所づくり（就職者の輩出等）を行う。	稼働率30%

<就労継続支援事業B型>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者が地域で安心して充実した生活が送れるように、各関係機関と連携し協力体制を整え、地域との関わりを深めていく。	岩槻区会議に4回以上参加する。 地域の中で行う活動を2回以上行う。
令和7年度までに平均工賃月額12,037円を目指す。	平均工賃月額11,428円
魅力ある事業所（活動内容の充実やサービスの質の向上）づくりをして、稼働率102%を目指す。	稼働率101%

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者が地域で安心して充実した生活が送れるように、各関係機関と連携し協力体制を整え、地域との関わりを深めていく。	岩槻区障害者生活支援センターなどと連携して利用者支援を行う。 外部機関への相談件数 13 件。
事業所への訪問を積極的に行い情報収集を行うことで、利用者からの相談にスムーズに対応できるようにする。	岩槻区内の介護保険を含めた事業所訪問を5か所以上行う。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していく。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 住み慣れた地域の中で、利用者一人ひとりが生き生きと充実した生活が送れるよう、ニーズをしっかりと把握するとともに関係機関と連携して支援の充実を図る。
- (2) 利用者一人ひとりが様々な場面で主体的に意思決定できるよう意思決定支援の充実を図る。
- (3) 利用者一人ひとりの権利意識の醸成を図りつつ、虐待防止委員会等での職場内研修を充実させて虐待防止・権利擁護に努める。
- (4) 岩槻工業団地を中心とした地域との関わりを深めるとともに、関係機関との連携・協働により開かれた施設を目指す。
- (5) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<就労移行支援事業>

(1) 就労に向けたスキルアップ支援

- ① 公共交通機関の利用に関する支援
- ② 就労や生活力向上、社会生活におけるマナーやルール、身だしなみ等の学習会
- ③ 体力、集中力等の向上のための運動プログラム
- ④ 社会資源を適切に利用できるための社会体験活動
- ⑤ 生産活動の実施

(2) 就労支援、職場定着支援

利用者の希望や適性、心身の状況に応じた適切な就労先（実習先）を提案する。また就労後の円滑な職場定着のために、就労関係機関と連携を図りながら適切な支援を行う。

- ① 求職者登録及び求職活動支援
- ② 職業能力判定及び企業見学、職業準備訓練、職場体験実習（委託訓練等）
- ③ 就労関係機関との連携を図った職場実習、トライアル雇用等
- ④ 就労後の職場訪問、フォローアップ

<就労継続支援事業B型>

(1) 生産活動及び就労に関する支援

生産活動に対する意欲や技術の向上について利用者の適性にあった支援を行う。また、業務委託企業の新規開拓のほか、自主製品の開発・製造を行ってイベント等での販売に取り組み、平均工賃月額 11,428 円を目標として工賃の向上を図る。

- ① 多種多様な作業種目確保、工賃向上のための業務委託企業の新規開拓
- ② 利用者の年齢、体力、障害特性などの適性に合った生産活動の提供
- ③ 生産量や巧緻性向上のための治具の開発
- ④ 工賃向上及び販売機会の確保のための自主製品の更なる開発と製造・販売
- ⑤ 就労意欲向上のための工場見学（所外研修）及び職場実習等の就労支援

(2) 生活力の向上に関する支援

社会人として必要なマナーやルールの習得、生活力の向上のための支援を行う。

- ① 日常生活訓練（係活動、清掃、洗濯、食器洗いなど）
- ② 清掃活動（日常清掃、大掃除（毎月）、ワックスがけ（年2回）など）
- ③ 安心・安全教室
- ④ 外出行事での社会資源の利用及び外食、買い物

(3) 健康に関する支援

- ① 日々の健康チェック（体温測定 朝・帰り、健康観察）
- ② 健康診断（年1回）
- ③ 歯科健診（年1回）
- ④ クラブ活動（スポーツ、ウォーキング、創作）

(4) 自己実現や社会参加に関する支援

- ① 各種イベントや販売会への参加（岩槻やまぶきまつり、セルフ販売会、福祉マルシェ等）
- ② 地域との交流活動。（岩槻児童センター等での紙すき体験会等）
- ③ 社会体験活動（年2回）
- ④ リフレッシュのためのレクリエーション活動
- ⑤ 利用者相互の親睦、コミュニケーション能力の向上のための忘年会、新年会、懇談会
- ⑥ アート作品展など表現活動に対する支援
- ⑦ クラブ活動（再掲）

<相談支援事業>

(1) 特定相談支援事業

- ① 利用者等への適切なアセスメントの実施
- ② 障害特性や環境、ニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成
- ③ サービスが適切に提供されているか等の定期的なモニタリングの実施
- ④ 利用者等のニーズを実現するための専門性の向上と関係機関との連携

(2) 障害児相談支援事業

- ① 利用者及び保護者等への適切なアセスメントの実施
- ② 障害特性や発達段階、家庭等における環境、ニーズを踏まえた障害児支援利用計画の作成
- ③ サービスが適切に提供されているか等の定期的なモニタリングの実施
- ④ 利用者等のニーズを実現するための専門性の向上と関係機関との連携

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対策マニュアルに基づいた感染症の発生、まん延の防止に努める。
- ② 感染症について適切な処置ができるよう感染症対策に関する研修に参加し、施設内で共有する。感染防止対策は引き続き実施する。（体温測定 朝・帰り、健康観察、マスク、手洗い、手指消毒）
- ③ BCPの見直しや、訓練を実施する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット事例について毎日の職員ミーティングで共有するとともに、定期的に

ヒヤリ・ハット事例を集計して職員間で共有化を図り、対策を講じる。

- ② 利用者一人ひとりの障害特性を十分に認識し、施設プログラムに安心して安全に参加していただけるよう支援する。
- ③ 活動時に使用するはさみやカッターなどは事務室で管理するとともに、利用者の帰宅時には職員が正門に立ち、施設の前面道路を安全に渡れるよう見守る。

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

- ① 火元・戸締りチェック表を用いて確実に戸締りができるようにするとともに、建物の周辺に燃えやすいものを置かない等の環境整備を強化する。
- ② 防犯や事故防止に関する「安心・安全教室」を実施して、利用者の意識の向上を図る。

(5) 個人情報管理

- ① 法人の個人情報保護規程、情報セキュリティポリシーに基づき、施設が策定した情報セキュリティ対応マニュアルに則り、適切な個人情報の管理を行う。
- ② 個人情報保護研修に参加して施設内で共有化するとともに、関係する法改正などの情報に対する情報収集を行う。

(6) 災害対策

- ① 危機管理マニュアルに基づいた対策がとれるよう定期的に共有化を図るとともに、施策や周辺状況の変化に基づいたマニュアルの見直しを行う。
- ② 年2回以上の防災訓練を行うとともに、地域行われる合同消防訓練があれば積極的に参加する。
- ③ BCPの見直しや、訓練を実施する。

(7) 施設維持管理

サービス（業務）マニュアル及び危機管理マニュアルに基づいた施設維持管理を行うとともに、安全点検実施表を用いて日常的な点検を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 各種アンケート（利用者アンケート、みなさまの声、行事等）の実施
- ② 利用者及び置かれている環境の把握や意思を汲み取るための面談等の充実
- ③ 日々の関わりや連絡帳、懇談会等でのご意見の聴きとりの実施
- ④ 社会体験活動やクラブ活動などでの個別支援の充実
- ⑤ 業務委託企業の開拓及び自主製品の開発・販路の拡大による利用者工賃の向上

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 地域行事（区民まつり、岩槻工業団地組合主催の行事等）への参加
- ② 地域の方を対象とした事業所見学会の開催
- ③ 作業支援や日常生活支援について専門的助言を得るための法人内の作業療法士との連携
- ④ 岩槻児童センターでの紙すき体験をとおした地域交流及び利用者の活動意欲の高揚
- ⑤ 関係機関との情報共有及び必要に応じた合同ケース会議の開催
- ⑥ 「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」や「はたらく部会」「岩槻区障害支援地域協議会」「こども部会」への参加

(3) 専門性の向上

- ① 利用者の障害特性の理解、障害種別ごとの支援のあり方などについて一層の理解を深めるため、関係団体が主催する研修に参加し、職場内に伝達して共有化を図る。
- ② 実習生を積極的に受け入れ、その実習指導をとおして職員のスキルアップを図る。

7 年間行事計画

<就労移行支援事業・就労継続支援事業B型>

開催月	行事名
5月	社会体験活動①、懇談会①
6月	避難訓練①
7月	セルフバザール in 浦和駅販売会
8月	健康診断、岩槻児童センター紙すき体験
9月	所外研修
10月	岩槻やまぶきまつり
11月	社会体験活動②、懇談会②、
12月	歯科健診、忘年会、セルフバザール in 大宮駅販売会
1月	新年会、アート作品展見学会
2月	避難訓練②、利用者懇談会
3月	安心・安全教室

【10】日進職業センター

1 自主運営

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援事業B型
- (3) 就労定着支援事業

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	一人ひとりが望む働き方、働きがいに寄り添い、安心して通える、こころの通った支援を目指します。
基本方針	人権に配慮するとともに、一人ひとりの働く権利を保障し、自信をもって仕事に向き合えるよう支援します。
	個性、主体性、可能性を尊重し、それぞれのご希望に応じられるよう支援に努めます。
	社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう、体験を通してお手伝いします。

<就労移行支援事業>

基本理念	社会自立、就労自立の実現を目指し、働くことを通して、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	可能性の発見と働く力の開発に努め、職業準備性を高めます。
	働き続ける力を養うとともに、就職後の職場環境を整える支援をします。
	生きがいや楽しみにつながる体験の機会と情報を提供します。

<就労継続支援事業B型>

基本理念	安心して働くことのできる場であると同時に、共に将来を見据え、より豊かな生活が送れるよう支援に努めます。
基本方針	一人ひとりに対する理解を深め、その人らしく活躍できる環境を提供します。
	収入を得る場を提供するとともに、仕事に対して自信と意欲をもてるよう支援します。
	ご本人の思いに寄り添い、自己選択及び自己決定できるよう支援します。

<就労定着支援事業>

基本理念	職場定着を通して、自立した日常生活及び社会生活を営むとともに、一人ひとりがその力を発揮し、自己実現ができるよう支援に努めます。
基本方針	職場における状況把握に努め、働き続けるために必要な職業技術や生活面の助言及び支援を行います。
	ご本人の思いに寄り添い、意思及び人格を尊重し、職業生活において不利益が生じないよう職場と調整を行います。
	安心かつ自信をもって働き続けられるよう、関連機関と連携して支援に努めます。

3 今年度の施設取組計画

<就労移行支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域事業への参加や協力等、地域に開かれた施設となる事業を展開します。	地域の企業、法人及び学校等との連携事業を行う。(年2回)
就労支援に必要な専門知識について、高位標準化を目指します。	外部研修への参加及び内部研修の実施。(計4回)
就職後6月以上定着率を向上させ、安定した収入を図ります。	就職後6月以上定着率が5割以上

<就労継続支援事業B型>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域事業への参加や協力等、地域に開かれた施設となる事業を展開します。	地域の企業、法人及び学校等との連携事業を行う。(年2回)
平均工賃月額16,000円を目指します。	平均工賃月額 15,500円
稼働率を向上させ、安定した収入を図ります。	稼働率86%

<就労定着支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
関係機関と連携に努め、働き続けられるよう支援します。	就労定着率8割以上
就労定着支援に必要な専門知識について、高位標準化を目指します。	外部研修への参加(年1回)
契約者数を増やし、安定した収入を図ります。	契約者数12名以上

4 具体的計画

<共通>

相談支援専門員と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画の作成、実施に努めるとともに、利用者及び家族に対して適切な援助を行う。

(1) 地域との連携強化

日進北小学校スクールサポートネットワークの参画団体として、地域の方々と協働し、地域づくりに貢献する。また、地域老人会とのグラウンドゴルフ大会や日進地区社会福祉協議会を通して地域活動に協力するとともに、共同イベントを企画していく。現在登録している子どもひなん所110番の家は継続し、地域の安全協力を努めていく。

今年度は、新たに日進公民館や近隣の特別支援学校、高校、大学等と連携を作り、地域発展に向けた共同活動の可能性を探っていく。

(2) 関係機関との連携強化

さいたま市各区支援課、さいたま市各区障害者生活支援センター、相談支援事業所、ハローワーク、さいたま市障害者総合支援センター、障害者就業・生活支援センター、埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、他市町行政機関及び福祉関連機関との連携

(3) 専門職による支援(嘱託医による面談、心理判定員による面接)

(4) 胸部X線を含む健康診断(年1回)

(5) 歯科健康促進のための研修会(年2回)

(6) 外部講師によるイベント(年4回)

(7) 生産活動における工賃向上に向けた取組の強化

(8) 虐待防止委員会、あり方検討委員会等、各種委員会の開催

(9) 生ごみ堆肥化による排出削減

<就労移行支援事業>

定員の過半数が企業就労することを目標に、就労アセスメント、学習プログラム、生産活動等を通して企業就労に向けた準備を行う。また、企業とのマッチング、関係諸機関との連携をもって就労の実現及び職場定着支援を行う。

さらに、近隣就労支援機関と就労アセスメントに関する合同研修会を実施し、知識や技術の向上を目指すとともに、地域支援機関において高まりつつあるリワークに向けた就労アセスメント及び課題整理のニーズに応え、稼働率の向上を図る。

(1) 毎朝のミーティング及び健康チェック、身だしなみチェック、体操。昼休憩後のリズム体操等の実施

(2) 体力づくりを目的に、2か月に1回、近隣の公園や体育館でウォーキング及びスポーツ、ダン

スを行い、3月に成果発表としてミニ運動会を実施

- (3) 暫定支給期間中の特別プログラムの実施
- (4) 新規利用者に対する社会生活力確認プログラムの実施
- (5) 防災学習プログラムの実施
- (6) 向上心を育むための検定チャレンジと職業準備性のための学習プログラムを毎月交互に行い、年に2回外部講師によるけん玉検定の実施
- (7) 休日プログラムの実施（他団体との連携事業）
- (8) ハローワークへの求職者登録及び求職活動、就労支援センターへの登録、埼玉障害者職業センターでの職業評価等、関連機関との連携
- (9) 適宜、必要に応じた移動訓練及び公共交通機関の利用体験
- (10) WEB 会議体験（他事業所、学校等との連携事業）や動画編集技術習得など、時代に即した職業技術の習得
- (11) 企業見学、模擬面接、企業実習、委託訓練、短期訓練等就労支援の実施
- (12) 月5回、施設外就労の提供（リサイクルショップにおける商品化）
- (13) 就職後の職場訪問、相談等の定着支援
- (14) 余暇活動の提供、関係支援機関の紹介
- (15) 休日開催を含む、地域交流活動への参加

<就労継続支援事業B型>

日々の生産活動や体験学習等を通して働くための基本的な姿勢と社会生活力を養い、自信と意欲を持てるよう支援を行い、その人らしく活躍できる環境を整えていく。また、工賃を得、余暇活動や地域活動の充実を図ることで、より豊かな生活につなげていく。

- (1) 毎朝のミーティング及び健康チェック、体操
- (2) 社会人としてのマナーやルールの習得を図る外出活動（フレンズタイム）
- (3) 余暇の充実を図るためのクラブ活動（ゲームクラブ、スポーツクラブ）及びリフレッシュタイム、アートタイム、歌会の実施
- (4) 多種多様な作業種目の確保及び工賃の向上を目的とした地域企業との連携
- (5) 利用者個人の適性に合った作業及び自主製品の創出
- (6) 企業見学、企業実習、委託訓練、短期訓練等就労支援の実施
- (7) 地域への認知度及び工賃向上を目的としたアジア雑貨の展示即販売会の実施

<就労定着支援事業>

定期的な職場訪問及び面談を通して、職場における課題の把握に努め、解決に必要な助言及び支援を行う。また、生活状況や職場での困りごとなどを確認し、必要に応じて職場、家庭、支援センター、医療機関等、関係諸機関と連携をもって就労定着支援を行う。

さらに、働き続けることを通して、経済活動や社会参加、余暇活動など楽しみをもち、生きがいや働きがいなど、より充実した生活につながるよう支援に努める。

- (1) 月に1回以上の職場訪問及び当該利用者、企業担当者と面談
- (2) 職場における状況把握及び課題解決に向けた助言、支援の実施
- (3) 当該利用者、家族、雇用先企業の相談援助
- (4) 支援センター、医療機関等、関係諸機関との連絡調整
- (5) サービス利用中に離職する者への支援
- (6) 休日を利用した親睦会や勉強会の実施

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 健康確認、手洗い、うがい、手指消毒、定期換気の実施
- ② 入館者の健康確認
- ③ 感染症や食中毒等に関するリスク対応と防止策の検討及び実施
- ④ BCP計画に基づき、感染症対策委員会を設置し、感染拡大防止対策、対応マニュアル、各記録等についての検討、読み合せ、見直し

(2) 事故防止対策

- ① 作業室、廊下等の整理整頓及び棚、ロッカー等の配置への配慮
- ② 発作や怪我等に関するリスク対応と防止策の検討及び実施
- ③ 対応マニュアルの読み合わせ、見直し

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

- ① 警備会社による機械警備（夜間、休業日）
- ② 防犯講習会の実施（年1回）
- ③ 防犯カメラの活用
- ④ 防犯火気器具戸締り確認（毎日）

(5) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策マニュアルに基づいた、情報管理の徹底と職員教育の実施

(6) 災害対策

- ① 隣接する企業との「災害時相互援助協定」の継続及び近隣事業所との新規締結
- ② 防災訓練の実施（年4回）
- ③ 法人危機管理計画及び日進職業センター消防計画に基づいた体制の充実
- ④ 設備の自主点検、食料・飲料水・発電機・燃料・毛布・カセットコンロ等の備蓄
- ⑤ BCPに基づいた訓練と研修の実施

(7) 施設維持管理

- ① 修繕計画に基づく適切な施設管理
- ② 消防設備、空調設備、自動扉開閉装置等の定期点検の実施

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

① 利用相談

利用相談窓口を設置し、利用者及び家族の思いを的確に把握するとともに、要望や苦情があれば迅速に対応する。

② みなさまの声

毎月の事業所通信に『みなさまの声』のQRコードを明示し、いつでも気軽に意見を述べていただけるようにするとともに、利用者及び家族から寄せられた意見等を職員間で共有し、サービスの向上に努める。

③ 面談

利用者及び家族との面談を定期的実施し、個別支援計画を通して要望が達成できるようにサービスを提供する。希望に応じてWEBや電話による面談も設定する。

④ 利用者アンケート

利用者及び家族の意向を事業内容に反映させる。また、意見、要望を真摯に受け止め、対応策を講じ回答と併せて掲示する。

(2) 地域、関係機関との連携

① 地域との連携

日進北小学校スクールサポートネットワークの構成団体を中心に地域との連携を強化し、イベントや防災・防犯活動等を通して交流を深め、互いに安心して暮らせる地域づくりに貢献する。

② 関係機関との連携

利用者一人ひとりに合ったサービスや地域活動を支援するため、行政機関、サービス事業者、生活支援センター、就労支援センター、医療機関等との連携を図る。また、さいたま市北区就労支援連絡会に参画し、地域生活における課題の把握に努め、より豊かな生活の実現に向け、働く支援のネットワークを強化する。

③ 特別支援学校、地域小中学校、地域教育機関等の連携

産業現場実習及び未来くるワーク、生徒・保護者・教員等の見学会の受入れ等を通して、地域におけるニーズの共有を図る。また、新たに近隣の高校、大学等と連携を構築し、情報発信など地域発展に向けた共同活動の可能性を探っていく

④ ボランティア活動の積極的な受入れ

受注作業以外にも園芸や手芸、運動など、様々なボランティアの受入れを整備し、地域との関係を深め、地域で働き、暮らすために必要な理解と支援について情報発信に努める。

⑤ 快適で美しい道路環境づくり推進活動

さいたまロードサポート活動団体の認定を受け、月に1回、ボランティアでさいたま市が管理する道路の美化活動を行う。

⑥ 防災・防犯組織等、地域との連携を強化する。

子どもひなん所110番の家、防災イベント等を通じて顔の見える関係づくりに努める。

(3) 専門性の向上

① 各種会議及び委員会の開催

毎朝夕の職員ミーティングで日常的な情報共有及びヒヤリ・ハットの確認を行い、迅速かつ共通した支援を図る。また、職員会議、サービス会議、あり方検討会、虐待防止委員会、身体拘束等の適正化対策検討委員会、感染症対策委員会、職場研修委員会、省エネ活動推進委員会等の活動を通して、適正な運営につなげていく。

② 派遣研修

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、関係機関及び団体の主催する研修に参加し、先進の知識、技術を学び、サービスの向上に努める。また、他施設への視察及び体験研修を通じて、課題の研究やサービス提供に関する考察を深める機会とする。

③ 職場内研修

派遣研修で学んだ知識、技術の伝達研修を随時開催し、共有化する。また、外部から専門の講師を招き、運動と認知機能を組み合わせた学習・運動・生活プログラムの基礎的研修と実践方法を学び、サービスの向上に活用する。

その他、年に2回、先進施設の取組を学ぶ機会を設け、自主製品の開発など施設の魅力づくりに着手し、経営意識の向上に役立てる機会とする。

④ 実習の受け入れ

相談援助実習を積極的に受け入れ、福祉に携わる人材の育成に努めるほか、実習指導を通して職員のスキルアップを図る。

7 年間行事等

＜就労移行支援事業・就労継続支援事業B型共通＞

開催月	行事名
4月	防災訓練①、利用者健康診断、さいたまロードサポート活動
5月	公開活動（週間）、さいたまロードサポート活動
6月	防災訓練②、むし歯・歯周病予防教室、さいたまロードサポート活動
7月	外部講師イベント①（シナプソロジー）、さいたまロードサポート活動
8月	夏まつり、外部講師イベント②（健康フラ）
9月	防災訓練③、さいたまロードサポート活動
10月	さいたまロードサポート活動
11月	外部講師イベント③（シナプソロジー）、さいたまロードサポート活動
12月	年末打ち上げ会、さいたまロードサポート活動
1月	防災訓練④、さいたまロードサポート活動
2月	防犯講習会、むし歯・歯周病予防教室、さいたまロードサポート活動、外部講師イベント④（健康フラ）
3月	さいたまロードサポート活動

＜就労移行支援事業＞

開催月	行事名
4月	社会生活力確認プログラム（買い物、昼食購入）、検定チャレンジ
5月	体づくり（ウォーキング、スポーツ）、学習プログラム
6月	防災学習プログラム（さいたま市防災展示ホール）、検定チャレンジ（成果確認）
7月	体づくり（ダンス）、学習プログラム
8月	体づくり（ダンス）、検定チャレンジ
9月	体づくり（埼玉県障害者交流センター体育館）、学習プログラム
10月	検定チャレンジ、模擬面接会
11月	体づくり（紅葉散策）、学習プログラム、体験学習プログラム（藍染め体験）
12月	検定チャレンジ（成果確認）
1月	新年会、体づくり（ウォーキング）、学習プログラム
2月	スマイルタイム（ロッテ浦和工場）
3月	体づくり（ミニ運動会）、検定チャレンジ（成果確認）
随時	地域交流活動（老人会：グラウンドゴルフ）、利用者WE B会議体験

＜就労継続支援事業B型＞

開催月	行事名
4月	クラブ活動アンケート、地域交流活動（老人会：グラウンドゴルフ）
5月	アートタイム（折り染めアート）、アンドユウ展示即販売会
6月	クラブ活動①、地域交流活動（老人会：グラウンドゴルフ）
7月	フレンズタイム（イオンモール上尾）
8月	クラブ活動②
9月	個別面談、モニタリング①、アンドユウ展示即販売会
10月	フレンズタイム（鉄道博物館）
11月	クラブ活動③、地域交流活動（老人会：グラウンドゴルフ）
12月	クラブ活動④
1月	歌会
2月	フレンズタイム（いちご狩り）、個別面談、モニタリング②
3月	クラブ活動⑤（外出）
随時	リフレッシュタイム

【11】かやの木

1 自主運営

- (1) 生活介護事業
- (2) 就労継続支援事業B型

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、個々に寄り添った支援に努めます。
基本方針	個々の意思を尊重し、ニーズの把握に努めます。
	社会資源を活用し地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、安全で安心していただける支援を提供します。

<生活介護>

基本理念	利用者一人ひとりが、自己決定を大切にされた支援が受けられることを目指します。
基本方針	個々のニーズに沿った支援に努めます。
	安全に配慮した環境設定に努めます。
	意思決定を尊重した支援の提供に努めます。

<就労継続支援事業B型>

基本理念	個々の利用者が、自ら働いて収入を得る大切さや、やりがいを見つけられるように作業を提供します。
基本方針	就労を意識できるような支援を提供します。
	作業にやりがいを持てるような支援に努めます。
	継続的に作業できるような環境設定に努めます。

3 今年度の施設取組計画

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者懇談会を定期的に行い、利用者間の人権意識を高める。	利用者自らが主催となる利用者懇談会を年2回以上実施
サービス管理責任者を中心に、定期的な関係機関との情報共有の仕組みを定着させる。	支援機関との情報共有をするとともに、相談支援専門員との情報共有も行う。
稼働率100%以上で定員増をする。	生活介護100%

<就労継続支援事業B型>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者懇談会を定期的に行い、利用者間の人権意識を高める。	利用者自らが主催となる利用者懇談会を年2回以上実施する。
工賃向上計画に沿った工賃向上の取組みを目指す。(令和7年度目標:19,500円)	月額19,000円
稼働率100%	稼働率90%

4 具体的計画

<共通>

(1) 利用者ニーズの把握

- ① 利用者個々の意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、それに基づいた適切かつ効果的なサービスを提供する。また、本人、家族、相談支援専門員等を含めて将来設計を見据えた支援を行う。

- ② 利用者やご家族へのアンケート、日々の傾聴などを通じて利用者ニーズを的確に把握し、施設プログラムに反映する。
- ③ 利用者ニーズを的確に把握するため、また、利用者同士の円滑なコミュニケーションを図るため、利用者懇談会を年2回以上開催する。

(2) 健康管理

利用者健康診断等の実施（健康管理1回／月、健康診断及び歯科健診1回／年）

(3) 利用契約者の増加

さいたま市内に限らず特別支援学校や地域の関係機関との連携を深めて、利用契約者の増加を図る。

(4) あり方検討会の設置

施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化等を実施する。

<生活介護事業>

- (1) 希望する方に送迎サービスの継続実施と送迎範囲の拡充の為の調査をする。
- (2) 外出行事等の利用者の社会経験を広げるための活動として実施可能な場所や内容等を工夫する。また、作業では常に複数の作業項目の確保に努める。

<就労継続支援事業B型>

- (1) 軽作業では様々な作業を提供できるように常に複数の作業の確保に努める。
- (2) 製菓作業が建替えに伴い作業場所の使用ができなくなったため、生活介護と連携して作業を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

食中毒、感染症等のリスクに対応し、感染症流行時期の予防対応などに努める。嘱託医に感染対策についての助言を仰ぎ必要な情報を利用者・家族へ伝え感染予防に取り組む。また、感染予防対策として、マスクの着用、手洗いうがいの励行、アルコール消毒を促す。あわせて、日々の館内消毒、飛沫防止シートの使用、密接にならない環境づくりに努める。さらにBCP対策を講じることで感染症発症後の事業運営の継続に努める。

(2) 事故防止対策

事故防止と安全管理に加え、作業室、廊下、倉庫等の整理整頓に努める。

(3) 防犯対策

- ① 防犯体制の充実のため、防犯訓練としてさすまたの使用方法、不審者対応マニュアル再確認（年1回）を行い利用者の危機管理に努める。
- ② 警備会社による機械警備（夜間、休館日）、防犯訓練の実施（年1回）

(4) 個人情報管理

利用者の個人情報の管理徹底を行うために、全職員に個人情報保護に関する教育を行う。

(5) 災害対策

火災・地震等の災害対応マニュアルに従い、防災訓練（年2回）及び自主避難訓練（年1回）を実施し災害に備える。さらにBCP対策を講じることで災害発生後の事業運営の継続に努める。

(6) 施設維持管理

建替えにともない、別館のみでの運用となるため、利用者の環境を常に配慮した什器の配置をおこなう。自主点検表を用いて設備等の状況を把握し、不具合等を確認した際には適切に対応する。さらに、建設業者との打ち合わせによる工事期間中の施設設備の安全性に努める。

(7) 虐待防止・人権擁護

- ① 虐待防止マニュアルの周知徹底と定期的な見直しを行う。
- ② 虐待防止に係る研修の継続的な参加と障害者虐待に関する関係法令を職員への周知することにより、きめ細やかな利用者支援に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 各種アンケートの実施・結果の周知
- ② 面談等の充実
生活介護事業・就労継続支援事業B型(年2回以上)
- ③ 迅速な苦情対応

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 関係機関との連携によるケース情報共有会議への参画
- ② 積極的なボランティア、実習生の受入れ
- ③ 災害時相互援助協定書の締結
- ④ 地元自治会や地域との連携し、地域の一員として交流を深める。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

- ① 外部派遣研修
県社協、市社協
- ② 職場内研修、外部研修受講職員からの伝達研修
- ③ 会議の開催
職員会議(月1回)、虐待防止委員会(隔月)、事業担当者会議(月1回)、ケースカンファレンス(随時)

7 年間行事等

<生活介護>

開催月	行事名
4月	事業説明会、社会体験活動①
5月	クラブ活動①、避難訓練①
6月	社会体験活動②
7月	健康診断、歯科検診、利用者懇談会①、クラブ活動②
9月	外出行事①
10月	クラブ活動③、避難訓練②
11月	社会体験活動③
12月	お楽しみ会
1月	社会体験活動④
2月	外出行事②、利用者懇談会②、避難訓練③
3月	交通安全講習、クラブ活動④
定期	家族懇談会(年間3回)

<就労継続支援 B 型>

開催月	行事名
4 月	事業説明会
5 月	クラブ活動①、避難訓練①
6 月	社会体験活動①
7 月	健康診断、歯科検診、利用者懇談会①
9 月	外出行事①
10 月	クラブ活動②、避難訓練②
12 月	お楽しみ会
1 月	社会体験活動②
2 月	外出行事②、利用者懇談会②、避難訓練③
3 月	交通安全講習
定期	家族懇談会（年間 3 回）

※ この他、イベント販売に参加する。

【12】 障害者福祉施設みのり園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

障害者福祉施設（身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設）

2 自主事業

放課後等デイサービス事業（放課後デイサービスみのり）

3 施設の基本理念

<障害者福祉施設>

基本理念	「いつでもどこでも集い、語り合える施設」を目指します。
基本方針	社会との交流の促進を図ります。
	教養の向上及び社会生活に必要な講座を実施します。
	いつでも相談できる体制を作ります。
	身体の機能回復及び作業活動を行います。

<放課後等デイサービス>

基本理念	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
基本方針	児童、保護者の気持ちに寄り添い支援します。
	児童の発達段階に応じた支援を行い、人との関わりの中で成長に寄与します。

4 今年度の施設取組計画

<障害者福祉施設>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
職員の人権擁護・人権意識を向上させ、利用者の人権と尊厳を守る。	虐待防止委員会を4か月に1回以上、職場内研修（人権擁護）を1年に2回以上実施する。グレーゾーンについて1年に1回以上会議で検討する。
利用者のニーズを汲み取り、新規教室事業を開拓する。また、感染症等の社会的条件下でも継続して実施できる事業体制の確立を目指す。	新規教室事業を4つ以上実施する。
利用者数の向上	新規利用者の対前年度比13%以上増加

<放課後等デイサービス>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
職員の人権擁護・人権意識を向上させ、利用者の人権と尊厳を守る。	虐待防止委員会を4か月に1回以上、職場内研修を1年に2回以上実施し、グレーゾーンについて1年に1回以上会議で検討する。
利用者の発達段階に合わせた支援や、障害の特性についての理解、障害福祉の行政の取組についての理解を深めるため、研修の充実を図る。	専門性向上のために研修に年間1人1回以上参加し、内部研修を3人以上講師となり行う。
稼働率を向上させるとともに事業内容に見合った加算を獲得することで収入増を図る。	前年度収入比5%以上の増加

5 具体的計画

<障害者福祉施設>

(1) 障害者の福祉の増進及び文化教養の向上を目的とした各種教室の開催

- ① 手編み、パッチワーク、絵手紙、毛筆、硬筆、茶道、陶芸、お菓子作り、太鼓、手打ちそば・うどん、折り紙、革細工、ボッチャ、ストレッチ、季節の創作体験、eスポーツ等
- ② 遠方の利用者を対象に岩槻区の「岩槻本丸公民館」で教室を開催する。
- ③ ヨガ、ダンス、出張障害者相談等の新規の教室を実施し、新規利用者の獲得につなげる。
- ④ 感染症拡大防止のため、状況により手編みはオンラインによる事業も併せて実施する。また、オンライン上に作品展示の場を設け、制作意欲の向上と社会との交流促進を図る。

(2) 就労している障害者等に対して、離職予防や余暇の有効利用等の事業の実施

- ① さいたま市障害者総合支援センターと連携し、みのり園、春光園の2か所で実施する。
(就労障害者余暇クラブ(OB会)等)
- ② グループ活動を通して仲間づくりを支援し、明日への活力を養う。
- ③ クラブ活動、季節行事や交流を通して体験の幅を広げるとともに、より良い人間関係の構築を図り、勤労意欲の維持・向上を目指す。
- ④ 創作活動での作品を事業団アート作品展や外部の作品展にも出品することで、利用者の創作意欲を高め、社会との接点を広げる。
- ⑤ 利用者の家庭・職場内の心配事、人間関係の問題や離職に関する個別相談を随時行う。
- ⑥ 感染症拡大防止のため、状況によってはオンラインによる事業の実施も行う。

(3) 在宅の障害者に対して創作活動、レクリエーション、外出活動の機会の提供(木曜クラブ)

- ① 創作活動、外出活動、季節の行事を通して、生活体験の幅を広げる。
- ② 誕生会やレクリエーションゲーム、楽器演奏等を行い、参加者相互の交流を図る。
- ③ 創作活動での作品を事業団アート作品展や外部の作品展にも出品することで、利用者の創作意欲を高め、社会との接点を広げる。

(4) 障害者福祉施設利用者等に対する余暇活動

ボウリング大会、散策等の活動を通して、参加者同士の交流を深め、親睦を図る。

(5) 障害者団体への活動の場の提供

教室等の参加を経た障害者が、自主的サークルやクラブを立ち上げる時の支援や、その後の活動等のサポートを行う。また、障害者関係団体に対して、活動の場を提供する。

(6) 各種相談の受付や情報の提供

障害者やその家族に対して随時相談に応じる。また、障害者雇用や障害者向けセミナー等の情報を把握し、随時提供する。

(7) その他の事業(作品展、ボランティア、見学者、実習生の受入れ)

- ① 作品展を開催し、広く市民に障害について理解を深めてもらうとともに、障害者の社会参加や創作意欲等の向上を図る。
- ② ボランティアに活動の場を提供し育成を支援する。また、近隣の学校等と連携を図り、見学者・実習生の受入れを積極的に行う。

(8) 視覚障害者への情報サービスの提供

登録した視覚障害者に対し、園だよりを録音したCD等を郵送する。

(9) 健康管理に関する業務

健康状態の把握、感染症予防対策、健康保持に関する活動プログラムの実施を行う。

(10) 送迎車の運行

教室等の開催時、利用者の利便性の向上を図るため、必要に応じ送迎車を運行する。

(11) 虐待防止委員会の開催

施設虐待防止委員会において、現状の把握と課題の整理、虐待防止に関する取組を推進す

(12) あり方検討会の開催

あり方検討会において、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<放課後等デイサービス>

自主事業として、放課後等デイサービス事業による障害児の放課後支援を行う。主にひまわり特別支援学校の在校生を対象に、放課後及び長期休暇（夏休み等）期間中に、生活能力向上のための支援や、安心して余暇活動を過ごせるようふれあい体操、マッサージ、散歩、創作活動、紙芝居、レクリエーション等の支援を行う。

また、令和4年度から開始した施設送迎を継続し、利用者の利便性の向上とともに、利用率の向上を図る。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会において、現状の把握と課題の整理を行い、施設における感染症拡大を防止する。

(2) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催

身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会において、放課後等デイサービスにおける身体拘束の現状と課題を把握し、適正な支援を行う。

6 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

感染症対策マニュアルに基づき、各種チェック表の活用や日常的な清掃、消毒等施設内の環境整備、衛生対策を行い感染症の発生予防と流行やまん延を防止する。また、事業継続計画（BCP）に沿って、感染症発生時においてもサービス提供を円滑に継続できる体制を構築する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット（事件・事故）を活用し、未然に同様の事故を防ぐと同時に、軽微な事故・怪我等に対しても業務日誌等に記録として残し、迅速で確実な情報の共有化を図る。
- ② 障害等の特徴や配慮が必要なことをケース会議等で共有し、医療的ケアが必要な利用者には看護師が中心となり、関係機関と連携して支援を行う。

(3) 防犯対策

警察署職員立会いのもと訓練を実施し、通報や不審者への対応等の実践力を高め、防犯意識を向上させる。併せて利用者を含めた不審者訓練を実施し、緊急時における対応力を向上させる。

(4) 個人情報管理

情報管理者と情報セキュリティ担当者を配置し、想定されるリスクに対応できる管理システムを構築するとともに、取扱い手順、利用ルール等をマニュアル化し、定期的・計画的な研修による職員の教育を行う。

(5) 災害対策

- ① 対策マニュアルの見直し、非常用備蓄品の整備及び非常食の備蓄、防災設備の点検及び維持管理、施設内外の危険箇所のチェック、利用者の情報の管理等を担当者中心に行う。災害発生時に備え、事業継続計画（BCP）に基づき継続的にサービスを提供するための体制を構築する。

- ② 同敷地内にあるひまわり学園、ひまわり特別支援学校との年2回の合同防災訓練及び年12回のみのもり園単独の避難訓練を実施する。

(6) 施設維持管理

- ① 令和6年度は、ひまわり学園の大規模改修等に伴い仮設園舎での事業運営となるが、ひまわり学園とも連携し、適切に施設の維持管理を行う。
- ② 同敷地内にあるひまわり学園と共通の「自主検査チェック表」により、設備管理の不具合や危険物の確認を行う。
- ③ 「火元・戸締チェック表」を使用し、施錠の確認及び安全の確認を行う。
- ④ 夜間休日中は、警備会社に委託して施設の安全管理を行う。
- ⑤ 館内の清掃は、委託業者による定期清掃のほか、職員による日常清掃を行う。施設建物周辺の清掃については必要に応じて随時行う。
- ⑥ 「建物・設備の定期点検表」を使用し、定期的に危険箇所や設備不具合の確認を行う。

7 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート・みなさまの声、放課後等デイサービス評価表を通して利用者の意見を聞き、事業への反映に努める。
- ② ボランティアや見学者・実習生等からの意見を活用する。
- ③ 苦情に迅速に対応し、解決に導く。
- ④ 面談の充実

(2) 地域、関係機関との連携

<障害者福祉施設>

- ① みのもり園作品展（一部は内野公民館や西部文化センター等の近隣施設のスペースを利用）の開催を通し、地域との交流を図る。
- ② 事業団の障害者施設アート作品展「スマイル・プラス」を、事業団他施設と共同で共催し、地域市民に対して施設の紹介及び交流を図るとともに、利用者の創作意欲を高める。
- ③ 各区支援課・障害者生活支援センター・関係福祉施設等と連携し、利用者の状況に合わせ、必要に応じて各担当者とのケース会議を実施する。

<放課後等デイサービス>

利用者の情報交換を行うなど、ひまわり特別支援学校や相談支援事業所との連携を図り、サービス向上につなげる。また、内野公民館での催しに参加し、利用者と地域住民との交流の機会を設ける。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会が主催する研修のほか、公共機関等の市民向け教養講座、研修、障害種別ごとの団体による職員研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。また、施設内での研修受講者が行う伝達研修により、全体で研修内容を共有してサービスの向上に生かす。

8 年間行事等

<障害者福祉施設>

開催月	行事名
5月	総合避難訓練①
10月	総合避難訓練②
12月	事業団アート作品展「スマイル・プラス」
	みのり園作品展（内野公民館）
2月	みのり園作品展（西部文化センター等にて一部展示）
3月	家族懇談会（木曜クラブ、就労障害者余暇クラブ（OB会））
定期	自主避難訓練（月1回）

体験・教室等				
曜日	午前		午後	
	名称	回数	名称	回数
火曜日	茶道教室	年8回		
	太鼓教室	年7回		
	手編み教室(岩槻)	年10回		
水曜日	陶芸教室	年12回		
	革細工体験	年2回		
	ヨガ教室	年8回		
	ウォーキング	年2回		
	散策	年1回		
木曜日	料理教室	年1回		
金曜日	木曜クラブ			年36回
	散策	年1回		
	ウォーキング	年1回		
	手編み教室	年10回		
	パッチワーク教室	年8回		
土曜日	絵手紙教室	年8回		
	eスポーツ	年5回	eスポーツ	年3回
	料理教室	年1回	毛筆教室	年7回
	パン作り教室	年2回	硬筆教室	年7回
	手打ちそば教室	年2回		
	カラオケタイム	年5回	カラオケタイム	年4回
	ダンス教室	年3回	ダンス教室	年1回
	出張障害者相談	年1回		
	革細工教室	年8回		
	お菓子作り教室	年2回		
	ボウリング	年3回		
	ポッチャ体験	年2回		
	ポッチャ教室	年1回	ポッチャ教室	年1回
	ウォーキング	年3回		
散策	年4回			
日曜日	出張障害者相談	年1回		
	就労障害者余暇クラブ（OB会）			年21回
	就労障害者余暇クラブ（OB会・春光園）			年21回

【13】大砂土障害者デイサービスセンター

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 自立訓練（機能訓練）事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが地域の中で安心して生活を送ることができる施設運営を行います。
基本方針	ニーズを的確に捉えた支援を行います。
	人権を擁護し、日々の支援を行います
	エンパワメントの視点で支援を行います。
	「大きな支援の輪」で支援を行います。

<生活介護事業>

基本理念	一人ひとりの思いを尊重し、自分らしい生活が送れるよう質の高いサービスを提供します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿った支援を提供します。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<自立訓練（機能訓練）事業>

基本理念	一人ひとりの個性と可能性を引き出し、自信と希望のある生活を共にみつけます。
基本方針	個人の意向を尊重します。
	効果的な訓練を行います。
	生活や心身の変化に気づき迅速に対応します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域ボランティアの受け入れ及び、複合施設である「大砂土ふれあいの里」内の児童クラブと連携を図る。	・児童クラブとの交流事業を計画、実施（2回以上） ・アーティストボランティア等による活動の実施（1回以上）
実習生を受け入れることで、収入増を目指す。	実習生受入れ（6名以上）
生活介護年間稼働率94%	生活介護年間稼働率93%

<自立訓練（機能訓練）事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者の真のニーズを達成できるように支援する。	職員の大半が、日々の利用を通じて利用者ニーズを確認できる柔軟な対応力を身につける。

利用者や福祉ニーズに応える人材育成に取り組む。	・サービス管理責任者研修受講修了者 2名以上の確保 ・機能訓練事業に関する研修 1 種 1 名参加
年間稼働率 78%	年間稼働率 74%

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	これまで協働していない新たな事業所へ訪問する。(2件)
支援経過の長いケースからニーズの再アセスメントを実施し、現状のニーズ把握に努める。	優先度の高いケースから、聞き取りを実施する。(10ケース)
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していきます。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 利用者の真のニーズを把握するためアセスメントを実施し、ニーズに沿ったサービスを提供する。また、定期的にモニタリングを実施し、ニーズの充足度を確認する。
- (2) 支援を振り返る機会を持つとともに、外部研修の受講及び内部研修の実施を通して、意識を高め、人権擁護や虐待防止を徹底する。
- (3) 意思形成や意思表出を支援することで、利用者が自ら意思決定し、自己実現できるよう支援する。
- (4) 積極的にボランティアを受け入れることで開かれた施設を目指すとともに、関係機関との連携を密に図り、支援のネットワークづくりを構築する。
- (5) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<生活介護事業>

利用者ニーズを把握し、ニーズに基づいたサービスを提供することで、利用者が豊かな日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

- (1) 利用者のニーズやアセスメントに基づいた個別支援計画の作成と定期的なモニタリングを行う。
- (2) 利用者の状況に応じて、食事や整容、更衣、排泄等、生活全般にわたる支援を行う。
- (3) バイタルチェックや投薬、その他必要な健康管理と記録を行う。
- (4) 健康や嚥下、咀嚼機能、栄養状態にあわせた食事を提供し、必要に応じて食事介助を行う。
- (5) 清潔の保持や心身のリフレッシュを目的とし、特殊浴槽装置等を使用した入浴サービスを提供する。
- (6) 理学療法士の助言のもと、日常生活能力や身体機能維持のための支援を行う。
- (7) 季節行事やレクリエーション、カラオケ活動等の機会を提供する。
- (8) 利用者一人ひとりに適した準備と工夫を行いながら、達成感や充実感を味わうことができるよう創作活動等の機会を提供する。
- (9) 社会参加の場として、散策や買い物、外食等の機会を提供する。
- (10) リフト付きのワゴン車で送迎可能な範囲の送迎を行う。
- (11) 防災訓練やボランティアコンサート等の行事を大砂土ふれあいの里（児童クラブ・社会福祉協議会）合同で行う。

(12) 利用者や家族からの相談を受ける機会を設け、必要な支援や関係機関との連絡調整を行う。

＜自立訓練（機能訓練）事業＞

身体機能や生活能力の維持、向上のため、一定期間、必要なリハビリテーションや生活等に関する相談及び助言等を行い、地域生活に定着することができるよう支援する。

- (1) 身体や生活状況を把握し、利用者のニーズに合わせた個別支援計画を作成する。
- (2) 理学療法士による関節可動域訓練や筋力増強訓練等のリハビリテーションを行う。
- (3) 器具・用具を使用した運動や歩行訓練、車椅子操作練習等、日常生活に必要な動作訓練を行う。
- (4) 血圧測定等、訓練時のバイタルチェックや看護師による生活での健康管理の相談支援を行う。
- (5) 装具・杖の購入や使用方法、住環境整備の相談、介助方法等の相談支援を行う。
- (6) 様々な方が通所しやすい環境を整えるため、状況に応じてサービス提供時間を調整する。
- (7) 必要に応じて社会参加に向けた外出訓練の場を提供する。
- (8) 利用者や家族からの相談を受ける機会を設け、必要な支援や関係機関との連絡調整を行う。

＜相談支援事業＞

障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、障害者（児）が地域の中でその人らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

- (1) アセスメントを実施する。
- (2) アセスメントの結果に基づきサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成する。
- (3) 定期的にモニタリングを実施し、利用者や家族等の意向等を踏まえた上で利用計画の変更や福祉サービス等の調整を行う。
- (4) 新たに福祉サービスを利用する際は、必要に応じて施設見学や面接の同行を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対策マニュアルをはじめとした各種マニュアルに則り、感染症や感染拡大に関するリスク対応を実施する。また、年1回、受水槽および入浴設備の水質検査を実施する。
- ② 感染症対策として、検温や手洗い、手指消毒を行うとともに、施設内設備の消毒及び室内の換気を実施する。
- ③ 感染症対策 BCP の定期的な見直しを実施する。
- ④ 感染症対策 BCP に基づき、訓練を実施する。

(2) 事故防止対策

- ① 利用者の通所前や降所後には、施設設備の点検を実施する。
- ② 利用者の障害特性や支援上の留意点を職員間で共有する。
- ③ ヒヤリハット（事件・事故）報告書を作成し、事例を集計して統計をとるとともに、対策を検討し、職員間で共有を図る。

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

- ① 事務所内には職員が常駐し、来所者に対する声掛けや見守り、敷地内の見回りを実施する。
- ② 不審者対策として、年1回防犯訓練を実施する。

(5) 個人情報管理

情報セキュリティポリシー及び対策マニュアルに基づく情報管理を徹底するため、定期的にチェックリストを使用してセキュリティ状態のチェックを行うとともに、研修に参加し、職員間で情報を共有することにより意識の向上に努める。

(6) 災害対策

① 体制の充実

- ア 自治会との連携を図る。
- イ 福祉避難所としての整備に努める。
- ウ 食料、水などの災害時備蓄品を整備する。

② 訓練の実施

大砂土ふれあいの里全体での防災訓練を実施（年2回、うち消防署員の立会い1回）する。

- ③ 事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを実施する。
- ④ 事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施する。
- ⑤ 事業継続計画（BCP）に基づき、適切な量の非常用備蓄品の、整備・入替を行う。

(7) 施設維持管理

- ① 特定建築物点検（3年に1回）等を実施し、施設の不具合を事前に把握することで、適切な施設保安に努める。
- ② 修繕計画に基づき、施設設備や備品等を管理、必要に応じて修繕を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

懇談会や利用者アンケート、活動における満足度調査（生活介護事業）の実施、意見箱「みなさまの声」の設置、苦情受付窓口の設置と迅速な苦情解決、利用者面談の開催、嗜好調査等を行う。また利用者には常に明るく誠実に接するとともに、積極的な声掛けや話しやすい雰囲気づくりを心がけ、利用者からの意見や要望に対して迅速に対応する。

(2) 地域、関係機関との連携

支援課や障害者生活支援センター等の関係機関と積極的に連携を図り、利用者が抱えている生活課題に対して、それぞれの特性を生かしながら迅速かつ効果的に支援する。

(3) 専門性を向上させる取組

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修

- ア 関係機関、団体の主催する研修（専門的介助研修、機能訓練研修等）
- イ 各種福祉資格取得の奨励

② 職場研修（内部）

職員ミーティング（始業時、終業時前）、職員会議、支援会議、伝達研修

7 年間行事等

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	懇談会、花見会
5月	デイサービス防災訓練
6月	外出活動①（～7月）
7月	eスポーツイベント①
8月	ふれあいの里合同防災訓練、アーティストボランティアコンサート①

10月	外出活動②(～11月)
12月	柚子湯、クリスマス会
1月	eスポーツイベント②
2月	アーティストボランティアコンサート②
3月	eスポーツイベント③

<自立訓練（機能訓練）事業>

開催月	行事名
5月	デイサービス防災訓練
7月	eスポーツイベント①
8月	ふれあいの里合同防災訓練
1月	eスポーツイベント②
3月	eスポーツイベント③

【14】みずき園

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 生活介護事業
- (2) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	利用者一人ひとりが、健康で安心して生活できるよう、地域の人たちとともに支え合う施設運営を行います。
基本方針	利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるようにお手伝いをします。
	利用者が地域とともに生きる生活をお手伝いします。
	人材の育成に努めます
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

<生活介護事業>

基本理念	利用者一人ひとりが安全に安心して意思決定を大切にされた支援が受けられることを目指します。
基本方針	一人ひとりのニーズに沿って支援をすすめます。
	安全に配慮した環境を提供します。
	意思決定を尊重した支援を提供します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービス、利用計画を提供します。

3 今年度の施設取組計画

<生活介護事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
人権擁護についての意識を高く持ち続ける施設づくりを行う。	外部研修へ2名以上参加 内部研修を年3回実施
利用者に対する意思決定支援（意思形成支援、意思表出支援）について学び実践するとともに、興味関心や選ぶ喜びなどが得られるような支援を行う。利用者の意思表示方法についての情報を踏まえ、個々の意思をしっかりと確認する。	意思表示の方法について職員間で確認し合い、意見交換する。 内部研修実施（年1回）
稼働率 60%	稼働率 59.5%

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	地域の事業所への訪問をし、事業所の見学やカンファレンスを行うことで、事業所との顔の見える関係を作る。（年34事業所以上）
利用者が希望するサービスの利用に向けて、必要な情報を迅速に提供し、ニーズに沿った支援ができるように、職員間で情報共有ができる仕組みを構築する。	情報共有のシステムの見直しを行う。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していく。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 利用者の希望に応じたサービスを提供するとともに、健康で安心な、その人らしい生活の実現に資する事業を行う。
- (2) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<生活介護事業>

利用者が豊かな地域生活を送ることと自己実現のニーズを持つこと、重度重複の障害のある方々が多いことを踏まえ、健康管理を基本におき、体調を整えるプログラムや作業、文化活動等を個々のニーズに合わせて行う。

作品展等地域の催し物に積極的に参加することで、地域の方と関わる機会をもつ。

(1) 日常生活介護

利用者の状況に応じ、適切な知識・技術を持って生活全般(食事・排泄・移動・衛生等)において支援を行う。

(2) 日中活動

活動プログラム(音楽、創作、作業、リラクゼーション、レクリエーション、散歩、調理)、季節行事、ピアショップ販売、音楽会及び社会体験活動を行う。

(3) 健康管理

看護師による健康管理体制を整え、健康診断、歯科健診を年1回、嘱託医健診を毎月1回実施する。必要に応じて主治医からの看護指示書に基づいた医療的ケアを行う。

(4) 送迎サービス

ワゴン車による居宅送迎を行う。送迎の実施にはできる限り利用者及び家族のご希望に沿えるように配慮する。

(5) 身体機能維持

医師及び委託各療法士等の指導、助言(理学療法士による指導(年6回)、作業療法士による指導(年6回)、言語聴覚士による指導(年3回))を日中指導の中に取り入れて実施し、身体機能の維持を図る。

<相談支援事業>

地域の中で安心して暮らし続けられるために、利用者等のニーズに基づき、適切な保健医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるように利用計画の作成を行う。

(1) 特定相談支援事業

① 基本相談支援

福祉サービスを利用するための情報提供と相談、社会生活を高める支援、専門機関の紹介等を行う。

② 計画相談支援

アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催とサービス等利用計画の作成、モニタリングの実施を行う。

(2) 障害児相談支援事業

アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、モニタリング(継続的な障害児支援利用援助等)を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

また、モニタリングにおいては、利用児、保護者の状況や関係性を定期的に確認するのみでな

く、利用児、保護者の状況に合わせ確認し、支援に努める。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 利用者在園時における健康チェックを看護師等により行う。利用者・職員の細菌検査(年2回)を実施し、健康状態の把握に努める。
- ② 「感染症業務継続計画(BCP)」「感染症対策マニュアル」等をもとに、日々における職員の衛生管理意識の向上、感染症対策(マスク着用・出勤前検温の実施・手洗い・消毒・換気)の徹底を図る。また、定期的に見直しを行い、日々の支援業務において活用する。感染症対策研修を実施し、新しい情報の共有を図る。

(2) 事故防止対策

ヒヤリ・ハット報告をもとに、職員間の連携を密にすることで利用者対応や施設内の環境整備を行い、事故やけがのリスク軽減を図る。(毎月のケース会議内でヒヤリ・ハット報告を行う。)

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

- ① 不審者侵入対策マニュアルに基づき、防犯体制の充実を図る。
- ② 不審者侵入対策訓練を年1回実施する。

(5) 個人情報管理

職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(6) 災害対策

- ① 地震や火災等の防災訓練を年5回(消防署立会いを含む)実施する。
- ② みずき園「災害マニュアル」「事業継続計画(BCP)」等を職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、火災や各種の天災に備える。

(7) 施設維持管理

- ① 特定建築物定期検査(3年に1回)を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な施設管理に努める。
- ② 毎月1回整備の日を設け、職員で施設・設備の点検を行い維持管理、事故防止に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

意思決定支援の取り組みについては施設取組計画の目標としても掲げており、重度重複の障害をもつ利用者に対し、心身の状況を踏まえながら、その意思及び人権を尊重して、常に個々の立場に立った支援を行うことで利用者支援の充実を図る。

また、利用者の方々が楽しく安心して利用できるよう、日々、声かけと見守りを行う。

医療的ケアが必要な利用者が多いことから表情の観察を行うように心がけ、ちょっとした変化を見逃さないように努める。

- ① 利用者アンケートの実施・結果の周知

- ② 施設独自のアンケートの実施（行事等の満足度調査、嗜好調査等）
- ③ みなさまの声の設置
- ④ 苦情受付窓口の設置と苦情解決
- ⑤ 医療的ケア利用者の理解と支援の充実
- ⑥ 保護者会の開催
- ⑦ 祝日の利用日設定（年間で5日間）

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 近隣の公共機関や地元自治会、ボランティア団体との連携
地域の行事に参加するとともに、ボランティアや見学者、実習生を積極的に受け入れ、地域に暮らす一員として交流を深める。
- ② 福祉行政や他の福祉事業者、医療、保健機関との連携
利用者の状況に合わせ、支援課ケースワーカー、障害者生活支援センターとのサービス調整会議、中央区ネットワーク会議、中央区相談連絡会議、中央区地域協議会、地区社協地域福祉推進委員会、特別支援学校進路対策検討会等に参加し、情報の共有化を図る。

(3) 専門性の向上

施設取組計画の目標である「人権擁護についての意識を高く持ち続ける施設づくりを行う」ために、職員としてより高度な介助技術の習得、危機管理能力、接遇能力、職務階層に応じた能力、事務能力の向上等のため、事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

- ① 外部派遣研修（関係機関、関係団体の主催する研修）
- ② 職場内研修（虐待防止研修、PT、OT、ST による指導と指導後のケースカンファレンス、再調理研修、福祉分野に関する研修、研修受講者による伝達研修、看護師による医療分野研修）

7 年間行事等

<生活介護事業>

開催月	行事名
4月	保護者会、季節行事①（お花見）、ピアショップ①
5月	避難訓練①、季節行事②（バラ園散策）、ボランティアコンサート①、調理活動①、ピアショップ②、社会体験活動1回目
6月	ボランティアコンサート②、ピアショップ③、社会体験活動1回目、健康診断、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン
7月	季節行事③（夏まつり）、避難訓練②、調理活動②、ピアショップ④、歯科健診・ブラッシング指導
8月	ボランティアコンサート③、ピアショップ⑤、前期個別面談
9月	保護者会、避難訓練③、調理活動③、ピアショップ⑥、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン
10月	第25回みずき園音楽会、ピアショップ⑦
11月	社会体験活動2回目、避難訓練④、調理活動④、ピアショップ⑧、中央区区民祭り、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン
12月	季節行事（お楽しみ会）④、ボランティアコンサート④、ピアショップ⑨
1月	社会体験活動2回目、不審者侵入対策訓練、調理活動⑤、ピアショップ⑩
2月	ピアショップ⑪、後期個別面談
3月	避難訓練⑤、ボランティアコンサート⑤、ピアショップ⑫、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン

※祝日開所を年間で5日間

【15】 さくら草学園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<児童発達支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
ニーズの高い専門職を導入し、サービス提供の質を向上させる。	専門職導入による、費用対効果を考えたうえ、雇用条件を確定する。
より多くの職員が事例検討会に参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援6施設中2施設から事例を出し、検討会を行う。（輪番）
稼働率を80%以上にする。	稼働率79%以上

<保育所等訪問支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
幼稚園・保育園との連携を深める。	さくら草学園の勉強会に、幼稚園・保育園の職員も参加してもらい、連携を深める。（1回）

研修等に参加したり、職員の育成のために、訪問経験のない職員が経験値の高い職員の保育所等訪問支援に同行する機会を作る。	訪問経験のない職員が経験値の高い職員の保育所等訪問支援に同行する機会を年2回以上行う。
保育所等訪問支援の契約件数を増やしていく。	保育所等訪問支援の契約件数を32件にする。

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	学校公開や親子教室など、他機関と連携を図れる取組に年1回以上参加する。
詳しい事業所の情報を収集し、利用者のニーズに合わせた相談に対応できるようにする。	年3か所以上事業所訪問をする。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していく。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) さくら草学園のサービス利用児に対しケース会議等を開き、各事業との連携を図り支援を行う。
- (2) あり方検討会にて施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<児童発達支援事業>

2歳児から年長児までに対し、年齢や状況、保護者のニーズを踏まえ、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う。

(1) 単独通園グループ〔月曜日から金曜日（週5日 2グループ）〕

- ① クラス活動、グループ活動、体育活動、スイミング活動を通常保育の中で行う。
- ② 利用児と地域の児童との交流を目的に近隣公立保育園4園（駒場・本太・東仲町・原山）との交流保育（集団・個別）を実施する。
- ③ 専門職による支援
 - 嘱託医発達相談（年6回）、言語聴覚士による発達相談（年18回）、作業療法士（年5回）
- ④ 健康の管理
 - 健康診断（年2回）、歯科健診・歯磨き指導（年1回）
- ⑤ 給食の提供
 - ア 栄養士が中心となり、栄養バランス、温度に配慮した給食を提供、具材の大きさ、盛り付けを工夫し偏食への対応を行う。
 - イ アレルギー児への給食提供は専門医の指示に基づき、栄養士を中心としたアレルギー会議を開き、確認のうえ提供する。
- ⑥ 送迎サービス
 - 業務委託によるマイクロバスでの送迎を実施する。添乗による支援を職員が行う。

(2) 親子通園グループ〔週2回 2グループ〕

2歳児の親子に対し、遊び方や関り方を支援する。

(3) フォログループ〔週1回 3グループ〕

幼稚園・保育園に通う児童に対し、小集団での活動を通し自信をつけ集団に適応する力をつけるための支援を行う。

(4) 家族支援

- ① 保護者との共通理解のもとに支援を行うために、個別面談、家庭訪問、懇談会を実施する。
- ② 臨床心理士、言語聴覚士等による保護者勉強会を行う。

<保育所等訪問支援事業>

さいたま市内在住で、幼稚園、保育園等に在籍している発達に心配のある児童に対し、訪問支援を実施する。

- (1) 各園でのカリキュラムの中で、生活の様子や集団適応状況を観察し、保護者に状況を伝達する。
- (2) 対象となる児童の継続的な援助方法や障害特性について、幼稚園等の職員とカンファレンスを行い、助言を行う。

<相談支援事業>

保護者のニーズと児童の状況を確認し（アセスメント）、生活全般についての相談を行うとともに、関係機関との調整を図り、障害児支援利用計画に反映させ、福祉サービス等の利用を支援する。一定期間経過後、福祉サービス等の利用状況を確認し（モニタリング）、再度、必要なサービスの利用調整を行う。

- (1) 相談を実施する際、埋もれたニーズの把握に努め、福祉サービスや児童発達支援事業等の利用について提案を行う。
- (2) 保育園・幼稚園への転園又は就学した児童に対し、ニーズの把握を行い、新たな福祉サービス等の利用計画を作成、調整し、継続した支援を行う。
- (3) さいたま市総合療育センター、各区役所支援課・保健センター、他事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、相談支援事業所等）、保育園・幼稚園等との連携により、進路や福祉サービス等の利用を支援する。
- (4) 浦和区地域協議会のジュニアワーキングに参画し、児童の福祉サービスにおける課題についての取組や、勉強会を行う。また、事業所同士のつながりを持つため、年2回程度交流会にも参加する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 「感染対策マニュアル」「感染症業務継続計画（BCP）」等のマニュアルを職員に周知するとともに、必要に応じて見直し、感染症対策研修を実施する。
- ② 感染症の流行、まん延を防止するため、日常的な清掃、消毒、手洗い、うがいの徹底、十分な換気と加湿を実施し、ウイルス対策としてアルコールと除菌液を使用する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハットの活用
ヒヤリ・ハット報告書を作成し、集計して統計を取るとともに、職員間で共有化を図ることで同様の事故を防ぐ。
- ② 定期点検・安全チェック
施設安全管理のため建物、遊具、園庭の定期点検、安全チェックを行う。

(3) 防犯対策

不審者対応訓練（年1回）を実施し、実施後振り返りを行う。

(4) 個人情報管理

- ① 情報セキュリティポリシーの基本方針・対策基準を遵守し、セキュリティ対策マニュアルの対策手順に従い対応する。
- ② 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行う。

(5) 災害対策

① 訓練の実施

自主訓練の実施（年12回）。そのうち1回は事業継続計画（BCP）に基づき、災害時の避難場所（本太中学校）までの避難訓練を行う。また、消防署員立ち合いによる防災訓練（年1回）を実施する。

② 体制の充実

事業継続計画（BCP）に基づき、備蓄品の水、食料等を給食として計画的に提供し、新たな備蓄品と入れ替える。入替えの際には園児の嗜好に配慮する。食糧以外の備品についても定期的に点検をする。特に、非常用持ち出し備品の点検を確実に行う。

(6) 施設維持管理

定期点検の実施を施設維持管理表で管理する。

(7) 人権擁護、虐待防止への取組

① 虐待防止への取組

虐待防止委員会が中心となり、外部研修への参加、施設内研修の企画など行う。

② 保護者、児童への支援

保護者からの相談や児童の様子をしっかりと捉える中で虐待の未然防止、早期発見に努める。不適切支援に対し、職員の意識向上を図る。

③ 人権意識の高揚

「事業団倫理綱領」や「虐待防止マニュアル」を活用し、人権意識の高揚を図る。

④ 身体拘束等の適正化への取組

身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会を開催する。
身体拘束等の適正化のための施設内研修を実施する。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート、施設サービス自己評価（各年1回）を実施し、アンケート結果を掲示するとともに、必要な改善を行う。
- ② 「給食だより」を定期的に発行する（年4回）。
- ③ 親子通園グループ、単独通園グループ、フォローグループにおいてクラス懇談会（年2回）を実施し、保護者の意見等を伺う。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 近隣市立保育園4園との交流保育を実施（年10回以上）し、地域の児童との交流を図るとともに、実施園でさくら草学園の事業説明を行い、理解を得て利用につなげる。
- ② 仲本児童センター（他2館）と協力し、地域の児童・保護者に対し、発達等についての相談支援を行う。
- ③ 浦和区保健センターでの親子教室に参加し、地域の児童への助言や児童発達支援事業等の紹介を行う（年3回）。

- ④ 学園開放（さくらひろば）を実施し、地域の方が安心して遊べる場所の提供、保護者の子育ての相談を受けていくことができるようにする。
- ⑤ 育成支援制度適用委員会（浦和区・緑区）での体験保育・観察保育・審査に継続して参加する（随時）。
- ⑥ 浦和区地域協議会に参加する。（随時）

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、職員の人材育成と療育施設職員としての専門性向上のため外部研修に積極的に参加する。特に、虐待防止・人権擁護の研修に積極的に参加し、職員の意識向上を図る。

- ① 外部派遣研修（通園施設協議会、社会福祉協議会、及び療育関係団体主催）
- ② 職場内研修（集合）
 - ア テーマごとの研修、虐待防止、支援プログラム、救急救命、感染症等（年8回）
 - イ 伝達研修（外部研修の伝達）（随時）
- ③ ケース検討（月1回）
- ④ 発達相談・言語指導のカンファレンスを通しての研修（月1～2回）

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

開催月	行事名
4月	始業式
6月	嘱託医健康診断①、先輩保護者の話を聞く会、園外保育、保護者参観日①
7月	クラス懇談会①、STによる保護者向け勉強会
10月	運動会、歯科健診、心理職による保護者向け講演会
11月	遠足、嘱託医健康診断②
12月	お楽しみ会
1月	保護者参観日②
2月	親子生け花教室
3月	クラス懇談会②、卒園式
定期	体育活動・親子スイミング（月2～4回）、保育園との集団個別交流保育（年10回）、年長児活動、避難訓練（年12回）、不審者対策訓練（年1回）

【16】 杉の子園（児童発達支援事業所）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<児童発達支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
一人ひとりに応じた遊びや支援を充実させるために、園内研修を見直し具体的な支援の方法を学び日々の支援に生かす。	新しい遊びを提供する。 新しいテーマの園内研修を取り入れると共に見直しを行う。
事例検討会により多くの職員が参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援6施設中2施設から事例を出し、検討会を行う。（輪番）
コロナウイルス感染症予防には十分配慮しながら運営し、稼働率の向上のため、契約数の増加に努める。	年度当初の在籍から新規契約13名を目指す。

<保育所等訪問支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
保育所等訪問支援のマニュアルの作成	マニュアルの見直し・改定を行う。
利用者の発達段階に合わせた支援や、障害の特性についての理解を深め、より良い保育所等訪問支援につなげるために、研修の充実を図る。	幼稚園・保育園に訪問する際、児童発達支援事業の職員を同行させ事業について理解をする機会を設ける（年2回）。

保育所等訪問支援の実施件数を増やしていく。	保育所等訪問支援を年間 34 件実施する。
-----------------------	-----------------------

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていきます。	事業所等訪問を年 10 か所行う。
新規事業所を見学し利用者に具体的な案内を行うことを目指します。	近隣区で年度内に新設された事業所の内、60%を見学する。
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施していきます。	事例検討会と勉強会を各 1 回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 利用者アンケートやみなさまの声、また送迎時等で直接声を聞くことで、利用者のニーズを的確に把握し、事業内容や支援の見直しを行い質の向上に努める。
- (2) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<児童発達支援事業>

2歳児から年長児までの、発達の遅れや集団に適応しにくい児童に対し、基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。また、作業療法士による集団指導では、体の使い方や感情のコントロールなどアドバイスをもとに日々の指導に役立てていく。

(1) 母子グループ〔火・金クラス 月・木クラス（週2回）〕

2歳児で早期療育の必要な児童に、親子での遊びを通し、遊び方やかかわり方を指導・支援する。

(2) 通園グループ〔月曜日～金曜日（週5日）〕

園生活で「生活リズムの確立」「人と関わる楽しさ」「遊ぶ楽しさ」「身辺自立」を促す指導・支援を、集団又は個別で行う。また、運動会・遠足・お楽しみ会等の行事を実施する。

(3) フォログループ〔毎週水曜日（週1回）〕

幼稚園・保育園を利用している年少児・年中児・年長児で療育の必要な児童に、小集団やグループでの活動を通し集団に適応する力や発達を促す指導・支援を行う。

(4) 専門職による支援

- ① 専門医と個別で相談できる場として、年4回嘱託医による発達相談を実施する。
- ② 言葉の発達に遅れがある児童に対し、個別で年 11 回言語聴覚士による言語指導を実施する。
- ③ 児童の心理面・行動面で不安のある児童に対し、年6回臨床心理士による個別指導を実施する。
- ④ 身体の使い方や身体や体を調節する力を身に付けるため、作業療法士による個別指導を随時実施する。

<保育所等訪問支援事業>

保育園・幼稚園等に在籍し発達に心配のある児童に対し、保護者からの依頼を受け訪問支援を行う。集団生活への適応状況を把握し、園職員にカンファレンスを行うことで障害特性を理解してもらおうとともに、必要な課題や援助方法の助言を行う。

(1) 保育所等のスタッフに対する支援

対象となる子どもの継続的な援助方法や障害特性等について助言を行う。

(2) 保育所等での子どもに対する支援

必要に応じて、集団生活に適応できるよう、直接児童への介助や声かけを行う。

<相談支援事業>

地域にお住まいの、障害がある方やその保護者の方（以下利用者）からの相談窓口として、障害福祉サービス利用に関する相談、基本相談支援を行う。利用者の心身の状況や置かれている環境や日常生活全般の状況を把握するためにアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成しサービスの利用につなげる。継続的なモニタリングを行い、サービスの利用状況を検証し、利用計画の見直しを行う。

- (1) 「中央区地域協議会」に参加し、他事業所とともに地域課題の検討を行う。また、相談支援連絡会議に参加し、制度の情報を得て、地域の相談支援事業所と連携できる体制を構築する。
- (2) 「中央区みんなで支えるネットワーク事業連絡会」で行われる勉強会に参加し、専門性を高め、地域の障害支援関係の事業所と顔の見える関係を構築する。
- (3) 相談支援員の専門性を高め、困難事例等の検討・相談の場として、法人内で実施する相談支援担当者会議に参加する。
- (4) 家庭内の状況を把握するため、家庭訪問を行い、虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 健康管理のため、嘱託医による健康診断を通園グループ年2回実施する。
- ② 歯の健康や虫歯予防などの指導のため、歯科健診、歯みがき指導を母子・通園グループ年1回実施する。
- ③ 感染症対策・衛生管理として、室内・遊具等の消毒を毎日実施する。
- ④ 感染症業務継続計画（BCP）等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、日々の指導において活用する。また、感染症に関する園内研修を年2回実施する。
- ⑤ 感染症対策委員会を年4回実施する。

(2) 事故防止対策

- ① 事故を未然に防ぐため、自主点検チェック表を用いた安全点検を毎日実施する。
- ② 遊具を安全に使用できるか確認し、不具合がある場合には直ぐに対応できるように、安全点検を月1回実施し点検結果を職員同士で共有し、園内に掲示する。
- ③ 危機管理意識を高めるため、ヒヤリ・ハット報告書を活用する。

(3) 防犯対策

- ① 不審者侵入防止のため、テラス入り口・玄関の施錠の徹底を行う。
- ② 不審者侵入時の被害防止のため、玄関・児童用下駄箱・2階事務室の3か所にさすまたを設置する。
- ③ 実技を含めた防犯に関する園内研修を、年1回実施する。

(4) 個人情報管理

職員に対しての個人情報保護、情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 災害対策マニュアルの見直しや備蓄品などの整備を実施する。

- ② 災害時に安全に避難が行えるように、ヘルメット・防災頭巾を使用した自主避難訓練を月1回実施する。
- ③ 消防署員立会いによる防災訓練を年1回実施する。
- ④ 災害時の避難場所を確認するため、散歩コースに組み込み年1回以上実施する。
- ⑤ 洪水浸水想定区域になっているため、年1回の水害時避難訓練を実施する。
- ⑥ 災害時業務継続計画（BCP）等のマニュアルを職員に周知するとともに、定期的に見直しを行い、日々の指導において活用する。

(6) 施設維持管理

- ① 建築設備等の点検の年1回実施
- ② 消防設備点検の年2回実施

(7) 人権擁護・虐待防止

- ① 虐待防止に関する研修会を年4回実施と身体拘束研修を年2回実施する。
- ② 虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会を各年2回実施する。
- ③ 送迎時などの保護者や子どもの様子から状況を捉え、虐待の未然防止、早期発見に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者アンケート、施設サービス自己評価（各年1回）を実施し、結果を掲示するとともに必要に応じて改善を行う。
- ② 意見箱「みなさまの声」を設置し、保護者等の意見・提案を受け付け、園の運営・指導に生かす。
- ③ 個別支援計画の説明時に園に対する意見・要望を聞き取るため全グループ年3回面談を実施する。
- ④ 専門職による保護者向け勉強会や卒園児の保護者による経験談を聞く会などを、年2回全グループの保護者対象で実施する。

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 関係機関との連携強化

各区保健センター及び支援課、家庭児童相談室、幼稚園、保育園、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、市内の児童発達支援センター、各区障害者生活支援センター等と連携をとることで、協力体制を強化する。
- ② 家庭児童相談員・保育コーディネーターとの連携

中央区の家庭児童相談員・保育コーディネーターが母子グループの療育に参加し、保護者に対し、子育てについての助言を行う。また職員との情報交換を行う。
- ③ 児童センターとの連携

中央区内の児童センター（大戸、向原、与野本町）を利用されている地域の子どもの保護者で、発達を心配している保護者に対し、各児童センター年3回発達相談を行う。また児童センター職員と情報交換等を行う。
- ④ 親子教室への職員派遣

中央区（年6回）・桜区（年6回）・南区（年2回）の保健センターが主催する親子教室に参加し、地域の児童の発達や進路の助言を行う。

- ⑤ さいたま市中央区公立保育所育成支援制度適応審査会への職員派遣
中央区の観察保育・審査会に随時参加する。
- ⑥ 交流保育
大戸保育園と交流保育を年8回実施し、地域の子どもとの交流を図る。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修の他、以下の研修へ参加する。

- ① 外部派遣研修
 - ア 幅広い知識や資質の向上を図るため、関係機関や団体の主催する研修に参加する。
 - イ 指導に必要な知識や技術を得るために、さいたま市や埼玉県の実施する研修に参加する。
- ② 職場内研修
 - ア 研修してきた知識・理論等を他の職員に伝達をする。
 - イ リズム研修、遊びの研修、発達チェックの方法等、テーマごとに月1回の研修を行う。
 - ウ 園児ひとり一人の指導方法の共通化を図るため、月1回ケース検討会議を行う。

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

開催月	通園	フォローグループ	母子グループ
4月	始業式		
6月	懇談会①、健康診断①ばんだ		
7月	健康診断①きりん、歯科検診		懇談会①
9月	総合防災訓練	懇談会①	総合防災訓練 歯科健診
10月	運動会		運動会
11月	懇談会②、遠足、土曜参観	外出活動①	土曜参観
12月	お楽しみ会		お楽しみ会
1月	健康診断②ばんだ		
2月			懇談会②
3月	懇談会③、健康診断②きりん、卒園式	外出活動②、懇談会②	
定期	クラス懇談会（年3回）、大戸保育園との交流保育（年8回）、季節の集会	クラス懇談会（年2回）	クラス懇談会（年2回）
共通	言語指導（年11回）、保護者向け学習会（年2回）、発達相談（年2回）、避難訓練（年12回）、水害避難訓練（年1回）心理個別指導（年6回）、個人面談（年3回）、家庭訪問（新入園児）、作業療法指導（随時受付）		

【17】療育センターさくら草（児童発達支援センター）

1 受託事業

- (1) 児童発達支援事業（すみれ）
- (2) 児童発達支援事業（たんぽぽ）
- (3) 保育所等訪問支援事業
- (4) 相談支援事業（障害児相談支援事業、特定相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にしたい支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<児童発達支援事業（すみれ）>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
1人ひとりに合った活動を充実させるため、肢体不自由児・医療的ケア児等に関する研修に参加し、職員の知識・技量を高める。	肢体不自由児・医療的ケア児等に関する研修に4名以上参加する。
やむを得ず欠席する児童・ご家族に対し、家庭で取り組める療育等について助言をすることで、欠席児への支援の強化を行う。	欠席する児童・ご家族への助言を130件以上行う。
事例検討会により多くの職員が参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援6施設中2施設から事例を出し、検討会を行う。（輪番）

<児童発達支援事業（たんぽぽ）>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
様々な活動の中で、個々に合った課題を設定する。	園内研修を3回実施する。外部研修に3回参加する。

利用者ニーズに合った支援内容の提供に努め、稼働率の維持向上を図る。	稼働率の維持
事例検討会により多くの職員が参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援 6 施設中 2 施設から事例を出し、検討会を行う（輪番）。

<保育所等訪問支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
利用者本位のサービスを提供できるよう、訪問担当者会議のあり方を検討し、保有ケースについての話し合いの場としても活用し、情報共有及び相互に助言し合う場とする。	訪問担当者会議の中で保有ケースに関する話し合いを年3回行う。
訪問支援員のスキルアップ、また今後訪問支援に携わる職員育成のため、経験値の高い職員の保育所等訪問に同行する機会を作る。	幼稚園や保育園への訪問の同行を年3件以上行う。
利用者の発達段階に合わせた支援や、障害特性についての理解を深め、よりよい保育所等訪問支援につなげるため、研修の充実を図る。	粗大運動等に関する研修に参加する。

<相談支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	関係機関の会議等に年6回以上参加
成長に伴うニーズの変化に対応するために、フォーマル、インフォーマルな情報提供ができるように、各関係機関との連携を強化する。	事業所訪問や、関係機関との個別支援会議を1人年7回実施する。
専門知識を高めるために、合同相談実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施する。	事例検討会と勉強会を各1回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 多様な施設内研修の開催、専門的な外部研修の受講等を通じて、職員の資質向上を図るとともに、センター職員との連携を密にし、一人ひとりに合わせた支援を提供していく。
- (2) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<児童発達支援事業（すみれ）>

心身に発達の遅れのある児童を対象に、保護者と一緒に活動する中で、生活リズムや生活の習慣化を図るとともに、安心できる環境のもと、人との関係を広げ、主体性を養いながら全体発達を促す支援を行う。

- (1) 活動にあたっては、児童一人ひとりの特性を捉え、状態に合わせた支援を行う。
- (2) 看護師はセンターの医師、看護師等と連携し、児童の日常の健康管理、医療的ケアの必要な児童への対応、保護者への保健衛生指導を行う。
- (3) 訓練士は、身体の機能に関する専門職として、生活の中における児童の動きや刺激の捉え方等について保護者や職員に助言・指導を行う。
- (4) 音楽療法やプール指導を取り入れ、生理的、身体的、心理的、社会的作用を受けることで、発達を支援する。
- (5) 連絡帳や定期面談、懇談会等を通じて情報共有を行う他、発達に関する勉強会等を通じて、保護者の悩みごとに寄り添って支援を行う。

<児童発達支援事業（たんぽぽ）>

発達に遅れのある児童を対象に、生活リズムや生活の習慣化を図り、小集団の中で個々の発達段階に応じた支援を行い、様々な活動を経験し自信や意欲を育むとともに、人と関わる力や、自己表現・自己コントロールの力を身につけられるよう支援する。

- (1) 活動にあたっては、児童一人ひとりの特性を捉え、その様子や発達段階に合わせ、安心して参加できるよう支援を行う。

- (2) 生活とあそびを基盤にしなが、行事や文化等季節を感じられる活動にも重点を置いた取組を行う。
- (3) センター内の医師、訓練士、管理相談係との連携や情報共有を通して、児童及び保護者支援を図る。
- (4) 懇談会での情報共有や、発達に関する勉強会、定期及び随時の面談をとおして保護者支援を行う。
- (5) 作業療法士による個別指導、親子グループ指導では、児童、保護者の困りごとを捉えたうえで、あそびを通して身体の使い方を学び、身体や感情を調節する力を身に付けるための支援を行うとともに保護者への助言を行う。

<保育所等訪問支援事業>

契約児童の通う幼稚園、保育園等に訪問し、集団生活への適応のための個別的、間接的、専門的支援を行う。訪問支援員間で定期的な会議を持ち、助言を得る場とする等、多角的な視点で助言を行えるようにしていく。

<相談支援事業>

契約児童の状態や家族の状況を把握し、利用計画案作成や障害福祉サービス利用の支援を行う。また、行政や教育機関、関係事業所との連携を強化するとともに、研修や勉強会等へ積極的に参加することにより、相談支援員としての専門性を高める。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症対策BCPに基づく研修（年2回）
- ② 感染症対策BCPに基づく感染症予防及び適切な対応
- ③ 登降園時の検温、随時の手指消毒
- ④ 看護師による健康チェック
- ⑤ 施設内の消毒、遊具の消毒（毎日）

(2) 事故防止対策

遊具点検、ヒヤリ・ハット報告書の活用、療育後のミーティングの実施

(3) 人権擁護・虐待防止への取組

虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。

(4) 防犯対策

窓口での来客の確認や緊急時の通報先掲示、非常口開閉のベル設置

(5) 個人情報管理

個人情報持出管理票の活用、情報記録媒体管理票の活用、個人情報・情報セキュリティ研修（年1回）、キャビネットの施錠、情報セキュリティチェックリストの実施

(6) 災害対策

災害対策BCPに基づく危機管理及び対応

(7) 施設維持管理

療育後の清掃、施設内の見回り点検、遊具点検（月1回）の実施

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 利用者アンケート、施設自己評価の実施、結果の周知
- ② 迅速な苦情解決、面談の充実、管理相談係（市）や他の相談支援事業所との連携
- ③ 関係職種（医師・PT・OT・ST・心理士・ケースワーカー）からの助言の活用
- ④ 専門職による保護者向け勉強会と保護者会、懇談会の実施

(2) 地域、関係機関との連携

- ① 市内の保育、教育関係者を対象とした療育センター施設公開事業への参加
- ② フォロウグループ児童の所属園への訪問
- ③ 隣接保育園との交流保育の実施
- ④ 児童センター発達相談への参加と情報交換
- ⑤ 外部からの研修の受入れ

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会が主催する研修のほか、次の研修に参加する。

- ① 専門職による職員研修
- ② 外部研修（埼玉県通園施設連絡協議会研修、埼玉県社会福祉協議会研修等）
- ③ 他の通園施設の見学・職員交流研修
- ④ 関係事業所、施設の見学

7 年間行事等

<児童発達支援事業（すみれ）>

開催月	行事名
4月	始まりの会、入園式、迎える会、保護者会①、春のミニ遠足、こどもの日集会
5月	春の健診、総合防災訓練①、保護者勉強会①、耳鼻科検診、
6月	保護者勉強会②、土曜参観①、卒園児保護者のお話を聞く会
7月	歯科健診、夏祭り（たんぼぼと合同）、保護者会②
9月	保護者勉強会③、
10月	秋の遠足、秋の健診、クラス懇談会①
11月	運動会、総合防災訓練②、引き渡し訓練
12月	お楽しみ会
1月	年始めの会、保護者勉強会④
2月	豆まき集会、土曜参観②、クラス懇談会②
3月	ひな祭り集会、お別れ遠足、卒園式、保護者会③、お別れ会
定期	避難訓練（月1回）、お誕生日会（月1回）、音楽療法（年12回）、交流保育（年3回）、金曜単独デー（年9回）

<児童発達支援事業（たんぼぼ）>

開催月	行事名
4月	始まりの会、入園式、迎える会、保護者会
5月	こどもの日集会、総合防災訓練①、春の遠足、春の健診、耳鼻科健診
6月	保護者懇談会①、土曜参観①、保護者勉強会①
7月	歯科健診、七夕集会、夏祭り（すみれと合同）
9月	秋の遠足、保護者勉強会②、卒園児保護者のお話を聞く会
10月	保護者勉強会③、運動会
11月	総合防災訓練②、引き渡し訓練
12月	お楽しみ会
1月	保護者懇談会②

2月	豆まき集会、土曜参観②、お別れ遠足
3月	ひな祭り集会、卒園式、お別れ会
定期	避難訓練（月1回）、お誕生日会（月1回）、音楽療法（年15回）、交流保育（年5回）

※児童発達支援事業一本化に伴い、7月の夏祭りについては、すみれとたんぽぽ合同で実施する。

【18】 はるの園（児童発達支援センター）

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 相談支援事業（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）

2 施設の基本理念

<共通>

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えていきます。

<児童発達支援事業>

基本理念	子ども・保護者の立場で子どもの成長に合った支援を提供していきます。
基本方針	一人ひとりを大切にした支援を行います。
	安全に配慮した環境を提供します。

<保育所等訪問支援事業>

基本理念	保護者と園の間をつなぎ、子どもが地域の園に楽しく通えるように支援します。
基本方針	幼稚園や保育園等と連携します。
	保護者と園の間をつなぎ、安心して園に預けられるように支援します。
	利用児が楽しく通えるように支援します。

<相談支援事業>

基本理念	利用者一人ひとりが、住み慣れた地域で、各種の福祉サービスを利用しながら育まれるとともに、自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談支援を提供します。
基本方針	自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。
	必要な時にすぐに対応できるように努めます。
	関係機関との連携のもと、総合的なサービスを提供します。

3 今年度の施設取組計画

<児童発達支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
園での生活に子どもや保護者のニーズを取り入れる。	要望の多かった活動を各クラス年2回実施する。給食のリクエストを年2回メニューに取り入れる。
事例検討会により多くの職員が参加し、その後の支援のスキルアップを図る。	児童発達支援6施設中2施設から事例を出し、検討会を行う。（輪番）
普段行っている療育（活動・遊び）の充実を図り、稼働率の向上を目指す。	稼働率91%

<保育所等訪問支援事業>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子ども・保護者のニーズ・園の方針を踏まえ、対象児に関わる職員全体で情報共有・会議を実施し、よりよい支援につなげる。	検証した内容にて実施し、更に検証を重ねる。
より良い保育所等訪問支援の実施に向け、研修への参加やマニュアル作りを行う。	保育所等訪問支援担当者向けの研修等に参加する。 マニュアルの試行運用を行い、見直しをする。

保育所等訪問支援の実施件数を増やしていく。	保育所等訪問支援を年間 26 件実施する。
-----------------------	-----------------------

<相談支援事業>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
地域との関わりを深めるため、各関係機関と連携し協力体制を整えていく。	教育相談センターとの情報の共有・交換をする。(年 2 回以上)
事業所にモニタリングとして訪問し、関係機関と連携を図り利用者の状況を把握する。	事業所へのモニタリング件数 年間 8 件
専門知識を高めるために、合同相談支援実務担当者会議で事例検討や勉強会を実施する。	事例検討会と勉強会を各 1 回以上実施する。

4 具体的計画

<共通>

- (1) 利用者アンケートやみなさまの声、また送迎時等で直接声を聞くことで、利用者のニーズを的確に把握し、事業内容や支援の見直しを行い質の向上に努める。
- (2) あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

<児童発達支援事業>

発達の遅れや集団に適応しにくい児童が基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育指導を行う。

(1) 通園グループ (週 2 日～ 5 日)

- ① 集団生活や遊びにおけるルールの中で、大人だけでなく同世代の児童との関係を広げる。
- ② 具体的な課題を設定して活動する時間を設け、興味関心を育てると同時に達成感を体験することにより、個々の発達を促す。
- ③ 身体機能の働きを高めるため、音楽や人との関わりを通じて、感覚運動・音楽リズム運動を実施する。
- ④ 個々の児童へのより適切な発達を促すため、個別指導を定期的実施する。
- ⑤ 保護者との共通理解をもとに児童への支援を行うため、親子通園を実施する。
- ⑥ 給食の提供

管理栄養士による栄養指導のもと、嗜好と栄養のバランスのとれたより質の高い給食を提供し、児童の嗜好の偏りを減らすため、家庭と協力しながら食事指導を行う。食育の一環として旬の果物等を提供前に見て、触れる機会を設け季節感を養う取り組みを行う。食物アレルギーを持つ児童への給食提供には、専門医の指示書に基づき管理栄養士を中心に検討を行ったうえで実施する。また、行事等でクラスごとにメニューをリクエストし、みんなで楽しく給食の時間をすごせるように創意工夫を行う。

⑦ 送迎サービス

業務委託によるマイクロバスと、園職員の運転によるワゴンバスでの送迎を実施する。添乗による支援を職員が行う。

(2) 親子通園グループ (週 2 日)

低年齢児 (2 歳児) について、親子での通園において日常生活習慣の習得や遊びを中心としたプログラムを実施するとともに、保護者に対し、遊び方や関わり方の指導・支援を行う。

(3) フォログループ (週 1 日)

保育所や幼稚園に通園している療育の必要な児童に対して小集団での活動を行い、個々の発達を促す。

(4) 3 グループ共通

① 個別支援計画の作成及び定期的見直し

生活リズムの確立、基本的な生活習慣の習得、遊びを通しての発達支援等、個々の児童への適切な支援を行うため、具体的で分かりやすい個別支援計画を作成し、指導の中で実施していく。

② 専門職による支援

嘱託医、看護師、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士等からアドバイスを受け、個々の発達や障害を的確に捉えたプログラムを計画する。

③ 子育て支援・家族支援

ア 保護者との共通理解をもとに子育て支援や家族支援を行うため、保護者勉強会やクラス懇談会、面談等を実施する。

イ 言語聴覚士、理学療法士等による保護者向けの勉強会を実施する。(年2回)

④ 健康管理

ア 健康チェック、食事指導(通園グループのみ)等の日常の健康管理を行う。

イ 嘱託医による健康診断を実施する。(通園グループのみ 年2回)

ウ 歯科保健事業を実施する。(通園グループ…保護者向け説明会 年1回、歯科健診 年2回)(親子グループ…歯科健診 年2回)

(5) 作業療法士による個別指導

療育の必要な児童に対して保護者のニーズや児童の発達・課題を把握し、感覚統合の視点での指導及び手指操作を含めた日常生活動作の自立に向けた指導等を行う。

<保育所等訪問支援事業>

さいたま市内の幼稚園・保育所・母子生活支援施設等に在籍している、発達が気になる児童に対し保護者からの依頼を受け、相手先の了承を得たうえで訪問支援を実施する。

(1) 保育所等での児童に対する支援

集団生活に適応できるよう、児童の様子を観察し、必要であれば直接児童への介助や声掛けを行う。

(2) 保育所等のスタッフに対する支援

必要に応じて、対象となる児童の継続的な援助方法や障害特性等について助言を行う。

(3) 保護者に対する支援

集団生活の中での児童の現状や課題を伝え、助言を行う。

<相談支援事業>

相談支援専門員が中心となり、本人や保護者のニーズと児童の状況を把握し、相談支援を行うとともに、関係機関との調整を図り、障害児支援利用計画の作成を行い、福祉サービス等の利用を支援する。一定期間経過後、福祉サービス等の利用状況を確認し、再度、必要なサービスの利用調整を行う。

(1) 相談支援の充実

相談を実施する際、ニーズの把握に努め、地域資源の活用や福祉サービス等の利用についての提案を行う。

(2) 支援の継続

保育所・幼稚園への入園、転園、就学、中学・高校へ進学をした児童に対し、ニーズの把握を行い、新たな福祉サービス等の利用計画を作成、調整し、継続した支援を行う。

(3) 関係機関との連携強化

さいたま市総合療育センター、医療、地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス支援事業所、保育所等訪問支援事業所、行政、教育機関、保育所、幼稚園等との連携により、福祉サービス等の利用を支援する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 来園者には玄関での手指消毒と検温を実施し、記録をする。
- ② 利用児、保護者の体温は連絡帳にて確認する。通園グループにおいては午後（降園前）に検温し、記録する。
- ③ 職員だけでなく保護者、来園者にも感染対策の徹底をお願いしていく。
- ④ 除菌（ウイルス）対策製品を使用しての職員による日常清掃
- ⑤ 玩具等の消毒の実施
- ⑥ 食事や水分補給の際の手指消毒
- ⑦ 全職員を対象に年4回の腸内細菌検査を実施し、給食の配膳及び介助時の衛生管理を徹底する。
- ⑧ BCPを計画的に見直す。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハットを活用し、同様の事故を防ぐ。
- ② 利用児一人ひとりの特徴や配慮を踏まえた支援を行う。

(3) 防犯対策

- ① 利用児が在園中には門扉を閉める。自動ドアが開く際はチャイムが鳴り、来園者を職員が確認し声をかける。
- ② 通園グループ利用児の送迎をする方には、名札を着用していただく。
- ③ 防犯に関する研修・訓練を実施する。

(4) 個人情報管理

情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。全職員が研修を受ける。

(5) 災害対策

- ① BCPに基づき、備蓄品（非常食3日分、非常用トイレ、発電機）等、体制の充実を図る。備蓄品の見直しをする。
- ② 様々な災害に対応するための避難経路等を想定した自主避難訓練の実施（毎月）

(6) 施設維持管理

特定建築物点検（3年1回）を実施し、施設の不具合を事前に把握し、適切な管理に努める。また、計画に基づき修繕を実施する。

(7) 人権擁護・虐待防止への取組

- ① 虐待防止委員会を開催し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修など、虐待防止に係る取組を推進する。
- ② 虐待の防止・早期発見ができるように保護者と児童の様子を常に把握しておく。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

① 面談の充実

児童発達支援・保育所等訪問支援については、個別支援計画の面談（年2回程度）以外においても必要に応じて保護者と面談を行う。

相談支援については、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を6か月毎及び必要に応じて随時面談等にて行う。

② 迅速な苦情解決

意見箱「みなさまの声」を設置し、保護者等の意見・提案を受付ける。

③ 利用者アンケートの実施と結果の掲示

(2) 地域、関係機関との連携

① 関係機関との連携強化

さいたま市総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、療育センターひなぎく、各区保健センター及び支援課、他の児童発達支援事業所、幼稚園、保育所、認定子ども園、各学校、児童相談所等と連携し、より効果的なサービスを提供する。

② 児童センターとの連携

岩槻児童センター、春野児童センター、植竹児童センターにおいて、発達の気になる児童に対する支援の方法等について保護者に助言を行うとともに、児童センター職員と情報交換・共有・協働し、必要に応じて関係機関（相談支援・保育所等訪問支援）との連携を行う。

③ 親子教室への職員派遣

見沼区、岩槻区の保健センターが主催する親子教室に参加し、地域の児童の発達や進路の助言を行う。

④ 育成支援制度適用委員会への職員派遣

見沼区、岩槻区の支援課が主催する育成支援制度適用委員会に参加・協力する。

⑤ 見沼区地域自立支援協議会準備会に携わる。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、以下の研修に参加する。

① 外部派遣研修

さいたま市、埼玉県、埼玉県社会福祉協議会等、関係機関・団体の主催する研修

② 職場内研修

ア 研修してきた知識・理論等を他の職員に報告（随時）

イ ケース検討、言語指導・発達相談・心理個別指導・理学療法・作業療法のカンファレンスを通しての研修

ウ テーマごとの研修（リズム研修、感染症研修等）

7 年間行事等

<児童発達支援事業>

開催月	行事名
4月	始業
5月	健康診断(通園)①、施設公開①、個別面談①
6月	歯科健診(通園・親子)①、クラス懇談会(通園①、親子①、フォロー①)
7月	土曜参観(通園)①、施設公開②

8月	夏休み(お盆休みのみ)
9月	総合防災訓練(通園・親子)①、クラス懇談会(通園②親子②)、施設公開③、個別面談②
10月	運動会(通園・親子)
11月	健康診断(通園)②、遠足(通園)、施設公開④
12月	歯科健診(通園・親子)②、お楽しみ会(通園・親子)
1月	土曜参観(通園)②、施設公開⑤
2月	総合防災訓練(通園・親子)②、個別面談③、園外保育(通園)
3月	クラス懇談会(通園③・親子③、フォロー②)、卒園式(通園)、終業
定期	季節の集会、避難訓練(総合防災訓練実施月(9、2月)を除く毎月)

※ 通園：通園グループ、親子：親子グループ、フォロー：フォローグループ

【19】母子生活支援施設けやき荘

1 指定管理（令和2年度～令和6年度）

- (1) 通常入所利用事業（広域入所含む）
- (2) 一時保護事業
 - ① さいたま市母子緊急一時保護事業
 - ② 埼玉県母子緊急一時保護事業
 - ③ 埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業
- (3) アフターケア事業

2 施設の基本理念

基本理念	子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。
基本方針	一人ひとりのニーズと意向を尊重します。
	安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。
	社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。

3 今年度の施設取組計画

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
母子の自立のための支援やサービスの向上のため、関係機関との連携を積極的に行う。	合同連絡会議の開催、関係機関用パンフレットの活用調査
利用者一人ひとりのニーズと意向を把握し、事業の充実及び生活環境の改善を図る。	利用者懇談会、アンケートの実施と「みなさまの声」「子ども相談箱」の活用方法の検討
多様化する利用者支援に対応するため、専門性を高める機会の充実を図る。	外部研修への参加と内部研修の実施、ハンドブック活用

4 具体的計画

<通常入所利用事業>

母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かし、親子関係の調整、再構築及び生活の安定を図るための支援を行う。

各家庭の課題を正しく理解し、母親と子どもの意向を尊重したうえで、自立支援計画を策定し、必要な支援を高い専門性をもって提供していく。

また、関係機関と連携、協働し支援体制を整え、サービスの向上に努める。

(1) 生活への支援

安定した生活を営むために必要な基本的な生活習慣の維持や習得に向けて、衣食住の生活スキルを身に付けることが出来るように支援を行う。

健康に不安を持つ母子には、相談内容によって専門の医療機関への受診を勧めるとともに、ニーズに応じて健康管理の支援を行う。

(2) 子育て・子どもへの支援

母親が安心して子育てに向き合い、育児に対する不安や負担の軽減のために、必要に応じて見守りや介入等、母親と子どもの状況に合わせた子育て支援を行う。

子どもの発達段階に応じた子育てに関する具体的な知識や情報を伝えることで、母親がより安心して育児ができるよう支援する。

母親と子どもが行事等を通して様々なことを体験し、学ぶ機会が提供されることで、豊かな情操を育むと共に、母親と子どもの絆を深められるよう支援する。

子どもの社会性を育むために、日常的に子どもと関わる機会をつくり、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。

子どもにとって、信頼できる大人モデルとなり、人との関係づくりについて支援を行う。

(3) 就労支援

母親の相談に応じて、状況によっては相談援助や能力開発を行うための支援機関を紹介する。

職場環境や職場内の人間関係等に関する悩みに対し、助言する等、個々に対応した幅広い支援を行う。

<緊急一時保護事業>

「さいたま市母子緊急一時保護事業」「埼玉県母子緊急一時保護事業」「埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業」を実施する。

速やかに受入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整える。

安全性を最優先とした上で、喫緊の課題を抱え入所してきた利用者に対し、担当福祉事務所等と連携しながら必要な支援を行う。

(1) 居室や施設共有設備の提供

世帯ごとに居室を提供する。また、洗濯室・学習室・集会室等の施設共有設備を提供する。

(2) 生活用品等の貸与・提供

- ① 台所用品・家電製品・寝具等の必要な生活用品を貸与する。また、日用消耗品を提供する。
- ② 1日の限度額内で利用者からの希望を聞き取り、食材を購入し提供する。
- ③ 子どもが居室内で過ごすために、学習教材の提供や玩具の貸し出しを行う。

(3) 生活に関する相談・援助

担当福祉事務所の方針に基づき、利用者の住宅探しや転宅の準備等を行うことを、補助的に支援する。

<アフターケア事業>

退所した地域で健康で安心して暮らせるよう、必要に応じて退所先の行政機関等へ情報提供し、母親と子どもが適切なサービスを切れ目なく受けられるための支援調整を行う。

(1) 施設行事への招待

退所時の希望調査により、行事への参加の声かけを行う。

(2) 寄付物品の配付

食品、衣類、日用品等、寄付物品の寄贈があった場合、希望者へ配付する。

(3) 相談

退所後も相談先の一つとして、来荘や電話などによる相談をいつでも受け付ける。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 感染症予防のため、毎日、施設内の清掃や共有設備・玩具の消毒を行い、環境整備・衛生対策を実施する。
- ② 感染症等の流行、まん延を防止するために、手洗い、うがい、手指消毒の徹底、十分な換気を行い、感染症の発生予防に努める。

(2) 事故防止対策

- ① 清掃時における設備の不具合や危険箇所の日常的な確認、及び毎月1回の「施設安全管理点検表」を用いた点検を実施する。
- ② 定期的に居室内の点検を行い、破損箇所を早期に確認し、対応することにより事故につながる危険性の回避に努める。
- ③ ヒヤリ・ハットの報告を徹底し、事例の収集と分析を行い、解決策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 防犯カメラを設置し来訪者を確実に把握することで、外部からの不審者等の侵入対策を図り、地域警察との連携を強化する。
- ② 夜間は警備員を配置し24時間体制で、安全を保障し、安心できる施設管理を行う。
- ③ 警察署職員指導による「不審者対策訓練」を実施し、防犯に関する知識・技術を習得し、不測の事態に備える。

(4) 個人情報管理

- ① 個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の取扱い等の共通理解を深める。
- ② 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティチェックリストを使用し、情報管理に関する自主点検を年1回以上実施する。

(5) 災害対策

- ① 訓練の実施
 - ア 火災・地震等の発生を想定した避難訓練を月1回実施し、災害発生時の動きを確認する。
 - イ 消防署職員の立ち合いの消防訓練・講話を年1回実施し、防災意識の向上に努める。
 - ウ 地域自治会主催の合同防災訓練へ参加する。
- ② 大規模災害の備えとして、非常用備品・非常食の整備及び管理を徹底する。

(6) 施設維持管理

- ① 施設・設備修繕計画書に沿って、適切な期間で設備等の修繕を行い、施設の維持管理に取り組む。
- ② 「建築設備検査」「防火設備検査」を行い、不良箇所の早期発見に努める。

(7) 児童虐待への危機管理

- ① 虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、子どもの安全確保を最優先し、必要に応じて専門機関との連携を行う。
- ② 施設内虐待の防止策として、研修及びチェックリストの活用等による職員の教育及び意識啓発に努める。

(8) あり方検討会の実施

あり方検討会にて、新規入所につなげるために、行政機関との合同連絡会議開催内容についての検討を行う。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

① 意見箱の設置と活用

意見箱「みなさまの声」「そうだんばこ(子ども用相談カード)」を設置するとともに、苦情・要望・相談に対する迅速かつ適切な対応を図る。

② アンケートの実施・結果の周知

施設行事に関するアンケート及び法人全体の利用者アンケートを実施し、ニーズの把握に努める。また、結果については、館内掲示や利用者懇談会で周知する。

③ 利用者説明会・利用者懇談会の開催

利用者へ年間事業計画を周知し、利用者から意見や要望を聞き、利用者が生活しやすい環境づくりや支援に反映させる。

(2) 地域、関係機関との連携

① 地域との相互理解及び連携の機会として、地域自治会活動（「ごみゼロ運動」「地域防災訓練」「防犯パトロール」等）へ参加する。

② 母子の自立支援のため、行政機関、関係福祉機関、学校関係、保育園等と連絡を取り、情報を共有したネットワークを有効に活用する。

(3) 実習生の受入れ

① 担当者を設置し受入れにあたり、オリエンテーションの実施、スケジュール等の作成を行う。

② 実習生の受入れについて基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的な実習指導を行うことで、将来的な福祉の人材育成につなげる。

(4) 専門性の向上

職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の質を高めるため、事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修

ア 埼玉県母子生活支援施設協議会主催研修

イ 関東ブロック母子生活支援施設研究協議会・全国母子生活支援施設協議会主催研修

ウ 埼玉県社会福祉協議会・さいたま市社会福祉協議会主催研修

エ 埼玉県婦人相談センターDV相談室等が主催する研修

オ 子どもの虹情報センター主催研修

カ 市、県が主催する研修

② 職場研修（内部）

ア 外部研修の報告会

イ 事業団主催研修等の伝達研修

③ 会議・面談

ア 職員ミーティング（毎日）

イ 職員会議（月1回及び必要に応じて）

ウ ケース会議（月1回及び必要に応じて）

エ 合同連絡会議（年1回の行政機関との連絡会議）

オ 自立支援面談（年2回の利用者、行政機関、施設の三者面談）

7 年間行事等

開催月	行事名
4月	進級・入学お祝い会、利用者説明会
5月	子どもの日（通常入所者・アフター）、母の日、ごみゼロ運動①、害虫駆除
6月	消防署立ち会い避難訓練、春季健康診断
7月	七夕
8月	夏祭り（通常入所者・アフター）
9月	お月見、利用者懇談会①、わくわくタイム①

10月	ハロウィン、不審者対策訓練、母親学習会、地域防災訓練
11月	秋季健康診断、ごみゼロ運動②、わくわくタイム②
12月	お楽しみ会（通常入所者・アフター）
1月	お正月
2月	節分、わくわくタイム③
3月	ひなまつり、利用者懇談会②
定期	避難訓練（月1回）、誕生日カード配付（随時）

【20】 児童センター

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| (1) 三橋児童センター | (7) 片柳児童センター | (13) 向原児童センター |
| (2) 植竹児童センター | (8) 春野児童センター | (14) 大戸児童センター |
| (3) 天沼児童センター | (9) 馬宮児童センター | (15) 大久保東児童センター |
| (4) 宮原児童センター | (10) 文蔵児童センター | (16) 岩槻児童センター |
| (5) 植水児童センター | (11) 浦和別所児童センター | (17) 仲本児童センター |
| (6) 本郷児童センター | (12) 与野本町児童センター | (18) 尾間木児童センター |

2 施設の基本理念

＜全センター共通＞

基本理念	すべての子ども、子育て家庭が地域の中で笑顔でつながる児童センターを目指します。
基本方針	遊び及び生活を通じた子ども・若者の発達の増進を支援します。
	子育て家庭への支援を充実させ、提供します。
	サードプレイスとして子どもの安定した日常生活を支援します。
	困難を抱える子ども、若者の支援を行います。
	地域の健全育成における拠点機能の充実を図ります。

3 今年度の施設取組計画

＜三橋児童センター＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
安全に安心して過ごせるよう環境整備を行い、居心地の良い施設づくりを目指す。	月1回以上環境整備を実施する。整備計画を実施し、1年間の利用者数前年度比2%増
期待されるサービス、ニーズを的確に把握し、時代や社会情勢を捉えた事業を充実させる。	立案した新規事業を実施。新規事業の広報活動を行う。
よりよいサービス提供ができるよう、職員個々の専門的な知識、技術(職員能力)の向上を図る。	職場内研修年6回以上実施。職員企画研修、各職員1回以上実施

＜植竹児童センター＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子育てが孤立しないよう、児童センターが居場所のひとつとなるような環境作りをし、専門の相談を定期的実施する。また、下校パトロールを行い、地域に貢献する。	相談業務の定期的な実施、下校パトロール年6回実施、利用者に関する情報交換年3回
サービスの質を維持し、さらに高めるため、職場内研修や外部研修を積極的に受け、職員の専門的な知識、技術の向上を図る。	児童館論の読み合わせ年6回、児童クラブマニュアルの読み合わせ年6回、内部研修年5回実施
地域における福祉ニーズを検討、実施に向けて進めていく。	フードバンク年2回実施、関係機関との連携

＜天沼児童センター＞

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
公民館事業に職員を派遣するなどし、施設のPRを行うことで広く施設を知ってもらい、利用につなげる。	公民館の利用者と連携して新たな事業を計画する。
利用者に児童センターや関連施設の事業内容を周知し、子育て支援の一端を担っていく。	発達相談に関する事業を実施する(1回)

利用者へのサービス向上を目指し、積極的に研修に参加し個々のレベルアップを図る。	職員企画の研修を検討する。
---	---------------

<宮原児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域の社会資源を学び、自館の事業と連携させていく。	5月末で休館となり、民生委員の来館は依頼できないが、令和7年度の計画を作る。
近隣の公園での活動を実施	今年度の公園活動は実施できないが児童の主体的遊びを子どもスタッフ中心にどう展開するか計画する。
施設内研修を発展させた形で宮原から児童厚生員研修で発信する。	職員が他館に派遣されるため今年度は実施できないが、令和7年度の内容を検討準備する。

<植水児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子ども自らが「遊び」を発想し実践することをサポートし、子どもの参画を促す取組の実践へ繋げる。	児童センター運営協議会への子どもの参加(1回以上)
地域関係機関との連携により、子どもたちに身近な地域へ興味をもってもらい、地域福祉力向上に向けた新たな取組を構築する。	地域関係機関と連携した地域福祉力向上に向けた新しい取組を立案する。(1つ以上)
新たな情報発信の方法を構築するとともに、中高生世代のニーズ把握に努め、求められる居場所づくりの実現を図る。	中高生世代との意見交換を実施(1回以上)

<本郷児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
地域とのネットワークを構築し、地域事業に出向きアウトリーチするとともに多くの地域住民に児童センターを理解し利用してもらうための広報活動を実施する。	新規広報活動を1ヵ所以上実施する。
子どもボランティア活動の取組みをととして子どもの参画する力や主体性を育み、自己実現できる事業展開を実現する。	子どもボランティアが考え計画した事業を実施する。
職場内研修を計画的に実施することにより、職員間で専門的知識・技術を高め合い、実践に生かしていく。	内部研修を2回以上、実施する。

<片柳児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
新しい生活様式に沿った施設利用を展開し、利用者の自発的・主体的な活動を支援する。	利用者の自発性・主体性を重視した環境の整備を行う。(事業含む)
運営協議会や事業を通じて、地域団体や関係機関と連携し、地域に開かれた児童センターを目指す。	関係機関との共同事業を通じて連携していく。
職場内研修を行い、業務に関する知識を共有し、職員の専門性を高める。	センター業務に関する内容(レク・救急法)の職場内での伝達研修を毎月実施

<春野児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもの参画や主体性を育むための事業を考察し、実施する。	子どもの主体性を育む事業を実施する。
地域の拠点施設となるよう、地域団体のネットワークを強化する。	地域団体との協働事業を実施する。
職場内研修を計画的に実施し、児童センター職員としての専門知識・技術を高める。	職場内研修を3回実施する。

<馬宮児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
SNSについて職員間で共通理解をしたうえで、知識をさらに深め、魅力的な広報発信に努める。	YouTube【さいたま市立児童センター公式チャンネル】に動画をアップロードしX(旧 Twitter)連携の効果分析をする。
職場内研修の充実	職場内研修を年間11回実施する。
緊急時においても途切れることのないサービスを提供するために、各種マニュアルの整備・見直しを行う。	事業継続計画について地域との連携等の検討を行う。

<文蔵児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもたちが児童センターの事業について意見を発信でき、主体的に活動できる場を設定するなど、利用者本位の支援を行う。	小中学生の利用者にむけて、児童センターの事業について意見を言える場を設定する。
地域の拠点施設として、様々な利用者ニーズに対応できるよう、職員の専門性を高める。	他施設の事例等を検証し、自施設に置き換えた場合の対応方法等を考えるための職場内研修を行う。
利用者にとって安全・安心な事業運営を行い、地域の中で安定した施設管理を継続する。	指定管理受託後、新たな事業計画書に基づいて、利用者および地域の関係機関にむけて事業運営についての説明を行う。

<浦和別所児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもスタッフを通して、子どもの「やりたいこと」を一緒に計画・実行していくことで子どもの主体性を育む。	子どもスタッフを中心として、企画や事業を実施し、成果をPRして子どもの達成感につなげる。 (年1回)
中高生のニーズの把握に努め、利用促進を図るとともに、主体的に活動できる環境を整える。	年間利用者数を令和5年度から3%増やす。
事業団研修や外部研修を受講し、職員間で共有することで、児童厚生員としての知識や技術を向上させていく。	子どもを取り巻く問題等について、内部研修の実施(年1回)

<与野本町児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもの自主性や自己実現の場を提供し、子ども参画事業を実施することで、子どもの主体的活動を支援する。(年1回)	子ども参画事業の実施(年1回)
児童センターの活動内容を広報するとともに、地域との連携を強化し、地域における子育て支援と健全育成に貢献できるように推進する。	児童センターのPR活動(年3回) 運営協議会の開催
中高生世代の自主性を尊重し社会性を育めるように援助し、安心して過ごせる居場所づくりを目指す。	中高生世代のニーズに沿った事業の実施(年1回)

<向原児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもの参画や主体性を育む	「子どもがつくるまち」事業のエッセンスを取り込んだ館内事業の実施
地域で子どもを育てる観点から、地域福祉の活性化を目指す。	子どもとのコミュニケーションを図るため、カフェコーナーを設ける。
子どもの権利条約に基づいて職員の専門性を育てる。	子どもの権利条約について、1年間で全54条を確認できる方法を実施する。

<大戸児童センター>

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
運営協議会委員を増やし、運営協議会を年1回開催する。	委員9名による協議会の開催(年1回)

利用者アンケートや苦情等から見える要望を把握し、改善に努める。	利用者の要望や苦情、不満等を 5 件検討する。
職場内研修(OJT)の充実を図り、資質向上を目指す。	職場内研修 6 回実施

<大久保東児童センター>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
地域にある様々な機関・団体と連携を図り、地域の健全育成における拠点機能の充実を目指す。	地域の機関・団体と共催事業を実施する。(年 1 回)
新しい生活様式を取り入れて、利用者の笑顔が見られる事業を実施する。	乳幼児・児童向け館内事業の実施(各 1 回)
働きやすい環境を目指す。	研修内容の活用の実施(1 回)

<岩槻児童センター>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
地域の方々の「得意」や「好き」を生かしながら地域福祉力を高め、地域での見守りや個性豊かにたくましく育っていける子育てネットワークをつくる。	地域の方々と一緒に事業を開催する。(年 1 回以上)
共催事業の実施内容や実施方法について連携先と検討を行い、地域の健全育成におけるネットワークづくりを推進する。	新たな地域の機関、団体と共催事業を実施する。(年 1 回)
中高生が将来自立した生活ができるように環境を設定し、支援する。	中高生が、将来自立できるように長期休みを中心にボランティアとして活躍する。(1 人 1 回経験する)

<仲本児童センター>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
放課後児童クラブとの連絡・協働	児童クラブへの職員派遣・事業合同開催(年 1 回) 新しい取組の打ち合わせ準備期間
乳幼児親子のニーズに沿った事業を展開する。	乳幼児事業に関するアンケート結果を基にした事業を実施(1 回以上) 3 年間の実績と R5 年度のアンケート結果を基に、新規事業の検討
仲本全体の職場内研修以外に、児童センター担当職員内部研修を実施することで、安心して業務に取り組めるようにする。	研修の実施 成果物作成と共有(1 テーマ) 3 年間の成果物を見直し、次年度の研修テーマを検討

<尾間木児童センター>

令和 3 年度～令和 7 年度施設目標	今年度の目標
地域団体と連携した事業の実施。	複数の地域団体と連携した事業を年 1 回実施する。
複合施設内で連携した事業の実施。	緑消防署と連携した事業を年 2 回実施する。
伝達研修を行い、研修内容を共有し専門性を高める。	職員 2 名が内外問わず研修に参加し、2 名とも職場内研修で伝達研修を実施する。

4 具体的計画

(1) 遊び及び生活を通した子ども・若者の発達の増進を支援する。

- ① 遊びを通して、子どもたちの自己肯定感を高め「生きる力の育成」を目指した支援を推進する。
- ② 運動あそびへの親和性を高め、運動に親しむ習慣づくり、バランスの取れた健康的な生活への支援を推進する。
- ③ 週末(土・日曜日)のまとまった時間を利用し、親子向けプログラムの展開や、時間をじっくり

りかけた児童への事業などを推進する。

- ④ 社会参加の機会や将来に向けての進路選択、職業について学ぶための様々な専門的プログラムを実施する。

(2) 子育て家庭への支援を充実させ、提供する。

- ① 子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、地域の子育てニーズを把握するよう努める。
- ② 土・日もオープンしている利点を生かし、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、働きながら子育てをしている家庭も参加しやすい事業を実施し、仕事と子育ての両立に向けた支援を推進する。
- ③ 地域の相談窓口の役割を果たせるよう、センター職員の資質向上を図る。
- ④ 児童相談所・家庭児童相談室などとの連携を強化させ、子育てに関する不安や悩みに適切に対応する。

(3) サードプレイスとして子どもの安定した日常生活を支援する。

- ① 児童厚生員がコーディネーター的役割を担い、地域の様々な大人や協力団体と連携しながら、中高生世代の誰もが安心して「行きたい」「居たい」と思えるような地域の居場所づくりを推進する。
- ② 子どもの一人ひとりの声をしっかり受け止め、尊重し、子どもの「やってみたい」気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を優先する。
- ③ 老人憩いの家を併設しているメリットを生かし、高齢者との世代間交流事業を推進する。
- ④ 社会参加の機会や将来に向けての進路選択、職業について学ぶための様々な専門的プログラムを実施する。

(4) 困難を抱える子ども・若者の支援を行う。

- ① 困難を抱える子どもや家庭に対し、地域の関係機関と連携しながら支援をしていく。
- ② 地域に設置され、気軽に利用できる児童センターのメリットを生かし、地域の相談窓口として、関係機関との連携を取りながら、利用者の不安や悩みに適切に対応する。
- ③ 子どもが互いに協力しながら活動できる事業・環境づくりに配慮しながら、活動を通じて子どもの状況を把握し、問題の早期発見に努め、貧困、虐待防止対策に努める。
- ④ 地域に設置され気軽に利用できる児童センターのメリットを生かし、地域の相談窓口として、関係機関との連携を取りながら、利用者の不安や悩みに対応する。

(5) 地域の健全育成における拠点機能の充実を図る。

- ① さいたま市内全域で幅広いライフステージを対象とした施設運営を行う組織としてのスケールメリットを最大限に生かし、施設間の有機的連携を図る。
- ② さいたま市内全児童センターにおける交流事業を推進する。
- ③ 地域社会で子どもに関わる組織・団体とパートナーシップを保ちながら、地域住民の子ども・子育て問題への関心を高め、住民の問題解決能力を促進するよう働きかける。
- ④ 地域住民からボランティアを積極的に発掘し、継続的に児童センターの活動に参加していただくことを通じて、事業内容の充実を図りながら、ボランティアを育成する。
- ⑤ 関係機関と連携して、防犯教室や交通安全教室を実施し、子ども・保護者の防犯意識を高め、安全・安心なまちづくりに寄与する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 日常的な清掃及び施設内外の環境整備を徹底する。
- ② 感染症等の流行、まん延を防止するため、設備や備品の消毒をはじめとした衛生対策を行う。
- ③ 館内にポスターを掲示し、感染症に対する注意喚起を行う。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計・統計を行うとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明及び再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不特定多数の方が利用する施設であることから、不審者が侵入しやすい状態でもあるため、不審な来館者には職員から声掛けを行い、明確な来館目的等がなければ利用できないことを伝え、侵入を防止する。
- ② 「危機管理マニュアル」に基づき、警察署の指導による不審者侵入を想定した対応訓練を行い、非常時に備える。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」及び「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報に関する基本方針」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報保護規程」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」、「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう「誓約書」を法人へ提出する。
- ④ 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する教育を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理の徹底を行う。

(5) 災害対策

- ① 法人の「危機管理計画」に基づき、火災対策や地震、豪雨による水害、大雪といった天災対策の基本として定められた「災害対策計画」及び「危機管理マニュアル」、各施設で作成した「災害対応BCP」のもと、あらゆる災害が発生する可能性を想定し、防災知識の普及や啓発、防災備品の整備等、被害の発生の予防、軽減や二次災害の防止となる取組を行う。
- ② 「さいたま市地域防災計画」に位置付けられた洪水浸水想定区域内の施設(植水、春野、馬宮、文蔵、向原、大戸、大久保東)においては、「避難確保計画」に基づき防災教育及び避難訓練を行う。
- ③ 災害が起きた場合は利用者等の生命および身体を守り、被害を最小限にできるよう、迅速な応急復旧対策を行う。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主

点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。

- ② 施設・設備の適正な管理と計画的な修繕のために、「施設・設備修繕計画書」を作成し、計画的に各所修繕や部品交換等を行う。
- ③ 備品の管理にあたっては「備品台帳」を作成するとともに、新たな事業や計画的な備品整備のため、「備品等整備計画書」を作成する。

(7) あり方検討会の設置

あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映する取組

- ① 利用者意識の傾向を探り、意見や要望を事業に反映できるよう、利用者アンケートを年1回全施設一斉実施する。また、意見や要望に対して具体策や回答を作成する。
- ② 新たなニーズの発見につなげられるよう、行事参加者へアンケートを取る。
- ③ 苦情、要望を常設してある「みなさまの声」で聴取し、迅速に対応する。
- ④ 利用者と職員が直接話し合う利用者懇談会等の機会を設定し、施設運営に生かす。
- ⑤ 中高生世代の利用者に対し、職員とともに事業運営について主体的に考える場を設定する。

(2) 地域関係機関との連携

- ① 行政・NPO等の団体との情報交換や連絡、調整を図り、協働による子育て支援事業の充実を図る。
- ② 自治会、青少年育成会、民生委員、児童委員、主任児童委員等との相互理解を深め、共催事業や世代間交流事業を実施する。
- ③ 小・中・高等学校と連携して、地域の子どもの見守り、「未来(みら)くるワーク」「インターンシップ」等の受入れや「放課後チャレンジスクール推進事業」への協力を行う。
- ④ 児童センター運営協議会を開催し、地域の方々との意見交換等をとおして、活動の充実を図り、地域の中核としての施設づくりを行う。

(3) 専門性の向上

- ① 研修
 - ア 事業団主催研修
 - イ 児童厚生員研修
 - ウ 施設見学・事業見学と情報交換研修
 - エ 職場内研修
 - オ 外部派遣研修
- ② 児童センターサービス(業務)マニュアル、児童センター危機管理マニュアルの活用
- ③ 職員育成プログラム検討会議において、人材育成のための職責別のプログラムを作成し人材育成に活用する。

(4) 施設間連携の強化

- ① 児童センター館長会議(月1回)
 - ② 事業責任者会議(月1回)
 - ③ 児童厚生員会議
- ※ 分科会として、以下の会議を組織する。

- ・ 実務検討会議
- ・ 支援検討会議
- ・ 事業検討会議

④ 児童発達支援センター等と連携した発達相談(年1回以上)

⑤ 老人福祉センターとの連携

7 年間行事等

<全館共通行事>

開催月	行事名
7月	高校生と乳幼児のふれあい交流事業(7~8月)
11月	児童センターフェスタ
3月	中高生パフォーマンスフェスタ
その他	運営協議会、中高生世代時間延長対応、避難訓練、児童発達支援センター等との発達相談、未来くるワーク・インターンシップ・実習生の受入れ、図書の貸出し

<三橋児童センター>

開催月	行事名	
5月	三橋公民館共催事業(幼児家庭教育学級)	
6月	歯みがき指導講座、乳幼児育児相談①	
7月	おたのしみ会(乳幼児・児童)、夏休みイベント①	
8月	夏休み世代間交流事業、夏休みイベント②、サマーチャレンジ	
10月	離乳食講座、乳幼児育児相談②	
11月	三橋公民館共催事業(親学)	
12月	おたのしみ会(乳幼児・児童)、おおそうじをしよう	
2月	乳幼児育児相談③、三橋・馬宮・植水合同イベント	
定期	毎日	中高生タイム、スタディールーム、ランランランチ
	週1回	あそびのひろば(0、1歳以上向け)、一輪車タイム、プラレールの日
	月1回	工作タイム、おはなしの部屋、おおきくなったかな、おもちゃの病院
	その他	乳幼児タイム、大成親子サロン(公民館)、地区社協出前事業、子どもボランティア活動、子ども会議、季節イベント、三橋小、宮前小放課後・土曜チャレンジスクール、プチタイム、家庭児童相談員による子育て相談

<植竹児童センター>

開催月	行事名	
6月	親子ひろば in 日進コミセン①、おおきくなったかな①(身体測定)	
7月	夏まつり、離乳食講座、ものづくり教室	
8月	防犯教室、映写会	
9月	植竹公民館わくわく子育てプログラム	
10月	おおきくなったかな②(身体測定)、日進公民館ハイハイサロン	
11月	親子ひろば in 日進コミセン②、歯みがき指導	
12月	お楽しみ会、映写会	
1月	昔あそび	
2月	保健師講話、植竹こども音楽祭、親子ひろば in 日進コミセン③、おおきくなったかな③(身体測定)	
3月	ハンドベル発表会、映写会	
定期	毎日	幼児タイム、中高生タイム
	週1回	コマ・けん玉タイム、卓球タイム
	月1回	おはなし会、助産師による育児相談
	その他	工作タイム、ハンドベルクラブ、プチタイム、ハイハイサロン、家庭児童相談員による子育て相談

<天沼児童センター>

開催月	行事名	
5月	大宮東公民館共催イベント(百人一首)	
6月	栄養士による離乳食講座、交流ふれあい花だん①	
7月	お楽しみ会	
8月	夏の工作タイム	
9月	保健師による講座	
11月	交流ふれあい花だん②	
12月	お楽しみ会	
1月	かきぞめの日	
2月	歯科衛生士によるはみがき講座	
定期	毎日	中高生タイム
	週1回	0さいひろば、1・2さいひろば
定期	月1回	工作タイム、プラレール
	その他	東公民館ひがしっこひろば(職員派遣)、チャレンジタイム、読み聞かせ、子ども会議、家庭児童相談員による子育て相談

<宮原児童センター>

開催月	行事名	
4月	チャレンジタイム、宮原公民館すくすくサロン①	
5月	こいのぼりを作ろう、宮原公民館すくすくサロン②	
6月	親子ひろば in 日進コミセン①、日進公民館親子サロン、宮原公民館すくすくサロン③	
7月	宮原公民館すくすくサロン④	
9月	宮原公民館すくすくサロン⑤	
11月	親子ひろば in 日進コミセン②、宮原公民館すくすくサロン⑥	
1月	日進公民館ハイハイサロン①、宮原公民館すくすくサロン⑦	
2月	日進コミセン子どもまつり、親子ひろば in 日進コミセン③、宮原公民館すくすくサロン⑧ 日進公民館ハイハイサロン②③	
定期	毎日	遊戯室であそぼう(2月末まで)
	週1回	ハイハイサロン、プチタイム(週2回)、工作タイム(すべて5月末まで実施)
	月1回	おりがみ教室、宮原お手伝いスタッフ活動(すべて5月末まで実施)
	その他	宮原小、つばさ小放課後・土曜チャレンジスクール

<植水児童センター>

開催月	行事名	
5月	(仮称)育児相談①(西区保健センター共催)	
6月	(仮称)はみがき教室(西区保健センター共催)	
7月	ちびっこサンサンまつり	
8月	子ども福祉体験教室(植水地区社協共催)、夏休み交流事業(囲碁教室/将棋教室/手話ダンス) すくすく教室(植水地区社協共催・西区保健センター協力)	
9月	(仮称)乳がん自己検診法(西区保健センター共催)	
10月	(仮称)幼児食教室(西区保健センター共催)	
11月	西区ふれあいまつりステージ発表、植水交流まつり/あそびの教室(植水地区社協共催)	
1月	館内ドッジボール大会、(仮称)育児相談②(西区保健センター共催)	
2月	三橋・馬宮・植水合同イベント	
定期	毎日	ちびっこタイム、中高生タイム、図書の貸し出し
	週1回	ドッジボールタイム、あそびのひろば
	その他	ランチタイム、工作タイム、伝承あそびタイム、シネマランド、ティーンズカフェ、おおきくなつたかな、家庭児童相談員による子育て相談 ※三世代交流体験活動(青少年育成植水地区会主催)、※指扇地区乳幼児向けサロン(指扇地区社協主催)、※青少年育成子どもまつり(青少年育成植水地区会主催)、※子ども会事業(自治会主催)、※西区子育てフェア ●※は職員派遣、

<本郷児童センター>

開催月	行事名	
4月	新1年生あつまれ	
5月	子ども会議、チャレンジタイム①、環境ボランティア①	
6月	世代交流じゃがいも掘り、親子ひろば in 日進コミセン①、親子ひろば in 東大宮コミセン①、工作①	
7月	夏のおたのしみ会(幼児、児童)、チャレンジタイム②、ものづくり教室	
8月	映画会、工作②	
9月	チャレンジタイム③、食育講座	
10月	ハロウィンイベント、工作③	
11月	親子ひろば in 日進コミセン②、チャレンジタイム④、保健師講話、環境ボランティア②	
12月	冬のお楽しみ会(幼児、児童)、工作④	
1月	チャレンジタイム⑤	
2月	親子ひろば in 日進コミセン③、親子ひろば in 東大宮コミセン②、工作⑤	
3月	春のおたのしみ会(幼児、児童)	
定期	毎日	中高生タイム
	週1回	ハイハイサロン、プチタイム、子どもボランティア活動
	月1回	幼児お誕生会(身長・体重測定)
	その他	放課後チャレンジスクール、地区社協子育てサロン、ベビーマッサージ、三世代交流事業、家庭児童相談員による子育て相談

<片柳児童センター>

開催月	行事名	
5月	子どもの日工作	
6月	児童センター憩いの家交流ふれあい花壇、見沼区子育てはじめましてサロン(地域関係機関協力)、食育講話	
7月	サマーフェスタ(乳幼児、児童)	
10月	歯みがき講話	
11月	ふれあい花壇、食育講話、救急法	
12月	ウィンターフェスタ	
1月	乳がん自己検診法	
2月	歯みがき講話	
定期	毎日	中高生タイム、卓球タイム、バドミントンタイム、ドッジボールタイム
	週1回	ハイハイサロン、ヨチヨチひろば、わんぱくひろば
	月1回	誕生祝い、お父さんと遊ぼう、プチひろば
	その他	助産師来館事業、おはなし箱、海老沼小・片柳小放課後・土曜チャレンジスクール、ふるさと発見子どもまつり(青少年育成片柳地区会主催)、子育てサロン『ピヨピヨ』(地区社協主催)

<春野児童センター>

開催月	行事名	
4月	新1年生あつまれ!	
5月	児童福祉週間イベント	
7月	幼児向けおたのしみ会①、児童向けおたのしみ会、アーバンまつり	
8月	夏休みイベント、土曜公民館講師	
9月	子どもシニアイベント	
10月	七里おやこフェスティバル、子育てはじめましてサロン(地域関係機関協力)	
11月	館内ドッジボール大会、春岡ふれあいフェスティバル	
12月	幼児向けおたのしみ会②	
1月	おばけやしき	
3月	幼児向けおたのしみ会③、はるのまつり	
定期	毎日	ドッジボールタイム、中高生タイム
	週1回	一輪車タイム、土曜イベント(工作・クッキング・シネマ、チャレンジなど)、みんなのひろば
	月1回	大きくなったかな&お誕生会、つくしんぼ(七里社協共催事業)
	月2回	春岡親子サロン(公民館共催事業)、ハイハイサロン(0歳児)

定期	その他	放課後チャレンジスクール、赤ちゃんサロン(0歳児)、(公民館共催事業)
----	-----	-------------------------------------

<馬宮児童センター>

開催月	行事名	
6月	(仮)にしっこさん いらっしゃい①(西区保健センター共催)	
7月	サマーフェスタ(幼児・児童)	
9月	中学生と乳幼児ふれあい交流事業(職員派遣)、離乳食講座(栄養士)、(仮)にしっこさん いらっしゃい②(西区保健センター共催)	
10月	ハロウィンパーティー、消防車見学、歯科相談(歯科衛生士)(仮)にしっこさん いらっしゃい③(西区保健センター共催)	
11月	西区ふれあいまつり、コミセンまつり、からふる子育てクラブ(馬宮公民館共催)、育児講話(保健師)、(仮)にしっこさん いらっしゃい④(西区保健センター共催)	
12月	ウィンターパーティー(幼児、児童)	
1月	お正月あそび	
2月	三橋・植水・馬宮合同イベント	
定期	毎日	卓球タイム、フリースペース、中高生スタディールーム
	週1回	ドッジボールタイム、プラレールであそぼう
	月1回	年齢別幼児事業(ハイハイサロン・なかよしひろば)、ストーリータイム
	その他	地区社協出前事業(馬宮・指扇・内野)、家庭児童相談員による子育て相談

<文蔵児童センター>

開催月	行事名	
4月	新1年生オリエンテーション	
5月	子どもの日お楽しみイベント	
6月	栄養士による「食育講座」①、保健師による「乳がんセルフチェック講座」等①、おもちゃコンサルタントによる「おもちゃの広場」①	
7月	夏のお楽しみ会(幼児)、夏休みフェスタ(小学生)、ちびっこワイワイひろば①(文蔵公民館共催)	
8月	子ども公民館(文蔵公民館共催)	
9月	歯科衛生士による「歯みがき講座」①、ちびっこワイワイひろば②(文蔵公民館共催)、六辻スマイルひろば①(六辻公民館共催)	
10月	ハロウィンフォトコーナー	
11月	おもちゃコンサルタントによる「おもちゃの広場」②、六辻スマイルひろば②(六辻公民館共催)	
12月	冬のお楽しみ会(幼児)、冬休みフェスタ(小学生)	
1月	歯科衛生士による「歯みがき講座」②、保健師による「乳幼児の発達と健康に関する講座」等②、六辻スマイルひろば③(六辻公民館共催)	
2月	栄養士による「食育講座」②	
3月	ちびっこワイワイひろば(文蔵公民館共催)③、六辻スマイルひろば④(六辻公民館共催)	
定期	毎日	日替わりおもちゃ
	週2回	赤ちゃんルーム
	月1回	バースデーフォトコーナー、測定の日
	その他	プチタイム、あそぼう!ひろば、赤ちゃんひろば、たのしく作ろう、チャレンジタイム、ドッジボールタイム、卓球タイム

<浦和別所児童センター>

開催月	行事名	
6月	乳幼児向け食育講座	
7月	夏のおたのしみ会、人形劇(自治会共催)	
8月	県警あおぞら防犯教室	
9月	おもちゃの広場①	
11月	はみがき講座、ふれあいまつり(自治会共催)	
12月	冬のおたのしみ会	
1月	お正月あそび月間、ねえ♪あそぼ!!(コミセン共催)	
2月	なわとび月間、おもちゃの広場②	

3月	卓球月間	
定期	毎日	中高生タイム、キッズ(ユース)ボランティア
	週1回	ひよこひろば、りすひろば、うさぎひろば、パパもいっしょにプチタイム、エンジョイタイム
	月1回	大きくなったかな、お誕生会、スターチス、おひざだっこのお話し会
	その他	プチタイム、卓球タイム、浦和別所小学校チャレンジスクール、子どもスタッフ会議、おもちゃの病院、おはなしでてこい、わくわくタイム、小学生タイム

<与野本町児童センター>

開催月	行事名	
4月	1年生生まれ	
5月	歯みがき指導①、児童センターde花づくり①	
6月	育児講話と乳がん自己検診法	
7月	夏のおたのしみ会(幼、児)、夏休み体験教室	
8月	夏の工作タイム	
9月	食育講話①	
10月	消防署立ち合い避難訓練、中高生イベント①	
11月	中央区区民まつり、児童センターde花づくり②	
12月	冬のおたのしみ会(幼)	
1月	お正月あそび、歯みがき指導② 子どもシニア交流イベント①	
2月	食育講話② 子どもシニア交流イベント②	
3月	中高生イベント②	
定期	毎日	中高生タイム スタディールーム
	月1回	おはなし会、おはなしひろば、作ってみよう
	月2回	0歳児あつまれ、ヨチヨチペンギン、ピョンピョンうさぎ
	その他	本町っ子ひろば、ファミリータイム、プチタイム、おもしろ記録会、パパと一緒にあそぼう、おおきくなったかな、バースデーフォト、みんなであそぼう、アスレチックタイム(幼児向け)、家庭児童相談員による子育て相談

<向原児童センター>

開催月	行事名	
5月	食育講話、児童センターde花づくり①	
6月	歯みがき指導	
7月	夏のおたのしみ会、小学生夏まつり	
8月	夏の工作タイム	
9月	高齢者との交流事業	
10月	ハロウィンパーティー、育児講話と乳がん自己検診法	
11月	中央区区民まつり、ドッジボールタイム、児童センターde花づくり②	
12月	冬のおたのしみ会、冬の工作タイム、書初めタイム	
1月	食育講話、歯みがき指導	
3月	春のおたのしみ会、中高生卓球タイム	
定期	週1回	0オサロン、プチタイム
	月1回	おたんじょう会、はらっぱ、つくってあそぼう
	その他	小学生夏まつり実行委員会、消防署へ行こう!、上落合小学校放課後チャレンジスクール、下落合小学校土曜チャレンジスクール、地域巡回、フードバンク集荷所、衣類バンク集荷所、文具ボックス受入・文具ボックス設置、今日のきもち、本のだいめい、どうぞのいす、花の水やり、家庭児童相談員による子育て相談

<大戸児童センター>

開催月	行事名	
4月	新入生オリエンテーション	
5月	児童センターde花づくり①、ベビーヨガ	
6月	食育講話①	
7月	夏フェス(幼児・児童)、歯みがき指導①	

8月	夏休み工作、夏チャレンジ、シネマタイム	
9月	ポップコーン①(大戸公民館子育てサロン)、ベビーヨガ	
10月	育児講話と乳がん自己検診法	
11月	中央区区民まつり、大戸公民館まつり、児童センターde花づくり②	
12月	冬フェス(幼児・児童)、ポップコーン②(大戸公民館子育てサロン)、冬休み工作、冬チャレンジ	
1月	ベビーヨガ、シネマタイム、けん玉チャレンジ	
2月	食育講話②	
3月	歯みがき指導②	
定期	毎日	卓球タイム
	週1回	ハイハイサロン、中高生タイム
	月1回	おおきくなったかな、バースデーウィーク
	その他	プチタイム、ファミリーたいそう、プラ鉄タイム、つくってあそぼう、チャレンジタイム、与野南小わくわくチャレンジ、おおっとクラフトタイム、家庭児童相談員による子育て相談

<大久保東児童センター>

開催月	行事名	
5月	工作タイム①	
6月	パパとあそぼう①、親子ヨガ(保健センター共催事業)	
7月	幼児夏まつり、児童夏まつり、育児相談①(保健センター共催事業)	
8月	電気教室、工作タイム②、キッズダンス	
9月	防犯教室、工作タイム③、ベビーマッサージ	
10月	消防署立会い避難訓練、桜区区民ふれあいまつり	
11月	映画会、親子ヨガ①、育児相談②(保健センター共催事業)	
12月	クリスマスツリー点灯式、幼児冬のおたのしみ会、児童冬のおたのしみ会、工作タイム④、埼玉大学ミュージカルサークルパフォーマンス	
1月	お正月あそび、プチタイム(ししまい)	
2月	体力測定会、パパとあそぼう②、親子ヨガ②、育児相談③(保健センター共催事業)	
3月	卒業お祝い会、幼児春のおたのしみ会	
定期	毎日	中高生タイム
	週1回	プチタイム、すくすくサロン、はっぴいたいむ 1、はっぴいたいむ 2.3.4、ドッジボールタイム、ギネスに挑戦、卓球タイム、キッカーボード
	月1回	プチ工作、おはなし会、親子囲碁教室、キッズイングリッシュ、おもちゃの電車であそぼう
	その他	保健師・栄養士・歯科衛生士による講話、公民館合同避難訓練、子ども会議

<岩槻児童センター>

開催月	行事名	
4月	幼児向けプラネタリウム①	
5月	児童福祉週間イベント	
6月	わくわくクッキング①、親子であそぼうプチサロン(ささぼし共催)①	
7月	夏まつり、館内ドッジボール大会①、退職校長会共催事業①、幼児向けプラネタリウム②	
8月	お化け屋敷、紙すき体験(第1やまぶき共催)	
9月	わくわくクッキング②	
10月	ハロウィンパーティー(南部・本町公民館共催)、幼児向けプラネタリウム③、はじめて応援活動①(岩槻区支援課共催)、親子であそぼうプチサロン(ささぼし共催)②	
11月	デイキャンプ、西原中乳幼児ふれあい体験	
12月	スペシャルプラネタリウム、クリスマス会(南部・本町公民館共催)、中高生わくわくクッキング③、退職校長会共催事業②	
1月	冬のお楽しみタイム、はじめて応援活動②(岩槻区支援課共催)	
2月	わくわくクッキング④	
3月	卒園・卒業を祝う会、館内ドッジボール大会② 親子であそぼうプチサロン③(ささぼし共催)	
定期	毎日	ドッジボールタイム、中高生タイム
	週1回	プラネタリウム、一輪車タイム、映画会

定期	週 2 回	プチタイム、中高生夜間時間延長(午後 7 時まで)
	月 1 回	スターウォッチング、まんままんま、キッズ英語、ママのためのヨガ、おもちゃの病院、親子工作、なんぶ子育てサロン(南部公民館共催)
	月 2 回	赤ちゃんサロン、お琴クラブ、お誕生会(赤ちゃんサロン、プチタイム)、ティーンズカフェ
	その他	乳幼児向け絵本の読み聞かせ(岩槻図書館共催)、西原小チャレンジスクール、助産師相談事業、防災訓練、コミセン地域連絡協議会、映画会、おたから市(いわつき子育て応援隊)子どものためのヨガ、小学生工作、フードパントリー、まちかど雛めぐり、ママのためのプラネタリウム、保健センター共催事業、近所のおじちゃん・おばちゃん事業

<仲本児童センター>

開催月	行事名	
4 月	おはなし会①	
5 月	浦和区子育て応援サロン①(浦和区支援課協働事業)、育児相談&すくすく測定(保健センター共催)①、仲本ファーム、仲本荘合同ぬりえ展示会	
6 月	交通安全・防犯教室、助産師による講話①	
7 月	子ども会議①、夏のお楽しみ会(小学生)、夏のお楽しみ会(乳幼児)、出張あそび教室	
8 月	電気教室、夏休み工作タイム、ドッジビータイム①、みんなでつくろう!(ボランティア工作)、おはなしひろば(小学生)①、仲本公民館共催事業①、仲本荘合同交流事業、助産師による講話②	
9 月	浦和区子育て応援サロン②(浦和区支援課協働事業)、育児相談&すくすく測定(保健センター共催)②	
10 月	おはなし会(食育)②、ハロウィンパーティー(乳幼児お楽しみ会)	
11 月	助産師による講話③、仲本公民館文化祭参加、認知症サポーター養成講座、歯科指導	
12 月	子ども会議②、冬のお楽しみ会(小学生)、仲本公民館共催事業②	
1 月	お正月あそび、ドッジビータイム②、育児相談&すくすく測定(保健センター共催)③	
2 月	助産師による講話④	
3 月	食育イベント、ピーコック工作タイム、おはなしひろば(小学生)②	
定期	毎 日	けん玉検定、中高生タイム、中高生部屋貸し
	週 1 回	卓球タイム
	月 1 回	おはなしひろば(乳幼児)、プラレールであそぼう、ディスコンゲーム
	その他	ハイハイサロン、土日プチタイム、プチタイム、生き物調査、小学生工作、親子工作、みんなでつくろう!(ボランティア工作)、お誕生日カード、衣類バンク集荷場

<尾間木児童センター>

開催月	行事名	
4 月	新 1 年生あつまれ	
6 月	エンジョイおやこあそび	
7 月	おまぎサマーフェスティバル(尾間木公民館共催事業①)、映画会(尾間木公民館共催事業②)	
8 月	映画会①	
9 月	複合施設合同避難訓練①	
10 月	運動会ごっこ(尾間木公民館共催事業③)	
12 月	映画会②	
1 月	おまぎプレイランド(尾間木公民館共催事業④)、複合施設合同避難訓練②	
2 月	エンジョイおやこあそび	
3 月	映画会③	
定期	毎 日	幼児タイム、小学生タイム、中高生タイム、中高生勉強応援ルーム貸出し
	週 1 回	卓球タイム
	月 1 回	あかちゃんサロン、よちよちひろば、おおきくなったかな、誕生会、小学生工作タイム、ひだまり文庫、防災訓練
	その他	発達相談、育児相談、歯みがき指導、栄養指導、プチタイム、応急手当講習会、助産師相談事業 おりがみであそぼう、おもちゃの病院、公民館派遣事業、地区社協事業、家庭児童相談員による子育て相談

【21】放課後児童クラブ

1 指定管理（令和6年度～令和10年度）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 宮前放課後児童クラブ | (30) 針ヶ谷放課後児童クラブ |
| (2) 七里放課後児童クラブ | (31) 大東放課後児童クラブ |
| (3) 佐知川放課後児童クラブ | (32) 大谷口放課後児童クラブ |
| (4) 東大宮放課後児童クラブ | (33) 道祖土放課後児童クラブ |
| (5) 神田放課後児童クラブ | (34) 高砂放課後児童クラブ |
| (6) 大砂土放課後児童クラブ | (35) 大谷場東放課後児童クラブ |
| (7) 谷田放課後児童クラブ | (36) 浦和大里放課後児童クラブ |
| (8) 常盤放課後児童クラブ | (37) 与野八幡放課後児童クラブ |
| (9) 大谷場放課後児童クラブ | (38) 大戸放課後児童クラブ |
| (10) 西浦和放課後児童クラブ | (39) 与野本町放課後児童クラブ |
| (11) 大久保東放課後児童クラブ | (40) 与野西北放課後児童クラブ |
| (12) 三室放課後児童クラブ | (41) 下落合放課後児童クラブ |
| (13) 上木崎放課後児童クラブ | (42) 上落合放課後児童クラブ |
| (14) 中尾放課後児童クラブ | (43) 大久保放課後児童クラブ |
| (15) 土合放課後児童クラブ | (44) 中島放課後児童クラブ |
| (16) 仲町放課後児童クラブ | (45) 植水第二放課後児童クラブ |
| (17) 南浦和放課後児童クラブ | (46) 城北放課後児童クラブ |
| (18) 沼影放課後児童クラブ | (47) 太田放課後児童クラブ |
| (19) 栄和放課後児童クラブ | (48) 西原放課後児童クラブ |
| (20) 辻放課後児童クラブ | (49) 城南放課後児童クラブ |
| (21) 北浦和放課後児童クラブ | (50) 岩槻放課後児童クラブ |
| (22) 木崎放課後児童クラブ | (51) 慈恩寺放課後児童クラブ |
| (23) 善前放課後児童クラブ | (52) 東岩槻放課後児童クラブ |
| (24) 田島放課後児童クラブ | (53) 和土放課後児童クラブ |
| (25) 原山放課後児童クラブ | (54) 徳力放課後児童クラブ |
| (26) 大牧放課後児童クラブ | (55) 柏崎放課後児童クラブ |
| (27) 本太放課後児童クラブ | (56) 上里放課後児童クラブ |
| (28) 大門放課後児童クラブ | (57) 東宮下放課後児童クラブ |
| (29) 新開放課後児童クラブ | (58) 野田放課後児童クラブ |

以下の放課後児童クラブは、児童センターに併設

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (59) 三橋放課後児童クラブ | (65) 海老沼放課後児童クラブ（片柳児童センター） |
| (60) 植竹放課後児童クラブ | (66) 春野放課後児童クラブ |
| (61) 天沼放課後児童クラブ | (67) 馬宮放課後児童クラブ |
| (62) 宮原放課後児童クラブ | (68) 文蔵放課後児童クラブ |
| (63) 植水放課後児童クラブ | (69) 浦和別所放課後児童クラブ |
| (64) 本郷放課後児童クラブ | (70) 与野南放課後児童クラブ（大戸児童センター） |

2 施設の基本理念

<全クラブ共通>

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後児童クラブ」を目指します。
基本目標	子どもの健やかな育成を支援します。
	保護者の子育てを支援します。
	子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。

3 今年度の施設取組計画

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもの権利や人権感覚について常に意識することができるよう、研修会を実施する。	子どもの権利や人権感覚に関する研修会の開催
利用者アンケートや苦情申し立て等によって把握した利用者の要望・ニーズを具体化しサービスの向上を図る。	利用者アンケートの見直し
各クラブにおけるOJTの実践を徹底する。	児童クラブ業務マニュアルの見直し

4 具体的計画

(1) 子どもの健やかな育成

① 子どもの最善の利益を守る支援

放課後児童クラブの職員は子どもの権利について十分理解し、「子どもの最善の利益」を守ることができるよう、子ども自身の考えや気持ちを尊重した支援を行う。

② 一人ひとりを大切にす支援

放課後児童クラブでは、子ども一人ひとりを大切にし、それぞれの子どもの発達に応じ長期的、継続的な視点で支援を行う。

③ 子どもの自己肯定感を高める支援

放課後児童クラブでは、「子どもの生きる力」を育むために、遊びや体験を通して、子どもたちの自己肯定感を高めるために支援を行う。

④ 子どもが安全に楽しく過ごせる支援

放課後児童クラブは、放課後の子どもたちの居場所のひとつであるため、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所づくりに努めるとともに、保護者が子どもを預けながら安心して仕事ができるように支援を行う。

(2) 保護者の子育て支援

① 保護者を支える支援

保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう、日常的に保護者と連携をとり、子どもに関する情報を家庭とクラブで共有を行う。また、子どもの生活基盤である家庭での養育を支援するために、地域の関係機関との連携を図る。

② 保護者と連携・協働した支援

保護者同士が交流したり子育てについて協力しあったりする関係が築いていけるように、保護者懇談会の開催や、保護者も参加できる活動や行事に取り組み、支援を行う。

(3) 子どもが生き生きと育つ環境づくり

① 小学校との連携した支援

クラブを利用する一人ひとりの子どもに対し適切な対応・支援がしていけるように、通学している小学校と相互理解を図り、密な連絡調整を行いながら連携を行う。

② 保育園、幼稚園などと連携した支援

新一年生については、必要に応じてそれまで利用していた幼稚園や保育園とも連携し、各区

の支援課を通じて情報を共有しながら、子ども一人ひとりに応じた対応を行い、個に応じた成長が保証できるようにする。

③ 地域、関係機関との連携・協働した支援

クラブの所在する地域、利用する子どもたちが住んでいる地域の状況や地域性を把握し、子どもの生活に地域の協力が得られるよう、また子どもが生活する地域の安全・安心を確保し向上していけるよう地域の関係団体と協働を行う。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 「放課後児童クラブ危機管理マニュアル」に準じ、食中毒や感染症を予防するため、日常清掃を通じて台所用品、冷蔵庫内、食器類、ふきん、設備や備品等の消毒を実施し衛生管理を徹底する。
- ② 子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう援助し、咳エチケットや手指消毒や検温の実施など子どもと共に日常の衛生管理に努める。
- ③ おやつは材料の選定や保管時の温度管理に加え、手洗い・爪切り・手指消毒、複数名での賞味期限及びアレルギーの確認、腸内細菌検査を実施することで、安全で安心できるおやつを提供する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計をとるとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には「危機管理マニュアル」に基づき、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明および再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不審者対策として、事件・事故の発生を想定して訓練を行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。
- ② 警察や消防、行政などの期間に協力していただき、防犯教室や非行防止教室などを実施する。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」および「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報保護規程」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報に関する基本方針」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」、「当法人経営上の秘密情報」等を在職中ではもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう「誓約書」を法人へ提出することとする。

(5) 災害対策

- ① 毎月1回は子どもが参加して避難訓練等を実施する。
- ② 火災・地震・竜巻・落雷等の発生を想定して訓練を繰り返し行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、「サービス(業務)マニュアル」に基づいた自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。
- ② 鍵の管理においては、「鍵保有状況表」を作成し、施設内にあるすべての鍵について所在、個数を明記し、保管管理する。

(7) あり方検討会の設置

あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 苦情・要望・「みなさまの声」に対する迅速で適切な対応を行う。
- ② 利用者アンケートや保護者懇談会等を通して、利用者のニーズを把握し改善につなげる。

(2) 地域関係機関との連携

- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、学校と情報交換や情報共有を行う。
- ② 子どもの生活について地域の協力が得られるように、各区役所支援課をはじめ、保育所や幼稚園、自治会や民生委員、児童相談所や警察などの関係機関と情報交換や情報共有を行う。
- ③ 行事やイベントの実施や参加のため、近隣の福祉施設等との相互交流を行う。

(3) 専門性の向上

- ① クラブ長及びクラブリーダー会議、ブロック別連絡会議の開催
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修の他、次の研修に参加する。
 - ア 外部派遣研修
県及び市主催の研修
 - イ 事務局児童課が主催する研修
クラブ長向け、支援員向け、補助員向け、単発アルバイト向け、初任者向け、併設クラブ向け、障害児・危機管理等児童の支援に必要な研修
 - ウ 職場内研修を各クラブにおいて実施
- ③ 人権感覚自己チェックシートの記入や研修により、職員の人権擁護意識の向上
- ④ 事業責任者による職員へのスーパービジョンの実施

【22】放課後子ども居場所事業

1 受託事業

新和小学校放課後子ども居場所事業

2 施設の基本理念

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後居場所事業」を目指します。
基本方針	子どもの健やかな育成を支援します。
	保護者の子育てを支援します。
	子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。

3 今年度の施設取組計画

令和6年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
子どもの権利や人権感覚について常に意識することができるよう、研修会を実施する。	子どもの権利や人権感覚に関する研修会の開催
利用者アンケートや苦情申し立て等によって把握した利用者の要望・ニーズを具体化しサービスの向上を図る。	利用者アンケートの見直し
各クラブにおけるOJTの実践を徹底する。	児童クラブ業務マニュアルの見直し

4 具体的計画

(1) 子どもの健やかな育成を支援します。

- ① 子どもの最善の利益を守る支援
- ② 一人ひとりを大切に作る支援。
- ③ 子どもの自己肯定感を高める支援
- ④ 子どもが安全に楽しく過ごせる支援

(2) 保護者の子育て支援

- ① 保護者を支える支援
- ② 保護者と連携・協働した支援

(3) 子どもが生き生きと育つ環境づくり

- ① 小学生と連携した支援
- ② 保護者を支える支援
- ③ 地域、関係機関との連携・協働した支援

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 食中毒や感染症を予防するため、日常清掃を通じて台所用品、冷蔵庫内、食器類、ふきん、設備や備品等の消毒を実施し衛生管理を徹底する。
- ② 子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう援助し、咳エチケットや手指消毒や検温の実施など子どもと共に日常の衛生管理に努める。
- ③ おやつは材料の選定や保管時の温度管理に加え、手洗い・爪切り・手指消毒、複数名での賞味期限及びアレルギーの確認、腸内細菌検査を実施することで、安全で安心できるおやつを提

供する。

(2) 事故防止対策

- ① ヒヤリ・ハット(事件・事故)報告書を作成し、集計、統計をとるとともに、職員間で共有し対策を講じることで同様の事故の未然防止に努める。
- ② 軽微なけがや体調不良、物損事故など、業務中に発生又は確認されたことを業務日誌等に記録し、検証を行う。
- ③ 事故発生時には、迅速な対応を徹底するとともに、万が一、重篤なケガや急病が発生した場合には、さいたま市の所管課や保健所等関係機関と連携し速やかに対応するとともに原因の究明および再発防止策を講じる。

(3) 防犯対策

- ① 不審者対策として、事件・事故の発生を想定して訓練を行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。
- ② 警察や消防、行政などの期間に協力していただき、防犯教室や非行防止教室などを実施する。

(4) 個人情報管理

- ① 「個人情報保護法」および「個人情報保護条例」を遵守し、法人が定める「個人情報保護規程」に基づいて適切に対応する。
- ② 「個人情報に関する基本方針」を施設の目につきやすい場所に掲示し、その仕組みや考え方を利用者に周知していく。
- ③ 職員は業務上知り得た「個人情報」「さいたま市、関係団体及び契約先に関する秘密情報」、「当法人経営上の秘密情報」等を在職中はもとより、退職後も第三者に故意または過失により開示、提供若しくは漏洩し、又は自ら使用することのないよう「誓約書」を法人へ提出することとする。

(5) 災害対策

- ① 毎月1回は子どもが参加して避難訓練等を実施する。
- ② 火災・地震・竜巻・落雷等の発生を想定して訓練を繰り返し行う。訓練では職員や大人が子どもを守ることはもとより、子ども自身に身を守るための手立てを学んでもらい、緊急時に適切な行動ができるよう取り組む。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者に安全で快適な環境を提供するため、自主点検、定期点検、法定点検等のほか、環境整備、備品・遊具等の保守点検を実施し、安定的な施設管理に努める。
- ② 鍵の管理においては、「鍵保有状況表」を作成し、施設内にあるすべての鍵について所在、個数を明記し、保管管理する。

(7) あり方検討会の設置

あり方検討会を設置し、施設認知度の向上と新規利用者の獲得、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① 苦情・要望・「みなさまの声」に対する迅速で適切な対応を行う。
- ② 利用者アンケートや保護者懇談会等を通して、利用者のニーズを把握し改善につなげる。

(2) 地域関係機関との連携

- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、学校と情報交換や情報共有を行う。
- ② 子どもの生活について地域の協力が得られるように、各区役所支援課、保育所や幼稚園、自治会や民生委員、児童相談所や警察などの関係機関と情報交換や情報共有を行う。
- ③ 行事やイベントの実施や参加のため、近隣の福祉施設等との相互交流を行う。

(3) 専門性の向上

- ① クラブ長及びクラブリーダー会議、ブロック別連絡会議の開催
- ② 事業団事務局及び研修委員会で企画する研修の他、次の研修に参加する。
 - ア 外部派遣研修
県及び市主催の研修
 - イ 事務局児童課が主催する研修
クラブ長向け、支援員向け、補助員向け、単発アルバイト向け、初任者向け、障害児・危機管理等児童の支援に必要な研修
 - ウ 職場内研修を各クラブにおいて実施
- ③ 人権感覚自己チェックシートの記入や研修により、職員の人権擁護意識の向上
- ④ 事業責任者による職員へのスーパービジョンの実施

【23】大宮ふれあい福祉センター

1 指定管理期間

令和2年度～令和6年度

2 施設の基本理念

基本理念	「市民相互の理解と交流を深めることができる、福祉活動の拠点」を目指します。
基本方針	福祉活動の拠点としての機能を高めます。
	市民・福祉団体の交流を支援します。
	すべての市民に分かりやすい福祉関係情報の発信に努めます。
	福祉施設と地域の住民の交流を促進します。

3 今年度の重点取組項目

令和3年度～令和7年度施設目標	今年度の目標
当センターで販売活動を行う福祉団体等のPRをし、利用者の利便性の向上を図るとともに、利用団体の活動を支援する。	当センターwebサイト掲載内容、掲載したことによる効果を検証し、次年度以降の取組を検討する。
利用団体の許可を前提に当センター利用団体一覧を作成し、当センターのwebサイトで公開を行うことで、利用団体の活動支援と新規利用者の獲得を図る。	掲載した利用団体にアンケートを配付し、掲載の効果を検証する。
利用者の満足度向上のため、接遇・マナーのスキルアップを図る。	施設内接遇研修及びチェックリストの実施

4 具体的計画

地域における福祉活動の拠点として、福祉団体及び市民に対し福祉活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、障害者、高齢者等をはじめ市民の福祉の増進を図る。

また、福祉センターをさらに広く市民に活用いただける施設とするため、センターのパンフレットのリニューアルを行い、近隣自治会や地域の方々、各関係機関に配布するとともに交流を図っていく。

(1) 福祉活動の拠点としての機能の向上

安全・安心な施設づくりのため、修繕後の設備確認・備品等の入替計画を作成する。

また、利便性・サービスの向上のために利用者懇談会、みなさまの声を活用する。

(2) 市民・福祉団体の交流の支援

① 情報交換の場の設置、福祉活動体験事業等の新規事業について準備・実施する。

② 毎年開催している利用者懇談会の実施にあたって、地域の関係機関にも声掛けを行い、利用団体や地域の方々からご意見を伺い、運営に反映させる。

(3) すべての市民に分かりやすい福祉情報の発信

関係団体の機関誌、福祉施設広報、福祉情報、ボランティア情報をカテゴリー別にロビー等に設置する。また、事業団webサイトやX等のSNSツールを活用して施設のPRや、施設内で活動している団体のPRを行う。

(4) 福祉施設と地域住民の交流の促進

利用者懇談会やみなさまの声を活用し、利用者ニーズの把握に努めるとともに、利用者のニーズにあった新規事業について準備・実施する。

5 管理運営体制

(1) 衛生管理・感染症対策

- ① 健康管理、感染対策等に関するポスター掲示等を行う。
- ② 法人で行っている感染症対策研修に職員が参加し、職員間で伝達研修を行う。
- ③ 各所へ手指消毒液の設置や定時による換気、貸出し時に利用者へ協力の依頼や注意喚起を行うなど、感染拡大防止に努める。

(2) 事故防止対策

- ① 「福祉センター安全管理点検項目」の見直しを行うとともに、日常点検及び月次点検を実施する。
- ② ヒヤリ・ハットや業務日誌等を活用し、危険箇所の点検、修復を図る。
- ③ 「普通救命講習Ⅰ」について、新入職員及び受講後5年を経過した職員を受講させ、緊急事態に適切に対応できる職員を育成する。

(3) 防犯対策

不審者対策として、護身用具の整備などを行い、必要に応じて使用訓練等を行う。

(4) 個人情報管理

- ① 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する研修に参加し、個人情報の取り扱い等の共通理解を高める。
- ② 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティチェックリストを使用し、情報管理に関する自主点検を年1回以上実施する。
- ③ 利用者登録情報の見直し
ホームページに掲載している利用者登録情報について、各団体に対して個人情報の取り扱いについての説明を改めて行うとともに、利用者登録情報の見直し、整備を行う。

(5) 災害対策

- ① 火災・地震等の発生時を想定した避難訓練を実施する。(年1回)
- ② 事業継続計画(BCP)に基づく職員研修を実施する。
- ③ 事業継続計画(BCP)に基づき、適切な量の非常用備蓄品の、整備・入替を行う。
- ④ 指定避難所の要配慮者優先避難所として、緊急時には、さいたま市の避難所設置に協力する。

(6) 施設維持管理

- ① 利用者の安全を確保するため利用者が使用する設備・備品の点検及び入替を行う。
- ② 上記以外の備品整理を行い、備品リストの見直しを行う。

(7) あり方検討会

月1回あり方検討会を開催し、施設認知度の向上と利用者サービスの質の向上、経営の効率化に努める。

6 サービス向上計画

(1) 利用者の意見を反映させる取組

- ① アンケートの実施・活用
ホームページに団体情報を掲載したことに対する効果を確認するためアンケートを実施する。そのうえで、改善点があれば適時対応する。
- ② 利用者懇談会の実施
事務所設置団体及び利用団体とセンターの運営に関する意見交換を行う。また、地域の関係

機関にも声掛けを行い、センターの周知を行うとともに地域の方々からもセンターに対する要望等を伺う。

いただいた意見をセンター内で検討・協議して、サービスの向上につなげる。

③ みなさまの声の投書箱の活用

利用団体や個人でロビーに立ち寄られた方からもご意見をいただけるように、投書箱を設置する。いただいた意見に対しては、回答を作成し館内に掲示する。

④ 接遇についての見直し

施設内研修として、接遇についての自主研修を年1回以上実施し、利用者の満足度向上に努める。

(2) 地域、関係機関との連携

① 地域を対象とした事業を実施し、住民の方々との相互の交流・連携・協働が築けるよう交流事業を行う。

② 福祉関係機関のみならず地域の博物館・公民館等の地域人材・社会資源を積極的に活用・連携を図る。

(3) 専門性の向上

事業団事務局及び研修委員会で企画する研修のほか、次の研修に参加する。

① 外部派遣研修（さいたま市、全社協、県社協、市社協等）

普通救命講習Ⅰ、感染症対策研修、人権擁護研修等へ参加する。

② 職場研修

外部研修、事業団主催研修等の伝達研修を開催する。

7 年間行事等

開催月	行事名
4月～ 12月	中規模修繕のため休館
2月	利用者、地域等懇談会
3月	土手町1丁目自治会共催事業「合同防災訓練」

